

令和2年第5回矢掛町議会第3回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和2年8月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前11時20分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |           |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長     | 嶋 山 英 二 | 総務防災課長      | 堀 賢 一     |
| 企画財政課長    | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 |
| 保健福祉課長    | 小 川 公 一 | 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   |
| 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長      | 平 井 勝 志   |
| 教 育 課 長   | 藤 原 徳 忠 | 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   |
| 会 計 管 理 者 | 奥 村 栄 治 | 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   |
| 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 | 企画財政課長代理    | 河 上 昌 弘   |
| 矢 掛 寮 長   | 西 山 弘 之 | 財 政 管 財 係 長 | 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第58号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。

岡山県下のコロナウイルス感染者も100人を超えました。三密を避け、感染しないような対策を取った上での行動を心掛けていただくようお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第5回矢掛町議会第3回臨時会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番山部多喜夫君と、7番花川大志君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（土田正雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（土田正雄君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第5回矢掛町議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、現在、首都圏、関西圏を中心に全国各地で新型コロナウイルス感染が発生しており、第2波が発生したという発言記事も出てまいりました。岡山県でも、接待を伴う飲食店等において、クラスターの発生も確認され、日々、感染者が出ておりまして、非常事態宣言と言えるような状況が近づいておるように思っております。

そういう中、矢掛町ではこれまでも新型コロナウイルス感染症緊急対策を実施し、町民の皆様の健康と暮らし、町内事業者の営業を守るため全力を挙げてまいりました。今のところ、感染者がゼロでありますけれども、いつでもどこでも発生しても不思議ではないという状況でありますので、緊張をしっかりと、町民一緒にですね、この難関を乗り越えていきたいと思っております。

反面、依然としてですね、町民生活や町内事業所は、大変厳しい状況にあることから、このたび、国

の第二次補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、4回目の新型コロナ予算を議長と相談し、9月を待たず8月の臨時会を招集させていただきました。

内容的には、このあと課長のほうで説明しますが、以前の3回より、より幅広く活用する内容となっております。その過程におきましては、議員の皆さんからも要望をお聞きいたしました。内容を見させていただきましたが、もうできるだけこの予算へ反映しとると思いますが、議員独自の計上の内容のもの。それから、職員が提案したものと一緒になった内容のもの。以前3回に提案した内容のもの。そしてまた、このコロナ予算外のもの等がございました。できるだけ、このたびの予算に取り上げさせていただいております。なお、申し置いておりますが、今回の予算は議員は御存じのように、地方創生臨時交付金。これが、財源であります。

もう一つですね、この件につきましては、包括支援交付金というお金がございます。これについては、どちらかといえば行政でなしに、病院協会とかですね、医師会とか。それから福祉団体等々へ流れていってますので、町の情報は非常に遅かった状況ではございます。そういう面で県のほうへ、私が直に行きまして情報収集し、担当と協議しながら、この予算へは間に合っておりません。9月の議会へまとめてできればというふうに思いますが、いま内容について担当のほうは研究をしておる段階でありますので、申し添えておきたいと思っております。これがまとまりますと、9月の一般の議案とともにですね、予算計上していきたいというふうに思っております。そういう中で、今回の予算でございますが、2億2,200万円ということの計上でございます。議員の皆さんにも補正予算につきまして、御審議をお願いし、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思っております。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第58号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（土田正雄君） 日程第4、議案第58号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。提案理由及び議案の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） 議案第58号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。今回の補正額は2億2,200万円の増額で、補正後の予算総額は101億7,600万円となります。これは、本年度の新型コロナウイルス感染症対策第4弾として編成したものであります。

詳細な内容につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第58号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 提案理由及び議案の説明が終わりました。

ただいまより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第58号を所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩したしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせいたします。このあと、10時から予算決算常任委員会を開催いたしますので、委員の皆様は全員協議会室に御参集をお願いいたします。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告を行います。

それでは、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いします。田中委員長。

**○1番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日、6日の本会議において付託を受けました、議案第58号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての議案審査のため、本日午前10時より予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長以下関係職員の出席を求め、質疑応答により慎重に審査をいたしました。詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要について、御報告いたします。

補正予算に関する審査内容及び結果についてであります。議案第58号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての質問内容につきましては、総務費では、テレワーク等環境整備、サーマルカメラの設置場所及びサテライトオフィス整備について質問がありました。民生費では、いきいきサロン感染症対策等の質問がありました。また、商工費では、誘客促進、キャッシュレスポイント還元事業、マイクロツーリズム実施事業補助及び無料モニターツアー実施事業補助について、質問がありました。教育費では、小中学校空気清浄機整備等の質問がありました。

以上が、議案第58号の補正予算の審査概要でございますが、審査後の採決をとりましたところ、賛成多数で、原案を了とした次第であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層適切な事務事業執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 委員長から付託案件の審査報告がありました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、石井君

**○5番（石井信行君）** 私は、町長が最初にこの議場で説明して下さったときに、財源について、もう一つの財源があつて、それは医療に関係することだつてすごく希望を持ったんですが、委員会でもそのことを希望を持っているんですが、今回のこの予算では、私は、いま、時期としては、とにかくコロナの感染拡大をどうやって防ぐか。その1点に集中すべきではないかということで、医療体制をどう作るか、検査体制をどう作るかということに非常に関心がありました。

議長から、予算要望ないかと言われたときに、PCR検査のことを出しました。でも、財源が違うからということで、ちょっとこれはよけられたようなんですが、いろんなこの呼び込みをする、経済を回さなければいけないということはわかるんですが、いま、これをすることが本当にいいのか。感染の数がずうっと増えています。全国に広がっています。で、今までなかった所も出ています。矢掛町だってないと言えません。でも、きたって大丈夫だよという体制をやっぱり、いま作っておかないと、秋口から冬になってインフルエンザとダブったときにどうなるか、ということを考えると、私はもう不安でたまりません。

それで、あえて言いたいのは、この自粛と休業補償というのを、もっとその事業継続特別支援金ですか。そういう、その事業者を支えていくのと併せて、医療体制を検査体制をどう作っていくかということが、どうしても今の時期ないとだめだということで、私はこの補正案には反対します。で、世田谷がいまやっているように、いつでも、どこでも、だれでも、希望する人が検査ができるような体制を作る。すぐお金は掛かるとは思うんですが、そのことを希望して反対討論とします。

**○議長（土田正雄君）** これに討論はありませんか。

〔なし〕

はい、討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。なお、先ほど反対討論がありました、議案第58号については起立による採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従います。

議案第58号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第58号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動並びに各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、議会の継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期・日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期・日程等の議会運営については、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中

の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りします。本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって第5回矢掛町議会第3回臨時会を閉会いたしたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、これをもって、第5回矢掛町議会第3回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

第3回臨時会につきましては、補正予算1件の上程でございましたが、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御決定いただきまことにありがとうございました。本来の予定ですと、東京オリンピック・パラリンピックが行われ、日本中が熱気の渦に包まれるはずでございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、来年の夏に延期になりました。新型コロナウイルス感染症拡大の勢いはいまだにとどまることは知らず、緊急事態宣言が解除された日本でも都市部を中心に全国に感染が広がりを見せており、油断できない状況でございます。

本町におきましても、町民の皆様と事業者の皆様に早急に支援を届けますとともに、引き続き感染拡大防止など全力で取り組んでまいります。

あえて、町民の皆様をお願いでございます。なかなか、ウイルスのわからない状況の感染が続いております。その中では、基本的なマスク、そしてまた、手洗い等基本ルールを守り、そして、いざ行動を起こすときには三密を十分心得た中で、自衛精神でお互い頑張っていきたいと思っておりますので、協力方お願いいたします。議員の皆様には、健康に御留意いただき、より一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（土田正雄君） 以上をもちまして、閉会といたします。皆さん、お疲れ様でした。

午前11時20分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員

令和2年第6回矢掛町議会第3回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和2年9月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午後 0時15分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 町 長 山 野 通 彦       | 副 町 長 山 縣 幸 洋         |
| 教 育 長 嶋 山 英 二     | 総務防災課長 堀 賢 一          |
| 企画財政課長 松 嶋 良 治    | 町 民 課 長 稲 田 由 紀 子     |
| 保健福祉課長 小 川 公 一    | 産業観光課長 妹 尾 一 正        |
| 建 設 課 長 渡 邊 孝 一   | 上下水道課長 平 井 勝 志        |
| 教 育 課 長 藤 原 徳 忠   | 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也       |
| 会 計 管 理 者 奥 村 栄 治 | 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之   |
| 総務防災課長代理 立 川 人 士  | 企画財政課長代理 河 上 昌 弘      |
| 矢 掛 寮 長 西 山 弘 之   | 財 政 管 財 係 長 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文      書      記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第60号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第5 発議第1号 矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第6 議案第61号 令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
議案第62号 令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
議案第63号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
議案第64号 令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
議案第65号 令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定について  
報告第4号 令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について  
議案第66号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第67号 矢掛町手話言語条例制定について  
議案第68号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
議案第69号 町道の路線認定について  
議案第70号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について  
議案第71号 令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第72号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について  
議案第73号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について  
議案第74号 工事請負契約の締結について {緊急自然災害防止対策事業 有木谷東ポンプ場整備工事（機械）の請負契約の締結}  
議案第75号 公有財産の取得について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。

9月に入りましてもまだまだ暑い日が続いております。今後におきましても、体調面に十分御留意いただきたいと思います。

本日は何かと御多用のところ、お繰り合わせ御出席をいただき御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第6回矢掛町議会第3回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土田正雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、8番川上淳司君と、9番浅野 毅君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（土田正雄君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2日から15日までの14日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から15日までの14日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（土田正雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。山野町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第6回矢掛町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私御多忙な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、今年の夏は全国的に猛暑に見舞われ、これまでの国内最高気温と並ぶ41.1度を記録する地域もあったようでございます。9月になりますと、多少朝夕は、しのぎ良さも感じられるようになってまいりましたが、まだまだ残暑も厳しく、町民の皆さまには熱中症の対策を取るなど、お体には十分注意していただきたいと思います。

また、例年、台風の襲来や集中豪雨により、全国各地で大きな被害が出ており、本年は更にコロナウイルス感染症の影響もあり、これまでも防災備蓄や避難所等の対応・整備を行ってきておりますが、当町の防災への取組といたしまして、先月30日、岡山県備中県民局と合同で、新型コロナウイルス感

染症に対応した避難所運営を目的とした研修会を開催し、各地区の自治会や自主防災組織の関係者をはじめ、岡山県や他市町村の職員などを含め約 100 名が参加し、防災知識及び意識の向上を図りました。

今後も、気を緩めることなく、また、町民の皆さまの防災意識の向上に向けた取組が重要であることを強く感じているところでございます。

さて、政治情勢では大変大きな動きがありまして、御承知のとおり、先週の金曜日、安倍首相が辞職を表明され、今後の新総裁の選出、国の動向が気になるところでございます。

そうした中、国内の経済状況におきましては、内閣府の月例経済報告で、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる、としております。

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の引上げの両立や、新たな日常を通じた質の高い経済社会の早期実現を目指し、国内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極め、臨機応変に対応する姿勢であります。

一方、町政につきましては、今年度も5か月が経過したところでございますが、防災対策の取組、人口増実現に向けた子育て支援の充実、まるごと道の駅、3つの事業を柱とした賑わいのまちづくりに加え、コロナ対応事業も順調に進んでいるところでございます。

今後につきましても、国・県の政策や動向を常に念頭におきまして、議員の皆様の御理解と御協力をいただきながら、厳しい中にも健全な財政運営のもと、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただきます案件は、人事案件について2件、令和元年度一般会計ほか特別会計及び企業会計の決算認定について5件、各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について1件、条例の制定・一部改正について2件、過疎計画の変更について1件、町道の路線認定について1件、一般会計ほか補正予算について4件、工事請負契約の締結について1件、公有財産の取得について1件の計18件でございます。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会につきましても、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告を申し上げます。9件であります。

まず、報告第1号、道の駅の名称決定について、御報告申し上げます。

本町及び岡山県では、令和3年3月のオープンに向け、道の駅を整備しているところでございますが、このたび、7月1日に登録されました道の駅の名称を決定いたしましたので御報告申し上げます。名称は、“山陽道やかげ宿”でございます。

この名称につきましては、6月17日から7月22日までの約1か月間、広報・チラシ・インターネット及び新聞等を活用し名称募集を行った結果、北は北海道から、南は鹿児島県までの725件の応募があり、書類審査の一次選考、町内の各種団体の代表者及び町外の有識者で組織された選考会で第2次選考を経て、決定したものでございます。

最優秀賞に選ばれたのは秋田県在住の方で、命名理由として「施設のコンセプトが『矢掛まるごと道の駅』であり、山陽道の宿場町として栄えた矢掛宿であること」とされておりました。

山陽道やかげ宿は、多くの方に親しまれ、愛され、お客様をお迎えするのにふさわしい名称となっております。

なお、現在、駅舎の監修を手掛けていただいております、岡山県出身の工業デザイナー水戸岡鋭治氏の最終構デザインを資料として皆様のお手許に配付しておりますので、併せて見ていただければと思います。

道の駅 山陽道やかげ宿は、今後のまちの発展に不可欠な施設となりますので、引き続き御協力のほど、よろしく申し上げます。

報告第2号、矢掛町空き家等対策計画の策定について、御報告申し上げます。

皆さんのお手許に配付しておりますが、近年、人口減少や核家族化、過疎化の進行に伴い、空き家等が増加しており、適切な管理が行われていない空き家等については、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているものもあります。このような状況の中で、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するため、矢掛町空き家等対策計画を策定いたしました。

この計画では、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間と定め、町内全域を対象地域とし、空き家等の有効活用を図り、適正な管理の促進や適正な管理が行われていない特定空き家等に対する認定及び措置などを定めております。今後、この対策計画に沿って、空き家等の施策を推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

報告第3号、自治協議会主催、町政懇談会の中止について御報告申し上げます。

自治協議会主催の町政懇談会についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は町政懇談会を実施しないことが、自治協議会連絡会議において決定されましたので御報告申し上げます。

報告第4号、敬老会の中止について御報告申し上げます。

毎年開催しております町主催の敬老会につきまして、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止いたします。

敬老会は、やかげ文化センターホールを会場に、毎年500人を超える方に参加していただいておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、3つの密を回避するための会場の確保が困難なことから、中止することといたしましたので、御報告申し上げます。

報告第5号、谷村新司トーク&キャラバン ココロの学校の公演中止について、御報告申し上げます。

この公演につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度から2回にわたり延期をしておりますが、御承知のとおり、県内をはじめ全国で新規感染者が確認される状況が続いております。このような状況の中、委託業者と協議を重ね、国のガイドラインを考慮した結果、公演開催は難しいという結論に至りました。

つきましては、この公演を中止することを決定いたしましたので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。この公演は、子どもたちが参加できる有意義なコンサートであり、来年度以降同様のコンサートの開催を検討したいと考えております。

なお、入場料金6,000円につきましては、全額払戻しさせていただき、チケット購入者には周知徹底を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告第6号、令和2年秋の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますパンフレットを、御覧をいただきたいと思います。毎年行われております秋の交通安全県民運動が、今月21日の月曜日から30日の水曜日までの10日間、「思いやり ゆとり

は無事故へ「つづく道」をスローガンに、県下一斉に行われます。

矢掛町では、秋の交通安全県民運動期間中、警察署や交通指導員等と協力しながら、交通事故ゼロを目指し、さらなる交通安全の周知徹底を図ってまいります。町民の皆様には改めて、交通ルールは絶対を守る。自分の安全は自分で守る。そして事故は起こさない、という強い気持ちを持って、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

どうか、議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で、引き続き、交通事故ゼロを目指し、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告第7号、なばたとしたか こびとづかんの世界展の開催について、御報告申し上げます。

やかげ郷土美術館では、10月31日の土曜日から、12月20日の日曜日まで、やかげ郷土美術館開館30周年記念特別展、なばたとしたか こびとづかんの世界展を開催いたします。

平成18年発刊以来、多くの人々を惹きつけている、絵本作家なばたとしたか氏のこびとづかんシリーズの、原画やスケッチ、フィギュアなどを紹介いたします。一度見たら忘れることのできない強烈な印象を与える作品ですが、書籍だけでは感じきれない緻密さや、独自の世界観を御覧いただきたいと思います。入館料は、一般600円、中学生・高校生400円、小学生200円、未就学児は無料となっております。

町民、議員の皆様におかれましても、御家族、御友人をお誘いの上、御覧いただきますよう、御案内を申し上げます。

報告第8号、矢掛町協働のまちづくり表彰式の開催について、御報告申し上げます。

来たる10月31日土曜日役場3階大会議室で、矢掛町協働のまちづくり表彰式を開催いたします。

この表彰は、町民をはじめ様々な主体が取り組む、魅力あふれる地域づくりに顕著な功績のあった個人、団体を表彰しております。その中で、末永三喜太賞として表彰をしておりますが、これは、本町出身の故末永三喜太氏から、生前に御寄付いただいた財産で創設した末永基金を活用して表彰するもので、8020達成者表彰、社会福祉協議会会長表彰と合わせて行うものでございます。この表彰により、一層、今後の本町の文化、スポーツ振興、地域振興につながっていくものを期待しております。

報告第9号、放課後等デイサービスホハルの開設について、御報告申し上げます。

昨年度末をもって閉園した旧美川幼稚園の園舎を活用した、放課後等デイサービスホハルが、9月1日にスタートいたしました。

放課後等デイサービスとは、学校へ行くのにサポートが必要な子が、放課後や休業日に通い、学校や社会に馴染んでいけるように支援をする事業所で、ホハルは、倉敷市真備町で事業所を運営されている民間事業者でございます。平成30年の災害により真備町の事業所も被害を受け、真備町の子たちが利用できない事態となり、矢掛町の利用者も複数いるということもあり、事業者及び地元から要望があり、関係者の御理解を得ることができました。町は場所を提供し、運営はホハルが行うことになります。

5月臨時議会で補正予算を議決いただき、町で旧幼稚園のトイレ改修を行い、ホハルが県の指定を受け、このたびの開設に至りました。スタート時は、登録児童数約20人、1日の定員約10人で始め、今後若干増えていく予定であると聞いております。始まったばかりではございますが、これからだんだんと地域の中に溶け込んで、矢掛町の子どもたちの、健やかな成長に大きく寄与していただけると期待しております。

議員の皆様にも、末永く温かい目で見守っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 町長からの報告が終わりました。次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第60号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

**○議長（土田正雄君）** 日程第4、議案第59号、人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第60号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第4、まず議案第59号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員であります、藤原立志氏、長屋裕介氏の2名が、本年12月31日をもって、任期が満了いたします。

これに伴いまして、引き続き、矢掛町東三成1485番地1、藤原立志氏、矢掛町上高末3861番地、長屋裕介氏の2名を委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見を承りたく、この議会に提出させていただくものであります。

経歴につきましては、お手許に配付しております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。藤原氏につきましては、平成27年1月から、また、長屋氏につきましては、平成30年1月から現職委員として御活動いただいております、豊富な経験を有しておられまして、今回、引き続き推薦させていただくものでございます。

就任後の任期は、令和3年1月1日から3年でございます。

なお現在、本町の人権擁護委員は、伊達佳枝氏、渡邊惣市氏、松村淳子氏、山本静枝氏と今回お願いしております2名の計6名でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、議案第60号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の岩崎恭子氏が、令和2年9月30日をもって、任期が満了いたします。このことに伴いまして、新たに、矢掛町南山田3260番地2、妹尾美智恵氏を任命させていただきたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、この議会で同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号2を御覧いただきたいと存じますが、妹尾美智恵氏は学校教育に尽力され、豊富な経験を有しておられる方でございます。

任期につきましては、本年10月1日から4年でございます。

なお、教育委員は現在、小川雅史氏、檜崎裕志氏、渡邊章子氏と、このたび改選されます妹尾氏の計4名でございます。どうかよろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第59号及び議案第60号は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第59号、人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第60号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 発議第1号 矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（土田正雄君） 日程第5、発議第1号、矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

発議第1号については、議会運営委員会の委員の皆さんから提出がなされたものであります。

提出者からの説明をお願いいたします。議会運営委員会委員長、山野豊久君。

○11番（山野豊久君） それでは、発議第1号、矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提出者を代表して提案理由の説明をいたします。

これは、地方自治法の一部改正により第109条の2第4項が、第109条第3項となり、条項にずれが生じたため、矢掛町議会会議規則第72条第2項中で地方自治法を引用していた部分の改正が必要となり、このたび、規則の一部改正を行うものです。

なお、引用先条文の内容についての変更はございません。

また、施行日は公布の日からとしております。

以上、この発議第1号についての提案説明を終わります。

○議長（土田正雄君） これより質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第1号は原案のとおり決することに、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号、矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

- 日程第6 議案第61号 令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
議案第62号 令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
議案第63号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
議案第64号 令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
議案第65号 令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定について  
報告第4号 令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について  
議案第66号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第67号 矢掛町手話言語条例制定について  
議案第68号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
議案第69号 町道の路線認定について  
議案第70号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について  
議案第71号 令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第72号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について  
議案第73号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について  
議案第74号 工事請負契約の締結について【緊急自然災害防止対策事業 有木谷東ポンプ場整備工事（機械）の請負契約の締結】  
議案第75号 公有財産の取得について

**○議長（土田正雄君）** 日程第6、議案第61号から報告第4号を含め、議案第75号までを一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第61号から議案第65号までの、令和元年度各会計の決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定、企業会計につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、この議会に認定をお願いするものでございます。

なお、決算書と併せまして、法令に基づきます主要な施策の成果に関する説明書と監査委員の意見書を提出いたしておりますので、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、後ほどそれぞれ説明させますが、私のほうから、多少内容に触れさせていただきます。

まず、議案第61号、令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが、令和元年度の地方財政につきましては、引き続き公債費及び社会保障費の増傾向が続いている中、大幅に地方財源が不足し、構造的にも極めて厳しい状況となっております。

しかしながら、本町では、めまぐるしく変化する国策にも十分配慮し、収入面の確保について、職員共々創意工夫をしながら、積極的に財源探しをする中で、体力のある財政運営に取り組んでまいりました。

令和元年度は、平成30年7月豪雨による甚大な被害からの復旧・復興を最優先としながら、災害の

検証を踏まえ、さらなる防災対策に取り組んでまいりました。災害からの復旧・復興としましては、町内各地の農業用施設や道路・橋りょう施設の復旧をはじめ、農業者向けの経営体育成支援事業や被災家屋の公費解体を実施するとともに、防災対策といたしまして、地域防災計画の改訂のほか、災害時における新たな情報伝達手段としての戸別受信機及びアプリの整備、矢掛・小田地区の浸水対策、ため池ハザードマップの作成などを実施いたしました。

一方で、これまでの“やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち”の実現と、人口増にむけた取組も進めてまいりました。特に、子育て支援のさらなる充実施策として、矢掛保育園と町内4つの幼稚園を統合した認定こども園の整備を行い、本年4月から3保育園と1認定こども園の4園体制へと移行いたしました。

そのほかにハード面では、運動公園線や土井行部線、東郷橋などの道路・橋りょう改良をはじめ、各小学校の危険ブロック塀の改修、新小林住宅の建替えなどの施設整備のほか、矢掛放送のネットワーク光化促進事業への補助や、官民連携無電柱化事業をはじめ、道の駅を中心とした賑わいのまちづくりのための各種施策に取り組んでまいりました。

また、ソフト面では、新たに設立した、やかげDMOの運営支援や、地方創生推進交付金を活用したプロモーション動画やAR・VRコンテンツの制作を行うなど、さらなる賑わいづくりの基盤作りに取り組みました。

そして、引き続き自治協議会活動補助、地域福祉バスの運行、定住促進助成、子ども医療費の助成、結婚祝金・誕生祝金の支給などを行ったところでございます。

そのほか、介護予防、高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策をはじめ、保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉と健康づくりの推進など、住民生活に密着した各種施策に取り組んでまいりました。

その結果といたしまして、一般会計の決算規模は、歳入総額9億4,648万3,000円。歳出総額8億4,146万円。差引き7億7,502万3,000円となり、昨年度に比べ、歳入総額が7.1パーセント、歳出総額が9.4パーセントの減となっております。そして、繰越明許費の財源1億2,169万2,000円を次年度に繰越し、実質収支6億5,333万1,000円の黒字決算となりました。

そのうち、法令等に従いまして、財政調整基金へ3億2,700万円を積立てております。

特別会計につきましても、概ね順調な決算となっております。係数的な説明につきましては、会計管理者、財政状況につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第62号、令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが、令和元年度の病院事業の主な取組といたしましては、継続して救急医療体制の維持、病床稼働率の向上に努めました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和元年度の決算状況につきましては、収益的収支は、純損失で1,863万円を計上しております。次に、資本的収支では、企業債のほか、一般会計からの出資金を財源に、より良い医療の提供のため、医療機器の更新と施設整備を行いました。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第63号、令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが、令和元年度の介護老人保健施設事業の主な取組といたしましては、利用者の確保に努めながら、事業の継続運営を行ってまいりました。また、1月からは新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策を行い、利用者や職員から感染者を出さない感染予防に努めました。こうした中、収益的収支では、純利益を計上することができており、資本的収支では、より良いサービスを提供するため、施設改修な

どの環境整備を行いました。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第64号、令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが、令和元年度の水道事業の主な取組といたしましては、安全で安心な水の安定供給のため、老朽施設の更新や適正な維持管理に努めました。こうした中、収益的収支では、純利益を計上することができ、資本的収支では、老朽施設更新事業への設備投資を実施しました。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第65号、令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてでございます。令和元年度の下水道事業の主な取組といたしましては、経営の効率化を目的とした農業集落排水処理施設統合事業などの実施や、維持管理の適正化に努めました。こうした中、収益的収支は、純利益を計上することができ、資本的収支では、農業集落排水処理施設の統合事業、施設長寿命化事業、処理施設増設事業への設備投資を実施いたしました。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第4号、令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、提案理由を御説明申し上げます。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。矢掛町の令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、指標の数値としてはいずれも財政状態の危険度の基準である、早期健全化基準・財政再生基準をはるかに下回っており、財政状況は健全であります。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第66号及び議案第67号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第66号につきましては、条例の一部改正に関するものであり、議案第67号につきましては条例の制定に関するものでございます。いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第66号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を12月31日まで延長するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第67号、矢掛町手話言語条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。この条例は、障害者の権利に関する条約や改正障害者基本法において、手話は言語であることが明記されたことに伴い、手話を必要とする人が暮らしやすいまちづくりを推進することを目的に新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第68号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により準用される同条第1項の規定に基づ

き、この議会の議決を求めるものでございます。御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業については、その財源として、後年度に借入額の7割が交付税措置される、過疎対策事業債を発行することができるものでございますが、このたび、新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要が生じたため、この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第69号、町道の路線認定について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町道の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第70号から議案第73号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

なお、議案第70号及び議案第71号の一般会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第72号及び議案第73号の矢掛町病院事業会計及び矢掛町介護老人保健施設事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第70号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、お手許にですね、資料4という資料があるかと思います。

前回の議会で、国からの交付金の話でございますが、これ1番上にまず緊急包括支援交付金。この事業につきましては、この議会で一括計上するということをお約束したものでございます。あの時から、県のほうへ私も出向きましたり、それから県から各担当のほうで資料を集めて、交付金の総額を、一番上にあります、この3つの会計で7,899万1,000円。これだけが交付金としていただけるだろうという予算を計上いたしております。この内容については、あえてわかりやすく私がまとめたものでありまして、一番上が、一般会計の児童福祉施設の内容。2番目が病院会計の内容。下が、たかつま荘介護老人保健施設の内容。これは、このわかりやすく作った資料でありまして、予算内容についてはそれぞれの担当課長が説明いたしますので、この中身について私からは説明を省かせていただきます。

そういうことで、今回のこの一般会計のほうに戻りますが、補正は6億6,100万円の増額でございます。補正後の予算総額は108億3,700万円となっております。主な内容といたしましては、お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

最初、6月から7月にかけての二度の大雨によりまして、被災しました町道伏村線ほか6か所の災害復旧及び再度被災防止のための防災対策に要する経費を、総務費と災害復旧費へそれぞれ計上いたしております。なお、基金費では、将来の財政負担を軽減するために、前年度に借入れた過疎対策事業債と辺地対策事業債の交付税措置されない分、すなわち、償還予定額のそれぞれ、過疎については3割相当額、辺地については2割相当額を、減債基金に積立てる措置を行っております。これをもって、昨年度事業において借入れた地方債につきましては、償還財源の積立てにより、将来負担を心配する必要がないという財政措置でございます。さらに、将来の財政負担軽減及び町債残高削減のため、計画的な町債の繰上償還を実施するため、公債費へ所要の経費を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長及び課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第71号、令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

が、主な内容としたしましては、令和元年度の決算に伴う国、県、町及び支払基金の精算に係る補正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第72号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な内容としたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金に係る感染症対策の経費として収益的収支、資本的収支ともに補正予算を計上していただいております。

なお、特別利益及び特別損失は国からの新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の予算を上げております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第73号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において、感染対策として必要な備品整備と、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に係る経費を計上していただいております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号、工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、緊急自然災害防止対策事業有木谷東ポンプ場整備工事（機械）の請負契約の締結について、同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第75号、公有財産の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

空き家を地域活性化のための宿泊施設——お試し住宅として整備するため、建物を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第61号から議案第75号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** つぎに、議案の説明を求めます。会計管理者。

**○会計管理者（奥村栄治君）** 〔議案第61号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

なお、先ほど教育委員会委員さんの御同意をいただきました、妹尾さんが御挨拶に来られておりますので、議員の皆様にはこの後、議員控室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 〔議案第61号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 病院事務長。  
○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第62号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 介護老人保健施設事務長。  
○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第63号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 上下水道課長。  
○上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第64号・議案第65号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 企画財政課長。  
○企画財政課長（松嶋良治君） 〔報告第4号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 町民課長。  
○町民課長（稲田由紀子君） 〔議案第66号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 保健福祉課長。  
○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第67号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 企画財政課長。  
○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第68号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 建設課長。  
○建設課長（渡邊孝一君） 〔議案第69号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） お諮りいたします。昼食の時間が近づいてまいりましたが、このまま会議を続行したいと思いますが、これに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。引き続き説明をお願いいたします。  
企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第70号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 企画財政課長代理。  
○企画財政課長代理（河上昌弘君） 〔議案第70号事項別明細について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 保健福祉課長。  
○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第71号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 病院事務長。  
○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第72号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 介護老人保健施設事務長。  
○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第73号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 企画財政課長。  
○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第74号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 建設課長。  
○建設課長（渡邊孝一君） 〔議案第75号について説明記載省略〕  
○議長（土田正雄君） 昼食などの時間が多少経過いたしました。会議続行に御協力いただきましてありがとうございました。町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明及び報告が終わりました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時半から再開いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は、明日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、皆さんお疲れさまでした。

午後0時15分 散会

令和2年第6回矢掛町議会第3回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和2年9月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午後 2時20分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |           |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長     | 嶋 山 英 二 | 総務防災課長      | 堀 賢 一     |
| 企画財政課長    | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 |
| 保健福祉課長    | 小 川 公 一 | 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   |
| 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長      | 平 井 勝 志   |
| 教 育 課 長   | 藤 原 徳 忠 | 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   |
| 会 計 管 理 者 | 奥 村 栄 治 | 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   |
| 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 | 企画財政課長代理    | 河 上 昌 弘   |
| 矢 掛 寮 長   | 西 山 弘 之 | 財 政 管 財 係 長 | 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 7番, 1番, 4番, 2番, 3番, 8番, 9番, 5番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 7番, 1番, 4番, 2番, 3番, 8番, 9番, 5番

**○議長（土田正雄君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は8名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

7番, 花川大志君をお願いします。7番, 花川君。

**○7番（花川大志君）** 議席7番, 花川でございます。通告に従い、矢掛町地域防災計画と我がまちの防災減災に対する、あらゆる観点からの自助、共助、公助意識の醸成、維持、促進の現状について質問を行います。

昨今の自然風水害、地震など、毎年、日本のどこかで大規模災害が発生しており、残念ながら平成30年7月、連日の豪雨により、我がまち矢掛は小田川堤防の破堤による40数年ぶりの大水害及び山間部の土砂崩れなど、後に激甚災害に指定される災難に見舞われました。

そういう状況の中、国では、突発的に短時間で激甚化する自然災害に対して、防災減災、また、発災後の復旧復興に関する法令等の改正や、新規制定がさまざま行われ、これに準拠し、本町でも昨年、令和元年度に矢掛町地域防災計画の見直しが行われました。

町によれば、平成25年度の見直し以降、滞っていた同計画の改定に、国、県の計画改定内容の反映の必要性や、活用しやすい実効性の高い計画とすべく取り組むとのこと。既存の計画と比べて、改訂版はより見やすく使いやすい、災害発生に備えた計画に再編するとして見直しを行われたと承知しております。

国や県の防災基本計画、地域防災計画の改定に整合させ、なおも矢掛町の実勢に即した改定に取り組んでこられた担当課職員の御苦労に対し、評価させていただきますとともに、多岐にわたる対処対策事項の多さに、その御苦労は察して余りあるものと、重ねて改訂編さんの御苦労に思いをいたすわけでございます。

それだけに、今次改定された矢掛町地域防災計画は、町民の生命財産を守るため、災害の予防、発災後の応急対策、そして復旧復興など、まちづくりの基本的指針からしますと、その対策実施を自助、共助、公助の観点から行うべきものと考えerわけですが、元来同計画は、多分に町行政を実施主体とした対応計画といった側面が否めず、よって、この計画は、我々町民に身近なものではなかったわけです。

ゲリラ豪雨など、以前とは異なる気象環境の中で、大規模自然災害に遭遇する確率がゼロではない以上、また、想定外という形容詞が使われる昨今の気象現象から考えますと、我々町民も自助、共助への意識を常に持っていなければならないわけですが、この地域防災計画との整合は、今後どういったかたちで我々町民に伝えられるのか。そして、恒常的にどう情報共有していくのか。改定された同計画の概要を解説していただきながら、その内容が我々町民にとって、自分ごととして自助、共助の防災減災意識を高めるに資するものかどうか、確認しなければならないとの思いで、質問を進めさせていただきます。

す。

ただし、冒頭で触れましたが、地域防災計画は基本的に行政の防災減災に関する対処対策や行動指針が基調であり、また、あらゆる項目の多岐にわたるさまざまな対処対策が策定されており、改定前の同計画書を見ましても、その内容量は膨大なものですから、私なりに、現段階において必要と思える内容に特化した質問事項及び質問内容に絞らせていただきます。

まず、令和元年度改訂版の改善点を、従前との比較も交え、その総体的な概要を問います。次に、地域住民の安心安全を担保するため、新たに設定された災害情報の伝達と警戒レベルの内容や、避難誘導に関する変更点。とりわけ、要配慮者利用施設に対する避難確保計画作成の義務化など、これらの項目に関する町独自の施策方針を問います。さらに、平成30年7月豪雨災害の検証を基に策定されたであろう、それぞれの地区の地理的環境に即した、矢掛町ならではの計画項目対策はどういったものがあるのかを問います。

以上、まずは、矢掛町地域防災計画の総体的概要を踏まえた内容について、担当課長に答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 7番、花川議員さんの矢掛町地域防災計画の改訂内容について、1点目の総体的な概要について御回答します。

御承知のとおり、本町の地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、国の中央防災会議が作成する防災基本計画並びに岡山県防災会議が作成する岡山県地域防災計画などの上位計画に準拠するものとなっております。したがって、平成26年3月に作成した本町地域防災計画から昨年度までの上位計画での変更点を掲載すると同時に、一昨年の7月豪雨災害を経て、岡山県地域防災計画の変更内容、そして本町独自の検証などを踏まえた内容を修正いたしております。

2点目の災害情報の伝達と警戒レベルの内容、避難誘導、要配慮者利用施設に対する避難確保、計画作成の義務化など独自の施策方針について、御回答いたします。

特に、避難情報の警戒レベルの変更につきましては、国の内閣府の避難勧告等に関するガイドラインが平成31年3月に改定され、住民はみずからの命はみずからが守るという意識を持ち、みずからの判断で避難行動を取るとの方針が示されました。この方針に沿って、自治体や気象庁などから発表される防災情報を用いて、住民が取るべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを作りまして、警戒するように明記することになったことなどが掲載されております。

また、平成29年に水防法が改正されました。浸水想定区域や土砂災害警戒区域の中にある要配慮者利用施設。具体的には、介護施設や小学校、保育園などの管理者は、避難確保計画の作成が義務化されました。その内容が掲載されています。

本町では、高齢者や児童園児が利用される要配慮者利用施設は13施設ございまして、7施設は既に計画策定済みで、残りも本年度中に策定されるということでございます。

この避難確保計画は、本年7月の熊本県での豪雨で、球磨川による氾濫によりまして、特別養護老人ホームで犠牲者が出たことなどを参酌しても、その必要性は顕著なものとなっております。

また、町独自の施策方針と申しますか。平成30年7月豪雨災害を経験しての独自の項目対策としては、戸別受信機の配付などにより住民への情報伝達手段を充実すること。避難所となる体育館へ情報収集のためのテレビを設置すること。そして、河川の水位監視カメラの設置を進めることなど、従前の計

画にはなかった内容も追加，明記いたしております。この計画にのっとり，自治会長・町内会長並びに高齢者をはじめとした方々への戸別受信機の配付や，矢掛放送の協力も得て，避難所となる体育館へテレビ受信ができるよう，また河川監視カメラを設置し放映していただくなど取組を順次，進めているところでございます。

なお，改訂された矢掛町地域防災計画は，矢掛町の公式ホームページでも掲載いたしておりますので，御覧いただけますのでよろしくお願いいたします。

以上で，回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**〇議長（土田正雄君）** 7番，花川君。

**〇7番（花川大志君）** 地域防災計画の総体的概要及び避難情報の伝達や，避難誘導に関する事柄ほか，矢掛町ならではの計画項目と諸対策など，2年前の災害の検証から導き出された今後の対処対策に対する，町行政としての見解及び施策方針は，あらかた理解できました。私自身も，更にしっかりと同計画を読み込みたいと思います。

新しい地域防災計画が策定された一方で，現在においても，さまざまな自然災害に対処する法令や基準は，刻々と変化しております。例えば，御答弁にあった5段階の警戒レベルの明記に関連して，自治体から発令される避難情報のうち，曖昧な，避難勧告という段階基準を廃止し，今後，避難指示に一本化するとした今後の政府方針など，数々の自然災害により犠牲者が多数発生する状況に鑑み，基準等々が先鋭化といえますか，より具体的に改定されていく現状があります。

自然災害による緊急事態において，町や公共機関から発せられる段階ごとの情報や指示は，我々町民が，自分や家族の生命財産を守る上で，最も重要な判断材料となりますので，さまざまな基準の改定に際しては，随時これを更新していただき，全ての町民に適正な情報が，迅速かつ的確に伝わる有為な手段，用法，運用に継続的対処をお願いしたいと考えるわけであります。

そういった意味からすれば，町独自の対策として御答弁があった戸別受信機の配付は，御高齢者を中心に安心安全をつなぐ上で，画期的な対策と考えます。それは正に，2年前の豪雨災害発生前夜までの防災態勢と比較しても，格段進歩した備えと評価されるべきものと思います。

しかし，情報はいち早く的確に入ったとしても，実際の避難行動となりますと，これはまた別の話で，交通手段をお持ちでない独居の御高齢者はどうすればよいのか。総務防災課長の御答弁をお借りすれば，みずからの命はみずからが守るという，避難行動における住民一人ひとりが持つべきこの意識は，間違いではありませんが，意識は意識として持たれていても，対応できない方もおられると推察いたします。

そして，この避難誘導とセットでなすべき，その先の避難所の環境維持。あるいは，多様な方々への配慮等は，こういった対処対策が講じられるのかなどなど，同計画の中に盛り込まれている内容について確認するにしても，町のホームページでは，第1編 風水害対策編は99ページ。第2編 地震災害対策編は117ページ。資料編は91ページと，前段申し上げましたとおり膨大なものであり，我々町民にとって，簡潔明瞭に読み解くとはいかないものと思うのであります。

つまり，災害への予防対策を我々町民と共有するためには，もちろんホームページも能動的に閲覧すべきですが，重要なポイントをわかりやすく明確に開示していただくことのほうが，結果的に有意義なのではないかと思うわけです。であってこそ，新たな行政機構として誕生した総務防災課と思うのです。

そこで，そういったこともひっくるめて，ピンポイントで地域防災計画と我々町民との意識を整合さ

せるため、防災減災の基本指針であり、同計画の中で策定された諸々の対策が、有効に機能するための前提ともいえるべき、自助、共助、公助とその意識の醸成の観点から、再質問を行います。

先ほども御答弁にあった、平成30年7月豪雨災害からの検証に基づき、自助の観点から、町民お一人おひとりに対し、防災意識を高め、更に共有するための具体的な働き掛けや取組の現状について、総務防災課としてはどう進めていかれるのかを問います。

次に、共助の観点から、防災力を高めるため、地域の防災対策の拠り所となる自主防災組織の設置、促進への見解。また、既存の同組織のみならず、さまざまな組織団体への不断の防災意識の維持に関する、総務防災課としての働き掛けの現状を問います。

さらに、公助の観点から、自主防災組織の機能を町全体の防災減災にいかし、安心安全のまちの実現に向けての具体的な対策施策など、防災の行政機構名を冠する担当課として、どう働き掛けをしていくのかを問います。

そして、提案として、我がまちの防災減災における自助、共助、公助の意識の醸成と維持促進を果たす一つの取組として、不断の備えとして、女性の視点による避難所運営の対策計画を、その名のとおりに、女性だけのプロジェクトチームを組織して取り組むことを企画していただきたいと思います。避難所の運営については、地域防災計画においても、指定避難所の運営体制という項目でうたわれていますが、それはあくまで行動指針であって、それを担保する具体的な事業は行われるか否か、明確に我々町民は行政からお聞きしたわけではないので、問題提起の意味も含めて、あえて提案するわけです。お子さまから御高齢者まで、災害時に避難所滞在を余儀なくされた場合の矢掛町ならではの一つの共助体制の構築を目途としたシミュレーションです。

緊急事態だから多少の不便は我慢すべき、といった考えもある一方で、ただただこれを強いるのではなく、このプランは、女性ならではの細やかな気遣いで、出来得る限りの配慮と工夫をもって、避難所の運営を取り仕切るというものです。不安を取り除くため、あらゆる空間にゆとりを持たせる。トイレも気兼ねしなくてもいいように、男女区分をきちんと行う。プライバシーの確保のためのさまざまな手段等々、男性では気付けない部分にアイデアが出ることに期待できるでしょう。そしてそれらは、継続的にこの緊急時の対応を維持していく目的を兼ねて、防災訓練等々を発表の場として町内7地区で共有する、体験型訓練の名目で実践すれば、大変有意義と言えます。

避難所運営ゲームいわゆるHUG共々、こういった取組を通じて、町民の皆さん方へ防災減災への意識を高めていき、他人への配慮、思いやりの心が、お互いの自助、共助の意識醸成へつながれば“安心安全のまち やかげ” への実現が、自分ごととして一歩ずつ進むのではないのでしょうか。

この提案の実現性云々はともかく、地域防災計画には、こういった我々町民が身近に取り組める事柄、あるいは、住民主体の作業への取組をうたっていますから、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上、再質問3点、提案1件に対する御所見、御見解について、総務防災課長の答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** それでは、再質問について、お答えいたします。

自助の観点から、町民お一人おひとりに対しての具体的な取組の現状についての御回答をいたします。

御承知のとおり、防災での自助とは、自分の命は自分で守る。自分の家族の命は自分の家族で守る。日頃から災害に対して備えたり、災害時には負傷せずに生き残るということが、防災対策の基本でございます。防災の主役は、町民お一人おひとりであります。命を守ることでございます。

これまでも御家族で、発災時の避難や備蓄などについて、お話し合いをお願いする内容を、広報紙やホームページなどでお知らせをしまいいりましたけれども、今後はそれに加えて、矢掛放送やSNS、そういったものを活用し啓発すると同時に、御自身の避難行動計画。いわゆるマイタイムラインというものがございまして、この作成をお願いすることなども啓発をしまいたいと考えております。

次に、共助につきましては、自助と公助の間の共助です。これは、実は一番重要で必要と考えておいて、この共助の強化・重層化により、防災力減災力が飛躍的に上がると信じております。その中心的な役割を果たすのが、自主防災組織となります。

町内の自主防災組織の現在の組織率が48パーセントと非常に低調で、この組織率を上げていくことを眼目として、自主防災組織の重要性やその役割などを職員による出前講座において説明をしたり、今年の春に自治協議会長さんに組織の設立に向けてお願いをいたしたところ、早速、町内会・自治会単位で設立に向けて呼び掛けていただきまして、少しずつではありますが、組織化が進んでおるようでございます。

自助と公助には、やはり限界もございます。共助の重要性を町民の皆様にご理解をいただき、御自身や御家族で助かった方々で、今度は地域を助け合い、地域の方々が地域の方々を助ける、守り合う。そういった方向になっていけばと考えております。

公助としては、やはり地域防災計画にもありますように、まちと、岡山県、警察、国など行政機関との連携を図り、情報の収集、そして研究を重ね“安全安心のまち”、この道標になるべく、円滑に災害対応できる組織作りを進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、御提案いただきました女性の視点による避難所運営、女性だけのプロジェクトチームを組織しての取組について、大変貴重な提案をいただいたと存じます。

御承知のとおり、避難所では、緊急事態とは申しまして、その居住性は可能な限り高いほうが良いことは当然でありますし、プロジェクトチームの結成ができるかどうかは別といたしましても、女性の方はもちろんですし、要配慮者の方々を含め広く御意見をいただくなどして調整をいたしまして、避難所運営マニュアルにも反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

当然今年も、避難所における新型コロナウイルス感染症対策も必要です。

先日、海洋センターで実施いたしました避難所開設運営研修会では、主に新型コロナ対策につきまして、保健所や専門の医師からの課題や問題の把握とその対策が重要であるとの指導の下、パーティションの設置やマスク着用、手指消毒などお願いし、感染予防対策にも取り組むと同時に、町民の皆様方には、あらかじめ、あらかじめです。安全な親戚のお宅や知人のお宅に避難していただくなど、こうした分散避難もお願いをいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

花川議員も何度もおっしゃっていただいております、自助、共助、公助この3つの助によりまして、防災減災が可能となっていきます。

町民お一人おひとりが、防災について日頃から話し合いをしていただき、いざというときには、自分はどう行動したらよいか。どのように家族を守ればよいかを、想定していくことが、何よりも大切と存じます。

また、気象情報には十分注意していただきまして、テレビ、インターネットなどで常日頃から情報収集に心掛けていただければと思います。

当課といたしましても、今後もこうしたお願いを広く周知啓発し、防災減災に鞠躬尽瘁で取り組んで

まいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上で回答とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 7番，花川君。

**○7番（花川大志君）** 地域防災計画の概要は言うに及ばず，最もお聞きしたかったその概要と整合させるべき自助，共助，公助の意識をもって取り組む防災減災への防災担当課としての御見解は，おおむね意を得ました。

自助に対するスタンスとして，繰り返し御発言のあった，「自分の命は自分で守る」は，課長のお気持ちは別のところにあるにしても，行政としての地域防災の行動指示としては，国の方針を見ても，これは致し方ないのであると考えます。が，しかし，そこを致し方があるようにできるのが，つまりは共助であろうかと。課長の御答弁から，私なりに推量をするわけです。

その中で出てきたのが，自主防災組織の役割の重要性であり，組織率の向上にも言及がありました。これは，地域防災計画における風水害対策，地震災害対策のどちらにも，防災減災活動への地域住民の自発的な組織となるべく，町が実施主体となって，この組織の設立を促し育成充実を図ると，概要このように同計画に記載されているわけであります。

矢掛町における現在の組織率は，課長の御答弁では48パーセントとのことでありました。我々議会も，昨年度，町内7地区の自治会長の皆さんをお招きし，自助，共助，そして自主防災組織について，意見交換を行いました。この内容は，昨年7月発行の議会広報紙にて，町民の皆様に公開しております。

その協議の結果として，組織設立にはさまざまなハードルがあること。また，設置だけが目的ではなく，いかに機能させるかといった課題を懸念しつつも，自治協議会と議会とは，設置と運営の重要性に対する認識は全く一致したのです。これは形式上ではありますが，自治会長と議員というそれぞれの役職からすると，ほとんど全町民の認識と取れなくはないわけでございます。

そこで，地域防災計画とを連動させ，自助，共助の意識を高める方策として，実務的な自主防災組織の設立促進を図るにあたり，総務防災課として計画目標は設定されているか否か。こういう取組にこそKPI，いわゆる目標値を設定し，一定期間ごとの状況を指標化し，これを見て達成に向けて検討することが必要であろうかと思うわけでございます。

再々質問として，総務防災課長の御見解の一端で結構ですから，これについての答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 再々質問に対しまして，お答えをいたします。

自主防災組織の設立促進を図るにあたり，目標設定はされているかといった御質問にお答えいたします。

実は，先ほどの話にもありました，今春，各地区の自治協議会長の会議の中でも，申し上げております。今年度末での組織率を70パーセントを目標としております。48パーセントを70パーセントにしたい。先ほどから，組織率の向上，組織化だけが目的ではないとは申しまして，一つの目標として考えておりまして，今年度中，鋭意取り組んでまいりますので，御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 7番，花川君。

**○7番（花川大志君）** 御見解の一端で結構と申し上げたのですが，具体的な数字も思い切り御答弁い

ただき、担当課長としての覚悟が伺えたことは、町民の一人として大変頼もしく思います。

自主防災組織の設置の目標達成については、本年度であれば、次回定例会の補正予算の上程として、また次年度であれば当初予算として、しかる定例会であいまみえたいと思います。

女性だけのプロジェクトチームを組織しての取組を提案に対する評価をいただきましたが、これはまさに自助、共助、公助が全て盛り込まれた事業とお考えください。プロジェクトチームへ御参加いただく女性の方々は、御自分自身で他人を思いやる心をもって、避難所という公の場で力を発揮していただくという自助、共助、公助を具現化した取組なのです。そして、訓練において、避難所運営におけるさまざまな工夫を7地区全ての町民に披露し、そのアイデアを共有していただければ考えるわけです。そうすれば、不幸にも災害が発生し被災した場合、7地区どの避難所へ回されたとしても、同等レベルの対応を町民は享受でき、こういった災害がどのように発生しても、町民はその居住地区にある指定避難場所だけに縛られず、不安に駆られることなく、着の身着のままでもとにかくいずれかの避難所へ入れる。これこそが、私自身が2年前の7月豪雨災害で経験し感じた、まちの課題の改善点でございました。

矢掛町消防団には、チェリーズという女性団員のチームもありますし、ぜひ御検討ください。

このような事例も含め、地域防災計画は、行政としての義務的な行動指針はしっかり策定していただきながらも、我々町民に向けては、自助、共助の意識を高めるような取組を企画していただき、その力が公の場でいきるよう、行動計画に連動して企画していただく。つまり、3百数ページの計画書を読まなくても、身近なプロジェクト事業へ我々を引っ張り込んでいただき、そのことで、矢掛町地域防災計画の概要を肌で感じ、把握していただく。そのように働き掛けていただければ、KPIではないですけども、到達点。いわゆる安心安全のまちの達成へは、もしかしたら、早道となるのではないかと考えるわけです。

行政が策定された防災減災に関連した平時の行動計画及び災害発生後の有事の行動計画に沿いながら、自助、共助、公助の意識の醸成を高める。そして、その進捗を高める。このことお願い申し上げ、本件質問を終わります。

次の質問へ移ります。続いて、重要伝統的建造物群保存地区の申請事務の進捗について、質問をいたします。

重要伝統的建造物群、以下、略して重伝建と称しますが、過去の定例会一般質問において、他の議員が質問を行った経緯もあり、私のほうからは、重伝建についての詳しい説明は省かせていただきます。

文部科学省への申請がなされたいま、確認しておかなければならないことがありますので、本件質問させていただくわけであります。まずもって、本町が申請までに段階を経て、取り組まなければならないなかった手続き。つまり、伝統的建造物群の保存対策及び調査。そして、保存地区及び保存条例の制定。さらに、保存地区保存審議会を発足の上、保存地区の決定及び保存計画の決定と、これらを経て、やっと文部科学大臣への選定申請へと至っているわけで、この間、関連する諮問委員会等へ招集された町内外のさまざまなお立場の関係者の皆様。そして何よりも、担当課職員の御苦労に対して、心から敬意と慰労の意を申し上げたいと思います。

この重伝建の選定申請は、文化財保護法を根拠として、宿場町矢掛の歴史的風致及びそれを形成している伝統的な町家建造物郡を保存し、活用しながら、後世に残しつないでいくというもので、この事業の趣旨に、多くの町民の皆さんが宿場町の風情を今に残す町並みは、ふるさとの誇りとして評価されて

いると承知しているところであります。

その状況のもと、本年5月に、矢掛町都市計画審議会において、伝統的建造物群保存地区の対象範囲の計画案が諮問され、同審議会は原案どおり、地区面積11.5ヘクタールの承認を答申し、町はこれを正式に都市計画決定されました。

一方、重伝建の対象地域である保存地区内の町民の皆さん。つまり町家等の伝統的建造物の所有者の方々は、これらの決定をどう受け止めておられ、重伝建に選定された後の対応については、どのように認知されているのでしょうか。

多くの町民の方々から、有意義であると評価されている重伝建選定ですが、これらの物件所有者には、さまざまな許可基準に対する規制を課すことになります。そういった方々との将来にわたる合意形成には、十分な配慮が必要と思われます。文化財の保護である重伝建選定にあたっては、町民の方に御協力を仰ぐ上で、決して光と影があってはなりません。

既に選定に向けて、諸々の制度が動き出している現在、特定物件所有者の方々に対するケアは、どのように図られているのでしょうか。その具体的な内容について、教育課長の答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 7番、花川議員さんの重要伝統的建造物群保存地区内の特定物件所有者に対するケアはどのように図られているのか、という御質問に対しまして、教育課からお答えをします。

御承知とは思いますが、重要伝統的建造物群保存地区とは、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区の中で、特に価値が高いもの。これを国が選定したものを指します。一般的に、重伝建と言われるものであります。

伝統的建造物群とは何かということですが、伝統的な建造物と水路や樹木などの環境が一体となって、歴史的景観やその土地の風土を表している建造物群を指します。

この制度上の規制としては、保存地区内の全ての建築物と水路や生垣などの工作物も含めて、外観を変更する際に町の許可が必要となります。ですから、規制の対象は外観のみということで、外から見た景観を重視する制度であり、建築物の内部については規制がございません。また、国の選定を受けたらすぐに外観を改修しなければならないのかということでもございません。

さて、御質問の特定物件所有者の方へのケアということですが、建物の外観の改修について、町としては補助制度を設けております。

この補助制度では、伝統的建造物の所有者で、この制度に同意をいただいた方、つまり特定物件所有者が行う改修は、修理事業。伝統的建造物以外の所有者やこの制度に同意をいただけなかった伝統的建造物所有者が行う改修は、修景事業。それから、環境物件を復旧する復旧事業の3つの区分にしております。修理事業については、町から補助率10分の8以内で、補助の限度額を800万円の補助。税の関係では、家屋にかかる固定資産税が非課税、土地には2分の1以内の減免制度を設ける予定でございます。修景事業については、町から補助率10分の6以内、補助限度額400万円。税の関係で申し上げますと、家屋に対する減免制度はありませんが、土地には5分の1の減免制度を設ける予定でございます。

補助限度額は申請1件当たりの限度額で、この補助制度は、同一建築物に対して、何度でも補助の申請ができるということになっております。

先ほどから申し上げておりますように、保存地区内にお住まいの方には規制がかかりますが、補助制

度や税の制度について優遇するなど配慮をしております。

教育委員会では、この歴史的財産を守り、100年後に継承していく取組を存続させることで、町民の方がふるさとに誇りを持ち、町全体の活性化と発展の一翼を担いたいというふうに考えております。

答弁としては以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 7番，花川君。

**○7番（花川大志君）** 特定物件を所有する方、また、保存地区内に住居の方々に対する補助制度や税の減免など、優遇措置については、行政としてでき得る対処をしていただける準備があると理解できました。

また、この歴史的財産を守り、100年後に伝えたいという教育委員会の指針は、我がまちの将来を見据える上で、大変有意義な御見解と思います。

では、その優遇措置の条件のもとで、地区内の対象物件所有者である町民の方々の内諾の度合いは、現状どうなっているのでしょうか。

つまり、この歴史的財産を100年後に守り伝えるための条件の妥当性は、対象住民にどれほど受け入れられているかどうかを、我々議会としても確認しておかねばなりません。

保存地区内における一定の住民合意に対する担当課としての見解。また、逆に合意を得られない事由として考えられる、例えば特定物件の相続や売買等について、何がしかの規制やハードルがあるとすれば、話せる範囲で結構ですから、解説していただきたいので、この際、再質問として教育課長に答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、内諾の度合い。特定物件の相続、それから売買。何かしらのハードルがあるかという御質問でございます。

まずは、内諾の度合いという点から申し上げますと、重伝建の保存地区内の特定物件の対象者数。これが、334件ございます。それに対して、同意は236件。率にしますと、70.6パーセントの方々から同意をいただいております。

また、相続や売買ということでございますが、その行為自体を規制するというものはございません。ただ、相続をしたときに、例えば外観とかをですね、今風とか現代風とか洋風のものにするとかいった場合には、変更する場合には、当然規制の対象となります。規制の対象は、あくまでも外観のみということでございます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 7番，花川君。

**○7番（花川大志君）** 実は私は、合意の割合は、5割ないし6割程度ではないかと予測していたわけですが、住民合意の度合いである同意率は、現在7割を超えているとのこと、正直驚きました。改めて、保存地区内の対象住民の方々の賢明な御判断に、敬意を表したいと思います。しかし、こうなるとむしろ、約3割の方々の不同意の事由をお聞きしたいと思います。宿場町矢掛ならではの町割が、特定の方々に何がしかの御不便をかこつ事由があるとすれば、これは看過できないわけですから。詳細に御紹介いただきたいと思います。再々質問として、教育課長の御答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** はい、再々質問ということで、約3割の方々の不同意の事由、理由は何か

ということでございます。

私も同意をいただくために、全ての方ではございませんが、特定物件の所有者の方々とお話する機会がございまして、その不同意の方たちの特徴的な理由というものはですね、今は私のものなんですけれども、いずれ子どものものになると。その時期は今ではなくて、もっと先になるんだよと。制度そのものには反対ではないんだけど、やはり親としては、子どもにとって重荷になるんじゃないかと。そういう心配があるので、今は同意できないんだよと、いうふうなことでございました。それから、実際に同意をいただいた方の中にもですね、最初からですね、子どもと話をしてほしいと。子どもがよいと言うことであれば同意するよと、いう方もいらっしゃいました。また、最初から2回目、同意できないという方もですね、その後何回かお話する。当然、お話をさせていただきますが、そういう中で同意をいただいたこともございます。ですので、今後でもですね、不同意の方々には、懇切丁寧に制度の趣旨を理解していただきまして、あくまでも御理解していただいた上で同意していただけるよう、努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 不同意と申しますか、今は同意ではない大きな事由の一つとして、教育課長の御答弁からは、御高齢者を取り巻く、相続を含め、ある種の社会的な問題の一端が垣間見えるわけですが。そういったことからすれば、なおさら、ふるさとを残すという意味でも、古民家及び町並みを公的財政支援の中で保全維持していく必要性を少なからず感じる次第です。

そのように、次の世代に先送りをせざるを得ない対象物件所有者もおられるのですが、宿場町矢掛が、江戸、明治、大正、昭和、平成と約400年間、人の手によって脈々と受け継がれてきた理由が、令和の今においても、対象地区住民の重伝建選定7割の同意という結果から、何かわかるような気がするわけでございます。

行政施策ですから当然ではありますが、重伝建選定について、保存地区内の対象者のお宅への聞き取りを一件一件地道に回り、施策の説明と同意確認の作業を行った教育課職員の御努力を心から評価いたしますとともに、御同意いただいた方々のお心と職員の流した汗とが、我がまち矢掛の歴史的遺産である本物の日本の宿場街、本物の日本の伝統的町家建造物を間違いなく100年後に残すことでありますよう。

今後も、しっかりと町並み保存に教育委員会と担当課からの働き掛けをお願い申し上げ、本質問を終わります。

以上で、通告した事柄全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、1番、田中輝夫君お願いします。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 議席1番、田中でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

今回は企業誘致について、それとネット環境整備についての2点を質問させていただきます。

まず1点目。企業誘致についてでございますが、町行政が一つの施策、事業を計画したときには町民からは、賛成と反対の御意見があります。それは、どちらも民意であります。

一昨年あたりからあった三谷地区横谷地域への企業誘致の計画は、本年5月に、企業側からの撤退申出により中止となりました。企業誘致は、一般的に地域の雇用確保や、自治体にとって税収増並びに人口減の抑制にもつながるものであります。もちろん、デメリットも幾つか想定されますが、例えば、大

企業ならインフラ整備に係る負担割合や、事業の内容によっては、環境衛生など心配をしなければならないこともあります。今回企業が撤退したことで矢掛町内、さらには横谷地域に、また次の企業の話がくるという可能性は、少なくなったというふうに思いますが、本町の今後の企業誘致施策についての見解を執行部にお尋ねします。

1点目、町の企業誘致の方向性・計画性に変更はないのか。2点目、地元で説明するのは、地権者と地域住民のどちらを先にするのか。3つ目、企業誘致の選考基準・選定基準はあるのかどうか。4つ目、誘致に際して、特別委員会などを設置して検討することはないのか。また、過去に町として特別委員会などを設置して、検討したことがあったのか。5点目、誘致後も環境安全のため、企業の事務所に立入検査等は実施しているのかどうか。

以上について、執行部にお尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 田中議員の質問にお答えしたいというふうに思います。非常に重要な案件でありますので、私のほうから。

まずですね、この議員さんの中でですね、財源について質問というのはほとんどありません。そういうことに対してですね、熱心に取り組んでくださってることに、敬意を表したいというふうに思います。

そこで、この前の企業誘致の撤退で、どういう影響があるか。これはもう大変な影響があります。これについては、私自身は、やはり、その反対というのは当然権利でありますからいいんですが。町外の行動とかですね。それから、反対看板。こういうことは、今後の矢掛町の推進をするためには、ずっと影響があるというふうに思っております。

そういう中で、このお話をする過程の中で質問が5項目ございました。話し方としてですね、ちょっと私わかりやすくお話いたしますと、企業誘致はなぜ必要なのかという観点から話をすれば、大体お分かりいただける。もう一つは、企業誘致は誰がするのか。この2点が、今の質問の内容にあらうかというふうに思います。

そういう観点からちょっとお話いたしますが、まず最初の企業誘致はなぜやるかということでございます。これはもう一般的に言われていますけど、矢掛町にとってもですね、1番は、やはり3つあります。

1つは、まあ財源ということですね。2つは、雇用ということですね。3つは、経済的効果ということがあります。これについてはですね、町民共々にしっかりとお話をしなければならないというふうに思っております。

つまり、財源についてですね。今回、決算を出しております。ぜひ議員さん、見ていただきたい。あの中での自主財源というのは、約34パーセント。約3分の1ぐらいなんですよね。

皆さんの町民の要望。それから議員さんの提案等。これ、どうやって実現していくか、と。財源の必要のないものについては、これは行動できますが、ほとんどが財源が必要になってくる。そのときに一般財源なくして、いかにまちづくりはできない、という根幹から言わせば、この企業誘致は、この財源でも非常に大きな影響がありますし、税を分析していただければ、3分の1、4分の1。これはもう、企業の方が納めた税であります。いま、その財がないというふうに思われれば、どういうまちづくりになるのか。かなり歳出を削減してかないとなりませんし、住民の負担をいただかにやならないという構

造になります。そういう面から、非常に重要な項目の一つ。

2番目は、雇用であります。当然、当初の採用というのは当然ですが、来た以上は、企業ある限りこれはもう人が辞めたりしていきますので、だんだんと地元の雇用というのは大きくなっていくという条件でございまして、当然人口増。人口減の対応になろうかというふうに思います。

先般ですね、住民の方というより、転入された方。若い30代ぐらいの方だったんですけど、家を矢掛に建てられました。それで、その交付をしたんですが、そのときに町長、お尋ねがあるという話でした。「この前、中国精油の話があったんですが、あれはどうなりましたか」という話でした。残念ながら、進めることができなかったという回答をしたら、「私は、中国精油に就職しようと思って来たんです。非常に残念です」という話がありまして。そのときに、もう一つ。「反対の署名も回ってきました」と。「私はそういう趣旨でありませんので、当然拒んだんですけど、賛成した人にちょっと聞きますと、強引な手法で署名したというところも聞いた。そういう状況ですが、こういう若者がいるということは、ぜひ知っておいてほしい」と、いうこともございました。

こういう面については、この雇用というのが象徴的なものだろうというふうに思っております。

3点目の経済効果。いま、何もない状態から、かなりの投資をしてくる企業は、議員も想像してもらえば、何が起きるかということですよ。少なくとも、町の場合は町の公社が造成とありますが、町が携わらん場合には、もう民間とやります。それも、事業誰がやるか。これはできるだけチャンスを作る。町のほうに願います。ゆうチャンスはあるだろうと思います。

そして、来られた企業の買物ですね。いろんなことがあると思いますが。そういうものが、町のいろんな業者の方に買物してもらおう。それから、従業員の方にも買物が起きる、ということからいわせば、大きな経済効果が起きる。

このトータルの中で、通常の市町村、全国。この項目はあるだろうというふうに思います。ほとんど町費を使わずに、企業の投資の中で、これだけの大きなメリットがある事業というのは非常に少ない、というふうに思います。そういう面ではですね、重要な項目の中で、企業誘致は必要なのかということは、こういう理由であります。

それから企業誘致は、誰がやるなのか。ここが、一つのポイントでもあります。これは、矢掛町はオーダーメイド方式。どなたでも結構です。議員さんでもできます。つまり、企業側の投資する側が、誰がするのか。地元のどこへするのか。それが合意ができれば、できるということでございます。

いま、議員の質問から言わせば、何か町がやるような意味とちょっと取れますが、それは一つの手法であります。町として誘致をやりたいという姿勢がありますので、皆さん方が紹介して来られても結構ですし、町が全く知らなくて企業ができておったのもたくさんあります。矢掛町には。

今回、コロナ災害でいろんな助成を出してますけど、本当にたくさんの法人があるなあとゆうふうに感心しております。

ということですから、大きくはですね、行政は誘致をしたいという考え方が基本であります。そういった中、誰がするなのかというのは、特段には民間と企業とのセットの中で、現状できているのがたくさんあります、矢掛町には。そういう場合には、きちっと合法的なチェックが行わなければ、その合意だけでは当然できませんので。合法手順がありますので、そのチェックを成立すればできるということとであります。

町の立場で言えばですね、たまたま矢掛町は土地開発公社というのを持っているんですよ。どこの

市町村も持っているとは限りません。やってるところも限りません。いかに矢掛町が、この企業誘致を一生懸命取り組むというような姿勢にあるかということこそ、理解いただければ。

当然、町にありますよね、そういう話が。「どうですか。町のほうで、公社のほうでやりますか。皆さんのほうで、民間企業でやられますか」というのをお尋ねします。当然、町から言わせば「民間の企業でやります」、それで結構でありまして、町へ誘致するというのが一つの目的であります。

これを町のほうでしてほしいということになればですね。何のメリットがあるかといえば、行政でやると、やはりスピード感がありますので、そのへんの要望がよくあります。その合意になればですね。決まったことになれば公社のほうで造成をして、それを販売するということでございますので。今のそのルートだけが一つの手法じゃ、全くないということを御理解いただきたいと思います。

町が、直に公社でやるということと、公社はやらないけど協力する姿勢。それからもう、民間が独自でやられる手法、という形がある。特にオーダーメイド方式なので、どこまでも、資本掛ける方と受入側。これが基本的に合意すれば、あとは法的手続がGOになるかどうか、ということでございますので、そこをしっかりと理解していただきたいというふうに思います。

今後でもですね、この議員さんも大勢おられますし、住民の方もおられます。よう知っとられる方がですね、こういう企業がある、ゆうことで、町のほうへ紹介されることもありますし、企業と地元と話をしてできることもできますし、現実にもそういう話もあります。そういうことの中で、町とすればですね、チャンスがあれば何としても誘致をしたいという姿勢で取り組んでおること御存じいただきたい。

そこで、今の5つの質問がありましたが、そこへ入ってきますが。

方向性・計画性ということですが、はっきりわかるのは、議員といえば振興計画です。この中をしっかりと見ていただきますとですね、どう位置づけてあるかということですがけれども。今の中では、重点目標の5番目にですね。“新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出”という項目があります。この中に工業の振興という項目がありますので、しっかりと読んでいただければですね、はっきりと推進するということは明確になっております。

それと、もう一つの角度では、土地利用。土地利用の観点からも取り組んでおりまして、ぜひ土地利用を工場誘致にしたという項目も入っておりますので。

私は何するよりか、しっかりと振興計画の中に入っておりますので、議員共々に、当然皆さんが了解した項目と言え、一番わかりいいのではないかなというふうに思っております、当然これ、変更があるかないか。それはありません。

それから、2点目の地権者と地域住民のどちらが先かというのは、直接関係者。地権者を含めた直接関係者が一番です。当然、どこが一番で、直接関係者の理解がなかったらもう最初から話が進みません。ということでありますので、地権者が先というのは当然かというふうに。当然、手順を踏んでやるということです。

それから、選考選定基準というのを言われましたが、まあ先ほど言ったようにオーダーメイドなので、基準などはありません。どこまでも両者の合意に達するというところでございますので、そう簡単ではありませんが、その条件が。そうゆうことで、特別に町として基準を設けてはおりません。

それから、特別委員会。当然これも、それを設けておりませんで、今の話でお分かりだろう、と。こういうケースをするということになれば、全町的なこと。例えば、原発とかですね。いろんなことを、刑務所を設置するとかですね、いろいろなことがあります。財源に困られてる町というのはですね、何

を求めていくのか。何もない、どうやればいいかということで、いま、テレビでも北海道のほうで話題が出てますけれども、町民とともにですね、まちをどう維持していくかという。やはり財源の問題なんです。そういうことからいってですね、そういうことが起きるような案件があればですね、やりますけど。当然、今までのやり方から言わせば、そういうことはありません。

それから、立入検査も御存じで当然でありまして、どこまでも企業責任。これももう、明確でありましてですね。お互いから言わせば、その企業を始めて、問題が起きればですね。それに行政として、公平な立場でですね、企業の立場ではなしに、住民の立場で、大体が公害的なことだろうというふうに思いますが。そういうときには、当然、関係機関とも協議しながらですね。必要に応じて対応していくということになるかと思います。

そういう意味で、基本的には進めることには変わりはありませんが、ぜひ今後もですね。この件について、ある意味でこう、球を投げられますとですね。町民も、議会もですね、収入の財源を。今後、非常に、今までの状況の、災害の国のお金の使い方、コロナのお金の使い方を見て、私は国が非常に心配です。来年の予算やこう、どうなるかというところが頭にありましてですね。当然、このしわ寄せは、市町村にくるというふうに思ってますので。ある意味では、やっていこうとすれば、やはりこう財源を、また新たなものを探していく必要があろうかというふうに思います。ぜひ、そういう御提言をいただければということをお願いいたします。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 1 番，田中君。

**○1 番（田中輝夫君）** 回答していただきました。町の施策の方向性に変化はない、というふうなことであります。それから、企業誘致にしましても、進めていってもらいたいんですが、やはりその中には地元の住民の合意に基づいた誘致というふうなことで、お願いしたいと思います。

町長からもありましたが、私も新型コロナウイルスの関係で、これからは、地方交付税などの財源が減少してくるというふうに想定されます。そういうふうな中で、企業誘致は、それらのためにも必要であり、計画を変更することがないように進めていただきたいと思います。先ほど、回答にもありましたが、財源の34パーセント。自主財源の約3分の1が法人税というふうなことで、大きな額を占めているという話がありました。そういうふうなことで、財源が全てではありませんが、雇用にしても関係あります、人口減の抑制にもつながることだと思いますので、住民の理解を得た誘致を進めてお願いしたいというふうに思っており、この質問は終わります。

次に、2点目。ネット環境整備についてでございます。新型コロナウイルスの影響で、会議とか研修会の受講形態にも変化が起こっています。従来の会議や研修会等は、主催者、参加者共に会場まで足を運んで研修を受けるのが主流でしたが、遠隔地の方は参加できないこともあって、会議や研修会を複数回用意しないといけない、というふうなこともありました。

しかしそれがコロナ後は、密閉・密集・密接の三密を避け、離れた所から研修ができるWeb方式。eラーニングやZoom研修会、そういうふうなオンライン研修が、主流になりつつあります。それを受講するには、インターネット環境が必要となりますが、現在、各保育園、認定こども園、小中学校、放課後児童クラブのネット環境整備状況の進捗状況について、担当課にお尋ねします。

1点目、現在各小学校、保育園等で、保育士や教員、学童支援員の方が受講できるネット環境整備の進捗状況はどうなっているのか。2つ目、eラーニングやZoom研修会等の受講体制、実施状況はどうか

っているのか。以上2点について、担当課長に質問をします。

**○議長（土田正雄君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 1番、田中議員さんの御質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、人と人との接触を避けることが、最大の予防策ということで、テレワークやオンライン会議などIT機器を使った業務や会議等の環境整備が、全国規模で進められていることとございます。国が推奨しております新しい生活様式の実践例にも、働き方の新しいスタイルとして、テレワークやローテーション勤務、会議はオンライン等ございます。この新しい生活様式が、今後標準となるように、矢掛としても取り組んでおるところでございます。

御質問の1点目。現在、各学校等で保育士や教員、学童支援員が受講できるネット環境整備の進捗状況ということでございますが、各学校、保育園、認定こども園につきましては、既にネット環境は整備をされておりまして、あとはZoomなどのアプリを使用することで、オンライン会議や研修を受講することができるようになっております。ただ、放課後児童クラブにつきましては、活動拠点は小学校にございますが、情報セキュリティの関係でネットワークを共有することができません。ですので、今回の補正予算におきまして、無線ネットワーク環境の整備を行うための予算を計上しております。

人と人との定着機会を減らすことで、感染拡大を予防するとともに、業務の効率化を進めことができると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問2点目。eラーニングやZoom研修会等の受講体制状況ということでございますが、保育園及び認定こども園につきましては、既に取り組んでおりまして、慣れるまでの間は役場の会議室を使いまして受講しておりますが、今後は段階的に各園で実施をしてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、現在はネット環境ございませんので、役場を会場にオンライン研修会に参加をしております。が、ネット環境が整い次第、各クラブの実施場所で研修に参加してまいります。

学校につきましては、高速インターネット環境の整備を今年度教育委員会が進めております。今後は、各学校、保育園、認定こども園、放課後児童クラブで、それぞれのネット環境をいかして、新しい働き方のスタイルとして、オンライン会議やオンライン研修の導入を進めたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 各学校、保育園、認定こども園については、環境整備済みで、Zoom研修会等にも取り組んでいるとの回答でした。放課後児童クラブにつきましても、今回予算計上しているというふうな回答でした。

近隣の市町村行政では、放課後児童クラブにまでネット環境整備している所はまだ少ない状況の中で、本町の対応は早いというふうに思っており、ありがたいと思っております。新たな時代に即応した、会議、研修会を受けられる体制整備に早期に取り組んでもらいたい、というふうに思います。質問に対する答えが、もう既に大体進んでいるというふうなことから、再質問は行いません。本日の質問はこれで終わります。

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、4番、小塚郁夫君お願いします。4番、小塚君。

**○4番（小塚郁夫君）** 議席4番、小塚です。通告に従い、運動公園のエリア内にある笹池の堤体管理についてと重点防災ため池の廃止について、お伺いします。

まず最初に、笹池の堤体管理について、質問します。平成26年3月22日に運動公園がスタートし、それからは運動公園の管理者の方が、笹池の堤体全体の草刈りをしていましたが、3年ぐらい前から堤体の半分である駐車場側のみ草刈りを実施し、半分が草刈りされずに残っています。

たかつま営農組合の方が、外部の人から「水を使っているのに、草刈りせにゃいけんだろう」と言われて、困っています。笹池のため池管理は、東池用水組合が管理していますが、笹池全体の管理は、東池用水組合か、それとも、運動公園のエリア内にあるから運動公園の管理者か。また、その中で、草刈りの管理はどうなっているのか、お伺いします。教育課長にお伺いします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 4番議員、小塚議員さんの、笹池全体の管理はどのようになっているのか。草刈りはどうなっているのか、という御質問に対しまして、笹池が矢掛総合運動公園内にある関係から、教育課からお答えをいたします。

笹池は、総合運動公園の矢掛地区側の入口付近にありまして、昭和53年度から運動公園の野球場などを造成する際に、もともとため池としてあった笹池を都市計画区域内の調整池として指定しています。この笹池につきましては、以前は、地元の組合の方が管理の一環として堤防の草刈りをした経緯がございますが、平成23年度から運動公園の管理者が常駐しており、それ以降は、運動公園の管理者が駐車場付近と駐車場側付近の草刈りを行っている、堤防の草刈りを行っているというのが、現状でございます。

さて、ため池の管理に関しましては、町でいえば建設課が所管であり、実際のため池の管理者は、それぞれ地元の代表者となっております。

笹池の所有者は町ですが、代表者の方には、毎年ため池危険度やため池依存度を判定する、ため池管理シートというものを町へ提出していただき、その後、町から岡山県へ報告というふうな現状となっております。

笹池に限らず、一般的な管理につきましては、代表者を含む地元の方たちが堤防や水路の清掃、草刈り、用水・樋門の管理など、ため池にかかる全般の管理をいただいているのではないかと考えております。

いずれにしても、ため池全般の管理につきましては、他のため池と同様、地元の方でいただくことが適当ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 4番、小塚君。

**○4番（小塚郁夫君）** 先ほど、教育課長から答弁がありましたように、笹池は調整池としていました。農業用水にも使用していたため、先人の東池用水組合の人が、町より委託されて堤体の草刈りを実施し

ていましたが、運動公園がスタートした時に当時の東池用水組合長に、運動公園の管理者のほうから笹池の堤体の草刈りをすると連絡があり、運動公園管理者が平成30年頃まで草刈りを実施していました。草刈り機にテグスや針が巻付き、嫌になったんだと思いますが、急遽草刈りを中止した。東池用水組合も、先人の方からの経緯もあります。指定管理者であれば、やはり双方が話し合いをして、今後の方法を決めるのが筋と思いますが、いかがでしょうか。再度、伺いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 再質問でございます。基本的には、先ほども申し上げましたように、ため池の管理は、地元の方が行うということになると思いますが、この笹池につきましては、都市計画区域内の調整池でありながらも、地元の方々が用水を必要とする、使用しているという、そういうため池の性格も併せ持っているということも確かでございます。そういう面から考えますと、議員さんが提案される、相互が話し合いをするということも選択肢の一つだと思いますので、検討としていきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 4番、小塚君。

**○4番（小塚郁夫君）** 教育課長のほうから、相互の方で話し合いを検討したいとの意見をいただき、ぜひ、東池用水組合、運動公園管理者、町職員の三者出席で、お互いに納得できるように話し合いの場を設けていただくようお願いして、この質問を終わります。

次に、防災重点ため池の廃止について、伺いします。近年各地で集中豪雨が毎年のように発生しています。今年7月には、線状降水帯による豪雨で熊本の球磨川が決壊し、周辺の住宅や公共施設などに大水害が発生しました。

ため池でも、集中豪雨時に、以前は集落などの受益者が主体とした組織によって、点検管理されていましたが、今は、土地利用の変化などで受益者もいなく、管理されていないため池は、いつ堤体が決壊するかわかりません。廃止できないでしょうか。現在、農業用に使用されてなく、管理もされていないため池は町内に何か所あるのか。また、管理されていないため池の対策を今後どのように本町として計画されているのか、伺いします。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番議員、小塚議員さんの2番目の御質問、防災重点ため池廃止について建設課よりお答えをさせていただきます。

現在、本町でため池台帳に登録のあるため池は、165池でございます。そのうち、ため池が決壊した場合、家屋、公共施設等に影響を及ぼす防災重点ため池は137池でございます。

御質問にありましたように、近年では全国各地で災害が発生し、その都度、農業用ため池についてもマスメディアなどで取り上げられ、話題に上っております。

本町の農業用ため池でも、既に使用されていないため池もございますが、使用の状況や受益者の有無に関わらず、教育課長の答弁にもございましたが、各ため池において管理者を定めていただき、毎年1回、ため池管理シートを町より送付いたしまして、管理者の方が点検を実施し、点検結果の報告をいただいております。

しかしながら、既に受益者もなく、日常管理に支障をきたしているため池も存在するようでございます。そのようなため池18か所の管理者の方から、農業用ため池廃止申請書が提出をされております。

町といたしましては、町長の指示のもと、昨年度より新たに新設されました、農業水路等長寿命化・

防災減災事業（ため池廃止事業）に着手をいたしまして、交付要件に該当する9池に対して廃止の工事を実施いたします。

参考までに申し上げますと、岡山県全体では29池の事業実施と伺っており、矢掛町は約3割を占めている状況です。また、この事業は平成30年西日本豪雨災害の際に、町長が国に強く廃止事業の要望を打診され、創設された事業と伺っております。財源に関しましても、ため池の規模による定額補助となっており、地元に対する負担金はございません。

このように、ため池の管理者にとっても、防災の観点からも非常にメリットの大きい事業でございますので、まずはこの農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池廃止事業）の積極的な活用を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 4番、小塚君。

**○4番（小塚郁夫君）** 防災重点ため池について、本町として素早い対応をしていただき、また、詳細な回答いただきましてありがとうございます。今回、9池のため池に廃止工事をしていただきますが、要望のある残りのため池廃止工事もできるだけ早くしていただきますようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、2番、高月敏文君お願いいたします。2番、高月君。

**○2番（高月敏文君）** 議席2番、高月でございます。通告に従い、3点、本日は質問を行います。

1点目、矢掛町のため池の災害後の状況について。2点目、矢掛町の小中学校のコロナ対応の対策はどのようになっているのか。3点目、矢掛町の災害対策本部について、伺いたいと思います。

初めに、矢掛町のため池災害後の状況について、伺います。先ほど、小塚議員の質問と一部重複するところがありますが、よろしくお願いいたします。

矢掛町のため池の数は、165ということでした。平成30年豪雨災害後、修理が必要だったため池はどれぐらいあったのか。現時点でも処理の必要なため池は、まだあるのか。そして、廃止要望のため池は、先ほど言われたとおり、18池ということでありました。ため池廃止事業についてもあるということでした。この、ため池廃止事業の採択要件については、どのようになっているのか。担当課長の答弁をお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 2番議員、高月議員さんの最初の御質問、矢掛町のため池災害後の状況について、3点御質問をいただいておりますので、建設課よりお答えをさせていただきます。

先ほど、御質問いただきました小塚議員さんと、回答のほうも一部重複する箇所があらうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の御質問であります、災害後修理が必要だったため池でございますが、平成30年豪雨災害の際に農林水産省の職員による直接点検が実施されました。この時点では、ため池台帳に登録のあったため池は162池でございます。ただ、現在その後、ため池の基準が変わりまして、個人ため池も登録をするというふうになりましたので、先ほど高月議員さんがおっしゃいました、現在は165ということでございます。

162の点検結果を申し上げますと、135池が異常なし。影響を及ぼすようなものでない小規模な損傷の池が27池ということございました。うち、現在修復が完了しております池が5池で、現在修復等必

要なため池はございません。

2つ目の御質問、廃止要望のため池でございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、18池の農業用ため池廃止申請書を提出していただいております。

3つ目の御質問でございますが、ため池廃止事業でございますが、こちらも先ほど答弁いたしました、農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池廃止事業）及び地元負担金の必要となる小規模土地改良事業・自然災害等対策事業がございます。

採択要件についてでございますが、現在本町で取り組んでおります、農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池廃止事業）の採択要件といたしまして、6つございます。まず、防災重点ため池であること。2つ目といたしまして、決壊した場合、人家や公共施設などの想定被害——農業以外の被害でございますが、これが500万円以上であること。3つ目といたしまして、廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの。4つ目といたしまして、埋立てにより土地造成を行わないもの。堤体の掘削に伴う発生土のみで埋め立てる場合を除く、とあります。5つ目といたしまして、地方公共団体が廃止後の維持管理者と見回り方法や異常時の対応方法を作成すること。6つ目といたしまして、農業用以外の用途を持つため池は対象外、という以上6つの要件を全て満足することが必要というふうになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 2番，高月君。

**○2番（高月敏文君）** 今回のため池廃止事業に適応されなかったため池とか、今後廃止に持っていかなざるを得ないようなため池があると思います。そのようなため池は今後どのようになっていくのか、再質問としてお尋ねいたします。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 2番議員，高月議員さんの再質問，今回のため池廃止事業に適応されなかったため池はどうなるのか，といった再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように，現在18の農業用ため池の管理者の方から農業用ため池廃止申請書が提出をされております。

このうち交付金採択要件を満たすことのできないため池が9つございます。

まずは，メリットの大きい農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池廃止事業）を優先的に実施いたしまして，その他の農業用ため池の廃止には，現状の制度では地元負担金が必要となること。防災上緊急度の高い農業用ため池ではないことから，ため池管理者の方々と実施事業及び実施時期等について御相談をさせていただき，適切な時期，事業選択を行い，農業用ため池の廃止を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 2番，高月君。

**○2番（高月敏文君）** はい，ありがとうございます。

ため池の管理は，だんだんと地元住民が年取ってきて，管理が今まではできていましたが，今後だんだんと難しくなってくるのではないかと思います。そのようなことを考えて，できるだけ良い方向に持っていってもらいたいと思います。

以上で，次の質問に移ります。

矢掛町の小中学校での新型コロナウイルス感染対策はどのようになされているのか。各学校での特徴

的な対応が、何かありますか。また、先生方の負担等はどのような状態なのか。現状を教えていただきたいと思います。

以上です。担当課長の回答をお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 2番、高月議員さんの小中学校の現在のコロナウイルス感染症対策の対応。特に各学校での特徴的な対応、先生方の負担はどうか、という御質問に対して、教育課からお答えします。

矢掛町の小中学校での新型コロナウイルス感染症対策ですが、学校生活の中で三密になる場面は非常に多く、一人でも発生するとクラス全体に広がる集団感染、いわゆるクラスターになる可能性は十分考えられるところであります。

そういう状況の中、感染症対策という面から申し上げますと、マスクの着用、手洗いやうがいの励行、家庭での検温、それから室内の換気、消毒の徹底。また、児童生徒同士の距離を広く取ることなど、基本的な感染症対策に徹底して取り組んでいるところであります。

これらの中で、学校内の消毒につきましては、給食時の机、ドアのノブ、それからスイッチ類など大勢の者が触る箇所については、当然、消毒作業を行っております。また、ボールとかミシン。授業において共用の物となるものについても消毒を行っております。

この辺りが、御質問の先生の負担になっているのではないかと思います。

また、マスクの着用につきましては、気温の高い日は、熱中症への警戒も必要となりますので、体育や外での活動、それから登下校につきましてはマスクを外すなど、コロナ対策と熱中症対策の両面に留意しながら行っているところでございます。

特徴的な、ということに関しましては、どの学校も手洗いや消毒などの基本的な感染症対策を徹底するというところでありますので、一律的な対応を行っているというところになります。先月の8月臨時議会におきまして議決をいただきました、各学校に対する100万円。これは補助率2分の1の国の補助事業でございますが、各学校の実情に合わせて、学校長の判断で実施する感染症対策が可能となっておりますので、特徴的な対応が今後出てくるかもしれないという状況でございます。

いずれにしても、手洗いや身体的距離の確保など、基本的な感染症対策の実施。それから、3つの密を徹底的に避けるということなど、新しい生活様式への移行に完全対応できるよう、教育委員会としても万全の態勢でバックアップしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 2番、高月君。

**○2番（高月敏文君）** コロナ禍での新しい生活様式への移行ができるようによろしくをお願いいたします。

以上で、今の質問を終わり、次の質問に移りたいと思います。

矢掛町の災害対策本部について、質問をいたします。矢掛町の災害対策本部はいつの時点で設置されるのか。そして、避難準備・避難勧告等は、誰が、いつの時点で指示を出すのか。最終的には、山野町長の判断で指示を出されると思いますが、そのときの総務防災課の役割。今回、新しくできた総務防災課の役割はどのようになるのか。また、今回、災害対策本部室というのを設置するということですが、備品の配置、人員の配置はどのように考えておられるのか。担当課長の答弁をお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 2 番議員、高月議員さんの矢掛町の災害対策本部についての御質問に御回答いたします。

まず、1 点目の矢掛町の災害対策本部は、いつの時点で設置されるのかについて、御回答いたします。

矢掛町地域防災計画では、町内の全部又は一部に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めらえるとき、非常体制として町長が設置することになります。基準としては、暴風、大雨、洪水の警報又は大雨特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき、あるいは、警報発表の有無に関わらず、災害が発生し又は発生する恐れがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるときなどに設置いたします。

したがって、大雨警報や洪水警報の発令や、小田川の矢掛水位観測所の水位並びに井原地内などの小田川上流の水位、そして、町内並びに小田川上流での累積雨量などを複合的に判断し、災害対策本部を設置することとなります。それに伴う情報は、総務防災課が情報を収集し、結論を出すようになります。

2 点目の避難準備、それから避難勧告等は誰がいつの時点で指示を出すのかについては、まず発令者は町長になります。町内並びに小田川上流域の雨量や将来的な雨量予測。そして小田川、星田川、美山川の水位と水位予測に加えて、気象台の土砂災害や大雨、洪水の警報発令などを総合的に判断し、町長が避難情報を発令することになります。

それから、3 点目の災害対策本部室の設備並びに人員配置について御回答します。災害対策本部が設置されますと、役場庁舎 2 階の大きな会議室がございますが、ここを本部室といたしまして、情報が集約できるテレビモニター、それからパソコンなどを室内に配置し、そこに本部長以下各部長などが室内にて常駐して、地図や様々な情報を確認しながら、随時、対応対策が各部へ指示を出せるようやっています。

また、同じ 2 階の別の会議室を、電話対応室として、8 機程度の電話をまとめ、職員を配置して電話を受け、その情報を本部室へ持ち込む流れと計画いたしております。

いざというとき、迅速・的確に対応できるよう環境を整えてまいる所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 2 番、高月君。

**○2 番（高月敏文君）** はい、ありがとうございます。避難準備・避難勧告があり、避難指示では分かりにくいので、避難指示一本化で来年にも運用開始すると内閣府が先般決めました。災害はいつ来るかわからないので、矢掛町においても、少しでも早くみんなが避難できるようお願いして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、3 番、原田秀史君お願いします。3 番、原田君。

**○3 番（原田秀史君）** 議席 3 番の原田でございます。通告に従いまして、旧矢掛商業高校の跡地の利活用について、コロナ禍での観光振興についての 2 問、質問いたします。

まず、矢掛商業高校跡地の利活用についてでございますが、この件に関しましては、バート未来防災研究所が平成 30 年 2 月に撤退した後、平成 30 年 6 月と 12 月議会で同僚議員から質問があり、私自

身も令和元年6月議会で質問しました経緯がございます。

本年6月に開かれました議会全員協議会の中で、本年度改修予定の古民家施設旧斎藤邸が、来年度に開館するのに伴いまして、現在、旧矢掛商業高校跡地の校舎に事務所を置いています、一般社団法人矢掛町観光交流推進機構——DMOですね、が、その施設へ事務所を移転する予定であるとの説明を受けましたので、再び空き家状態になる。町民にとって、貴重な財産でありますこの施設の利活用について、多少前回と重複する部分もあるかと思いますが、あえて質問をいたします。

まず、1点目といたしまして、前回の質問の中で、子育て支援や生涯学習の場などのコミュニティー施設。また、災害時の避難所としての活用を提案しましたが、これらのことについての検討経緯をお聞きいたします。

続きまして、2点目といたしまして、この校舎等の施設は、岡山県より無償譲渡され、敷地につきましては、購入したものと認識しておりますが、土地の購入の金額。そして、耐震改修に要しました経費。また、以前、施設を使用していましたバートが施設の一部を改修するのに要した金額をお聞きいたします。

続きまして、3点目といたしまして、今後の利活用についてであります。まずこの施設の使用経過を振り返りますと、平成19年3月に岡山県より学校施設の無償譲渡及び敷地を購入し、同年8月に福祉専門学校と賃貸契約をしましたが、残念ながら開校には至りませんでした。その後の平成27年4月から平成30年2月までの約2年間、バートが使用し、平成31年4月から現在まで、DMOが使用していますが、来年度には先ほど申しましたように、他へ移転予定とのことでした。

このように過去の使用形態を見ると、いずれも法人組織の使用で一括利用をしております。前回、一括利用か、個別利用かは未定であるとの担当課長の答弁でございました。本年3月議会で同僚議員のバート関係の質問に対しまして、副町長は「この整備された施設、旧矢商の利活用の検討を進めていくことが、まず肝要だと考えている」と答えられています。使用形態を含めまして、今後の利活用の方針についてお聞きいたします。

続きまして、4点目といたしまして、岡山県立矢掛商業高等学校跡地利用検討委員会の設置についてでございますが、設置要綱によりますと、旧矢掛商業高校跡地の利用について検討をするために設置し、学校施設である当該跡地の有効な利用について研究・検討するとあり、そしてその委員会委員として、  
1. 町議会議員。2. 教育委員及び公民館代表。3. 自治会長。4. 地域住民。5. 識見を有するもの、と明記してあります。前回の総務課長の答弁によりますと、平成18年3月に県立矢掛商業高等学校が開校し、その年の12月に福祉関連の専門学校の誘致の検討のために検討委員会が開催され、また、平成24年の7月と8月に検討委員会ではありませんが、跡地利用の意見を聞く会が開催された経緯がございます。DMOが移転し、空き家状態になる今こそ過去の経緯を踏まえ、町民の暮らしに直結した施設の利活用を早急に進めるためにも、委員会の設置が必要かと思えます。

以上の4点について、担当課長の答弁をお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 3番、原田議員さんの御質問、旧矢掛商業高校跡地の利活用について企画財政課からお答えいたします。

まず、1つ目の質問。前回質問の提案事項の検討経緯でございますが、前回での質問での御提案、子育て支援施設や生涯学習の場としての活用については、役場庁内で関係課から意見聴取を行いました。

今のところ、行政としての利用計画はありません。

災害時の避難所については、町では、既に避難所に指定している所でございます。具体的な利活用方法は、これから検討を開始するところでございます。

2つ目の土地の購入費、耐震改修経費、バートが要した改修費用についてでございますが、土地は岡山県から平成18年度に約1,660万円で購入しております。耐震改修は、平成22年度に、国の10分の10の補助金である地域活性化臨時交付金を活用して、診断、設計、監理を含めて、約5,290万円で実施しております。バートの改修は、平成28年度に約5,200万円掛けて行っております。費用については、以上です。

3つ目の質問、今後の利活用についてでございます。現在、高校跡地には、用途制限があり、産業振興施設又は地域振興施設の用に供することとなっております。

本年7月に、町長が、県副知事・県教育長に対して、その用途制限をなくし、無条件に使えるようにする旨の要望をされました。交渉の結果、用途を、公用・公共用又は公益事業に変更すれば、町が所有しているものを貸し付けることイコール公用、公共用又は公益事業の用に供しているとみなし、産業振興・地域振興を含めた広い範囲の解釈で、実質ほぼ用途に制限のない形での貸与が可能、との提案を県から引き出されました。

今後は、町長の指示を受け、課内で、例えば全国公募をするとした場合の条件であるとか、民間のアイデアをどのように活用するのか。また、以前、他の議員さんからも提案のあった、サウンディング型市場調査等も含めて検討していくことになると思います。

4つ目の質問、跡地利用検討委員会の設置についてでございますが、委員会で意見を伺うのも、当然有効な手段であると思います。しかし、委員会で先にアイデアを出した上で、その事業を実施する人、会社等を募るやり方は、事業自体も制限され、実施者の獲得には至らない可能性もあるのではないかと考えます。まず、実際にこんな活用がしたいという人の募集や、有効活用のプロデュースをする事業者の募集なども視野に入れ、検討していきたいと思います。その選考の過程の中で、委員会等で外部の方のお知恵をお借りすることもあるかも知れませんが、まずは、どのような方法でアイデアを募っていくのかということを早急に検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 3番、原田君。

**○3番（原田秀史君）** 企画財政課長より、答弁をいただきました。利活用については検討しているが、現時点での具体案は出ていないが、県との交渉の結果、用途に制限を設けない貸与が可能になったことも受け、全国に向けての公募や民間アイデアの活用なども含め、幅広く検討する。また、跡地利用検討委員会の設置については、委員会の意見を前提にすると事業が制限され、事業実施者の獲得の足かせになるので、行政側でまず有効活用案を広く募っていくことを早急に検討するといった趣旨だと思います。

利活用に関しましては、全国公募も一つの選択肢であるとは思いますが。ある調査によりますと、全国4,478か所の廃校施設の主な活用用途といたしましては、大学を除いた学校が1,756か所で39.2パーセント。社会教育・文化施設744か所、16.6パーセント。福祉施設等、これは児童福祉施設や保育施設、放課後児童クラブ等を含みますが、511か所、11.4パーセント。また、企業や法人施設478か所、10.6パーセントといった調査結果があります。このように、全国的にも多くの自治体で、廃校した学校の跡地の利用については多様な利活用が図られていますが、元が学校ということもあり、地域に根差し、地

域活動を支える場としての役割を果たす教育関係・福祉関係といった公共施設での用途が多く占め、民間施設としての用途の活用は少ないという現状があります。

本町では、平成19年、一括利用を検討していた福祉専門学校が開校に至らず、その後利用もなく約8年間空き家状態が続きましたが、平成27年から約3年間、バートが一括利用をいたしました。施設を有効利用することなく撤退をいたしました。そして現在では、DMOが事務所として、2棟ある校舎棟のうちの1棟の1室だけを使用していますが、これもなかなか有効活用には至っていないのが現状であります。

こうした経緯、また用途制限のない形での使用が可能になったことを踏まえ、校舎棟2棟、体育館、グラウンドの一括利用ではなく、例えば2棟ある校舎棟の1棟を公募した民間企業などに、もう1棟は以前も提案しましたが、子どもからお年寄りまでが集える生涯学習の場やNPO組織の拠点に、また、体育館・グラウンドにつきましては、それぞれのスポーツ愛好者の運動拠点に、そして災害時には避難場所としての活用など、それぞれの施設を実情に即した使用形態にすべきだと思います。

また、検討委員会の設置につきましては、委員には様々な立場の方がおられます。まず、利活用についてのアンケート調査を行い、その結果を検討委員会に諮り、利活用についての合意形成を取るべきだと思いますが、いかがなお考えがあるのか、再質問として担当課長にお尋ねいたします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 担当課長の御指名でございますが、非常に重要でありますので、私のほうからお答えしたいというふうに思います。いろいろな積極的な御意見をいただきましてですね、心から感謝申し上げます。

過去2年間、ブランクがございました。皆さん、いま1年生議員さん。前の状況を知らない中での論戦であります。その論戦の中で、多少、私自身はロスがあったというふうに思っております。その中で、ちょうど前年ですかね。原田議員と浅野議員。積極的に利活用の話、初めて出てまいりました。これを受けてですね、もうロスのいろんなやり取りでなしにですね、しっかりと前向きな議員の対応をしなければならぬということから、6月の議会でありましたので、7月、行動を起こしてですね、今の課長が説明したとおり、使用形態が条件付きでありますので、非常に難しいということを町民にも知っていただきたいということは、基本的にあります。そういうことの中で、今課長が説明した状況であります。ちょっと議員のを聞きようりますとですね、基本的に分割論。どちらか住民にというのは、非常に受けのいい話でございます。大事なものは、貴重な財産であるという表現をされてます、この意味。それと、規模が大きい。あれだけの大きな規模を住民サイドで管理ができるかというのは、私は無理ではないかなというふうに思ってます。

その例は、全国の事例を、いま言われましたが、大体あれだけの大きな利用についてはですね、もう明らかになってる。ああいうかたちの誘致をどこも求めています。それができたかどうかというのは、場所と、そして、その価値観。その商品が結果的には何も書いてありませんが、一つひとつを見られれば、どういう条件なのか。そして、ものによってはですね、市町村がお金を出してまで誘致したところもあるというふうに思います。多岐多様な結果だけの報告であります。非常に複雑であります。

これをどういふかということですが、議員の提案でしたらですね、住民を受けるときに、これで貴重な財産ですから。私の考え方は、先ほど言いました、財源の厳しい町です。その維持管理の財源を、誰が払うのか、これポイントです。私の場合には、町民のお金を使わずに活性化できたらというのが基

本的な考え方。いま、提案されますと、受益者負担。利用者の方で維持管理を持てるかという話になります。あるいは、一棟ごとに分散したりですね、施設ごとに4つ5つ分けますとですね、あれだけのトータルのお金をどの団体がどう負担するのか。このへんを提案してもらえばね。ぜひ、財源付きで報告していただければ、参考になるかなと。町民の税を使うだけの提案ではですね、なかなか難しいことになろうかというふうに思います。

そういうことの中でですね、過去の経緯も調べながら。まあ確かに、2つの事業は継続できなかった。これについては、非常に申し訳ないというふうに思ってますし、残念だと思ってますが、逆にメリットもあるというのも、ぜひ。いま、議員にありましたようにですね。2つの事業の1つは、耐震化が何もできてない商業の校舎です。それを最初の福祉学校が、ちょうどあのタイミングで国が10分の10の対象事業ができましたので。5千数百万円で、耐震化が完了できたと。つまり、使える状態がですね、来たことによって出来上がった。

バートについても、先ほどありましたように、あの施設を見ていただければ、本当にもう中は泥だらけであったわけですがけれども、きちっと整理をして、5千何百万お金を掛けてですね、それを置いて返ってくれておる。つまり、財産1億数千万円をですね、その時にできておるということも、一つは逆メリットもあるということの認識の中で。そういう状態からこそ、これから行動が起こせる。前の状態ですと、あの校舎はどうやって修繕をするかという論議をしなければならない状態はですね。そのおかげで、空白、空白と言われますけれども、大きなこともあったということも御理解いただければというふうに思います。

そういう中でですね、これ、非常に難しい。誰がやっても。理想のかたちというのは、みんなあるというふうに思います。いま施設の、病院とか、最初に教育とか福祉とかいうのがありますが、矢掛町にとっては、あの位置にとってはですね。どういう形が一番将来に向かって、げんきなまちに活用できるのか、いうことに関して、すぐそれから、もう指示いたしましてですね。職員のほうは、ちょっと、いま披露していますが、いろいろことを考えておるということでもあります。

今まで皆さんの、議員の提案についてはですね、その過程において、必ず協議したりですね、検討したりする過程は起きるというふうに思いますが。何もかにも最初からですね、例えば町民の方にですね、あれは全部、どう利用するのかまとめたところですね。大変な作業でありますし、なかなかその絞り込むというのは大変です。なかなか財源を付けての提案がありませんので、なかなか。そういう面はですね、やはり議会、行政側がですね、責任を持ってやらなきゃならない。その過程においてですね、例えばあるものが見え掛けた、とかなればですね。当然、いま言われる検討委員会とかですね。意見を聞く、どう利用すれば良いのかですね。その状況は、これやってもですね、全国発信。なかなか難しいかも分からない。2年前でしたら、コロナの前であつたんですけど、いま、コロナがある。この状況の下にですね、どうなるかわかりませんが、また逆もありますので、こういうときだからあえて働き方改革ではないけれど、企業の考え方も変わってくる。そういうチャンスも狙えるのではないかなと、いうふうに思ってますので。

ぜひ大事なのはですね、あれだけの大きな財産。なかなか住民であれを管理するというのは大変じゃないかなというのが。また、必要ならばですね、他の感覚で論議をさせていただければいいのではないかな、というふうに思ってますので、御理解の程をよろしく願いいたします。そういうことの過程の中ではですね、もう事務局も行動を起こしていますので、できるだけ早く対応したいと思しますので、

よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 3番，原田君。

**○3番（原田秀史君）** 町長に答弁をいただきました。確かに，ランニングコスト，管理等々いろいろクリアしなければいけない問題もたくさんありますが，先ほど町長も言われましたが，耐震改修もされ，それからこれはバートの置き土産ですけど，北側校舎等の1階の一角を5,200万円掛けてですか，改修をされております。こうした施設をそのまま長い間放置しておりますのも非効率でありますので，今後，私も，町長が先ほど言われましたように費用面とかいろいろな面がありますんで，そのへんのところ，また住民の御意見等々いろいろお伺いいたしまして，どういうかたちでこの利活用したらいいのか考えてまいります。

ちょっとこれ，昨日9月2日の新聞なんですけど，笠岡市議会のほうで，大島東小学校の跡地の活用へということで，現在NPO法人が有料で借り受けて，いま，教室などを貸しております。そうした中で施設の改修ということもございます。いろいろ活用方法があると思いますが，なるべくできるだけ，町民の納得した形での活用を考えていただくことをお願いいたしまして，この質問は終わります。

続きまして，コロナ禍における観光振興について質問をいたします。

本町では，平成27年度を観光元年と位置づけ，やかげ町家交流館の開館を皮切りに，宿泊用施設の整備等，矢掛市街地の活性化を図るなど，観光面に力を注ぎ，平成30年には約29万7,000人。翌年の令和元年には約32万4,000人の観光客が訪れるようになり，今年度も多くの方々の来訪が期待されておりました。しかし，昨年12月に中国武漢で発生いたしました新型コロナウイルスが，瞬く間に世界中に広がり，令和元年に約3,190万人にまで増えました日本への外国人旅行客も，令和2年4月の段階では2,900人と前年同月に比べまして99.9パーセントの減少となりました。

国内におきましても，緊急非常事態宣言が本年4月に発出され，不要不急の外出について自粛が求められ，国内旅行の需要は大きく減少をいたしました。日本旅行協会によりますと，国内主要旅行業者の今年4月の取扱い額は対前年同月比で，34パーセントという低水準ということです。日本国内で観光客の減少が続いています。

これはまた，岡山県におきましても，主な観光施設の利用者数が，前年6月比56.8パーセント。宿泊者数に対しましては，43.1パーセントといった状況にあり，このような状況は当面続くものと思われ，本町におきましても例外ではないと思います。

こうした中，本町では来春，道の駅，古民家施設のオープン。また，無電柱化した市街地など，新たな観光資源が生まれ，これらを活用し近年活況を呈してきたインバウンド対策など，新たな観光戦略を展開するところであったと思われます。しかし，新型コロナウイルス感染拡大によりまして，旅行需要の減少，また三密を避け，自然や開放感のある場所を含め，より安心安全な近隣への旅行。そして，少人数での旅行など，旅行観光形態に大きな変化が起こると思われます。

こうしたことを踏まえて，今後，こうした変化にどのように対処し，本町の観光振興を図るのかお伺いをいたします。まず，1点目といたしまして，本年の観光客数及びそのうち県外からの観光客数の現状について。続きまして，2点目といたしまして，6月19日に県境をまたぐ移動の自粛が解禁されましたが，現状況下では，観光客，そして受け入れる地域の住民にも感染への一抹の不安があり，県外からの観光客の受入に慎重な自治体もあるのではないかと思います。そうした中で，観光客に対しては，感染症から守り，感染リスクの不安を極力無くす中で楽しんでもらえる観光地であることが求められて

います。そこで、本町における県外観光客への受入れの対応及び観光客に対する新型コロナウイルス感染予防対策はどのようにしているのか。3点目といたしまして、感染者が今日の時点で7万人を超え、毎日500人以上、特に大都市での感染者が多い中での観光戦略。そして、ある民間の研究機関が、本年4月に実施した新型コロナウイルスに関する調査におきまして、新型コロナの感染拡大が収束後にやりたいこととして、国内旅行と答えた人が約半分の48.9パーセントという調査結果があります。こうしたことを踏まえてのコロナ収束後の観光振興についても、併せて産業観光課長にお聞きいたします。

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが、このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。

産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 3番、原田議員さんのコロナ禍における観光振興についての御質問について、産業観光課からお答えします。

まず、第1点目の御質問、矢掛町の本年の観光客数及びそのうちの県外観光客数の現状について、御説明します。本年の矢掛町の観光客数につきましては、1月から7月までの集計数字でございますが、約13万3,000人でございます。昨年の同時期の数値は約16万人でございますので、対前年比で約17パーセントの減少でございます。そのうちの県外観光客数につきましては、集計データはございませんが、産業観光課が聞き取りにより調査して、約2割の方が県外観光客数と推計しております。

なお、参考数字として申し上げますが、昨年度、やかげ町家交流館及び水車の里で2,400人を対象に観光に関するアンケートを実施しましたが、その結果では、県外の観光客は約3分の1であるとの結果が出ております。

次に、第2点目の御質問、県外観光客の対応について、御説明します。今年6月19日に、国土交通省の観光庁が、旅行者向け“新しい旅のエチケット”を発表しております。これは、観光振興の観点からの人の移動について、この19日以降、県外からの観光客の呼び込みを徐々に実施することとなり、旅行者が感染リスクを避けながら安全に旅行できるよう、観光関連事業者により、旅行時に感染防止のために留意いただきたい事項がまとめられたものです。

つきましては、観光の事業者、関係者にも御協力をいただいておりますが、国が示しております業種別ガイドラインに沿って、三密を避け、新しい生活様式を実践により、新型コロナ対策を更に徹底していただくとともに、また、感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立していくため、官民連携して、旅行者の皆様への新しい旅のエチケットの普及・啓発に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、第3点目の御質問、コロナ禍及びコロナ禍収束後の観光振興について、説明します。国、県、矢掛町は、新型コロナの中での、観光振興対策として様々な施策を実施しております。また、今年度新たに創設されます道の駅により、矢掛町への多くの観光客が来訪されるものと期待しております。さらには、2022年には、6年ぶり第6回目となる、岡山県で観光振興のための、岡山県デスティネーションキャンペーンが実施されることが決定しております。以下、デスティネーションキャンペーンの頭文字を取らせていただいて、DCと呼ばさせていただきます。このキャンペーンは、当該年度だけでなく、その1年前に、プレDCとして、当該年度のPR告知及びお試しいベント等の実施、また当該年度には本

格的実施、そしてその翌年は、イベント及び事業の定着のために、アフターDCを3か年の実施ということで計画され、その準備が進められております。

なお、今年度は広島県で、来年度は東北6県で、全国各地でDCが計画されております。特に、今までのDCと異なり、新型コロナ禍でのDCが実施されることとなりますので、そのことを参考にしながら、矢掛町もDCに向けて準備を進めていきたいと考えております。

さらに、町民である私たちが、矢掛町の良さを町内外の方へ、改めて認識して、伝えていくことも必要であると考えます。そして、3年後、5年後、10年後といった、中長期的な展望に立ち、また来たいまち、訪れたいまち矢掛町となるように、矢掛のファンを増やしていくこと、リピーターの確保が観光振興の基本でして、町民の皆様、やかげDMO、商工会、観光事業者、関係者の方と連携協力して、第6次矢掛町振興計画の第2編基本構想の中で目標に掲げております、交流人口40万人の達成に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 3番，原田君。

**○3番（原田秀史君）** 課長より答弁をいただきました。その中で、町内への観光客は7月時点で、昨年と比べ17パーセント減の約13万3,000人で、そのうちの20パーセント、約2万7,000人の方々が県外からいらっしゃったということですが、お盆の期間に矢掛の商店街や駐車場等を見えますと、岡山ナンバーはもとより、神戸、広島、愛媛、また、遠くは静岡などと多くの県外ナンバーの車を見掛けました。

こうした県外を含めた観光客に対しての本町の現時点での対応は、観光客に対しては、観光庁の新しい旅のエチケットによる旅先での注意喚起を促す。また、受入側の観光事業者、関係者には、国が示した業種別ガイドラインに沿った感染症の拡大防止対策及び新しい生活様式の実践により、対策を図るとの回答でございました。

ある調査によりますと、旅行を予定している人に、受け入れる観光地の宿泊施設、飲食店、土産物店に求めることを聞いた結果、スタッフのマスク着用、間隔を開けた座席の配置、定期的な消毒、食事は配膳式にするなどが多く、情報提供してほしいことでは、感染防止対策の開示が多く、地域住民からも同じく、これらの施設に求めるものは、おおむね同じような回答だったようです。

新潟県の佐渡観光交流機構では、佐渡クリーン認証制度を策定し、コロナ感染症対策を含めた公衆衛生について、一定の基準を満たした島内の宿泊施設、飲食店、物販点、観光施設に対し、佐渡クリーン認証マークを発行し、観光客へ安全・安心をアピールすることで、コロナ禍での観光需要の維持、そして収束後の観光需要の回復加速を狙った取組をしております。

こうした取組が全国的にも多くの観光地で行われていると思います。本町も、先ほどの答弁にあった対応策を、今だからこそ一歩踏み込み、業種別ガイドラインの徹底を図り、本町が取り組む、衛生面の配慮や、三密の回避策などのコロナ感染症対策をステッカー表示するなど、目に見える形の対策を観光客、地域住民に示し、皆さんが感染症に対する不安なく、宿泊や体験、飲食が楽しめるような感染症への体制作りを進めていけばと思います。

また、観光振興については、2022年開催予定の岡山県デスティネーションキャンペーン。そして、その前年のプレDC、翌年のアフターDCとのタイアップで観光振興を図っていくとの答弁でした。確かにそういった大きなイベントとタイアップしての観光振興も一つの手法ではありますが、今は、現状を

的確に捉えての観光振興を図るべきではないかと思います。

コロナ禍での観光形態は三密を避け、少人数で自然や開放感があり、比較的近距离の観光が主流になるものと言われています。こうした状況の中、星野リゾートが提唱するマイクロツーリズムが注目を浴びています。星野リゾートの言うマイクロツーリズムとは、三密は避け、県境をまたぐ移動ではなく、比較的短時間で移動ができる近場の地元地域で、安心安全に楽しく過ごすというスタイルだそうです。

こうしたスタイルは、長時間の移動を伴わないため、ウイルスの拡散につながらず、地元、地域の経済にも貢献するというものです。

また、今後の旅行、観光需要回復は、最初の段階として周辺地域を旅行するマイクロツーリズム。次に回復するのが、飛行機や新幹線など使った大きな移動を伴う旅行。そして、最後に戻るのが、インバウンドと言われています。

本町では、コロナ禍での観光対策として、地元の宿泊施設、飲食店を利用する方々に対して多くの補助制度を設けております。そして、その制度によって、町内での観光での注意喚起を促すものであります。また、町内には三密を避け、開放感がある自然の中で食事を含め、さまざまな体験ができる施設や文化財も多数あります。こうしたものに加え、来春オープン予定の道の駅、古民家施設、そして無電柱化した市街地を包括しまして、先ほどの補助制度をセットにしたマイクロツーリズムを観光戦略に据え、コロナ禍での観光振興を図り、さらには収束後の観光振興につなげればと思います。産業観光課長の考えをお聞きいたします。

**○議長（土田正雄君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 3番、原田議員さんの新型コロナウイルス感染拡大防止による旅行、観光形態の変化を踏まえての矢掛町の観光振興についての再質問について、産業観光課からお答えします。

まず、第1点目の再質問についてお答えします。観光関係の事業者も、それぞれの企業努力により、様々な努力、工夫により、新型コロナウイルス対策を講じておられます。なお、お客様に安心して宿泊施設を利用していただけるよう、ホームページ等で周知されておられる場合もございます。また、9月1日から、岡山県新しい生活様式実践事業者補助金の受付が、開始されました。この補助金は、新型コロナウイルス感染拡大を予防する新しい生活様式を普及させるため頑張る県内事業者の取組を岡山県が支援するものです。なお、県の補助率3分の2で、上限は10万円です。そして、8月6日の町の臨時議会で議決された感染症対策等実践事業者補助金1,000万円の矢掛町の独自の予算措置により、補助上限額5万円として、この県補助金の上乗せ補助により、事業者支援を行っております。

観光関係の事業者にもこれらの補助金を活用していただき、町内で宿泊、飲食等が楽しめるような体制を構築していけるよう、周知啓発を図っていきいたいと考えております。

次に、第2点目の再質問についてお答えします。原田議員さんの御指摘のとおり、全国で唯一の国の重要文化財として現存する本陣・脇本陣をはじめ、多数の文化財、史跡、名所、観光資源があり、さらに、道の駅、重伝建、無電柱化が整備され、矢掛まるごと道の駅が来春に完成することとなります。唯一無二となるまるごと道の駅や、オンリーワン・ナンバーワンである矢掛町の地域の魅力を、近隣の地域、県内、全国へ引き続き情報発信していきたいと考えております。また、観光による流動人口、関係人口の増加を図り、人口減少対策として、矢掛町の人口を増やす施策へつなげていきたいと考えております。

現在、新型コロナウイルス対策で、国、県のキャンペーンや町の観光施策を展開しております。新型コロナ対策をしながらのＤＣの事業実施の効果検証につきましては、今後行われることとなりますので、これからの参考にしていきたいと思います。

最後に、原田議員さんの御提言も踏まえまして、これからもやかげDMOを中心に、矢掛町内外の観光客の動向、ニーズの把握に努めながら、関係の皆様と連携を図りながら、新型コロナ禍、また新型コロナ収束後の矢掛町の観光振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 3番，原田君。

**○3番（原田秀史君）** 答弁ありがとうございます。感染症予防対策については、感染症対策等実践事業者補助金制度などの活用を事業者に促し、感染予防対策を図るとの答弁がありましたが、先日、町内の飲食店を何店かお伺いしましたが、この制度が始まったばかりということもあり、感染症に対しての危機感は、お話の中で感じましたが、まだ目に見える形での対策は取られていませんでした。

今の状況下で観光振興の維持を図るためには、まず、受入れる側としての感染症対策の実践を徹底し、観光客にあらゆる手法で対策を通しての安心安全をアピールし、観光客からの信頼を得ることだと思います。

また、観光形態につきましては、課長の答弁にありましたように本町の観光資源を全国発信し、観光客を呼び込むというやり方もコロナ収束後の展開としては当たり前だと思いますが、当たりの日常ではなくなった現状下では、やはり県内及び近隣地域の方々を対象にしたマイクロツーリズムを観光の核においた戦略を展開するべきだと思います。

このようなことを含めまして、いま、行政としてやるべきことは、観光戦略の見直しとその周知。そして、これは先ほど産業観光課長の話の中にもありましたが、観光関連事業者の支援。これが、数々の補助制度を設けております。こうしたことではないかと思います。

そのためにも、行政がDMOや商工会、観光関連事業者と連携し、平成27年の観光元年宣言以来、右肩上がりにある、観光客の矢掛へと向かう足を停止させないような観光戦略を展開し、観光振興を図ることを願いまして、このことも含めまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 折角終わられる節がある中、ちょっと重要なんで。非常にね、いろいろ研究していただいて、御提言いただいて。いま、この時期にですね、決定的なものはなかなか難しいと思いますが、国の方針、そして県の指導を受けながら。それから、母体が業者の関係でありますので、それぞれと協調しながら、迎え入れる事態が、とかをいつまでやっていくかというのがわからない。いま、できるだけですね、町とすれば、事業の持続可能なかたちを支援しながら、同時に町民の方にもですね。三密を避けて、いま利用をしていただければというふうに思います。

と、1点。いま、申し訳ないんですけど、前の件でちょっと気になることがあったんですが。パートの利用の問題で、大島小学校のですね、有料のケース言われたん、ちょっとここ話をしとかなんだら、住民の方が錯覚されるようになります。

町の制限の中で、県との話で、使用というのは幅は広がったんですが、有料というのはだめなんです。有料いうのにも条件がついて、まだ昔の国庫補助をもらっているんで、お金を返しなせえということになるんですね。だからまあ、このなにを作るのが非常に難しいんですけど、そこだけちょっと言って

おかないと、やはり金がちいとでも儲かることがあったんではねえかという。そこは、なかなか企業が来てですね、というようなことになってもならないので。そこだけ、ちょっと回答しとかなないと、ちょっと、いま聞かれておる人がですね、お金を出しや誰でもいいのかとなったとき困るので、そのへんは回答させていただきます。

はい、どうも、以上です。

**○議長（土田正雄君）** 3番，原田君。

**○3番（原田秀史君）** 先ほど終わるといいましたが、町長が出ていただきましたので、ありがとうございました。

旧矢掛商業跡地につきましても、いろいろ、先ほど言われたような県からの全面的な活用の事由というのではなく、そういう面もありますので、今後もいろいろ研究していきたいと思ひますし、観光につきましても、いま、コロナ禍での対応が、各自治体での今後の観光客にとっての、行こうか行くまいかという差が出てくるかと思ひますので、大変でしょうけれども、担当課の方、頑張っていたきたいと思ひます。ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 昼食時間を経過しましたが、会議続行に御協力いただき、ありがとうございました。この際、昼食などのため、13時まで休憩いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よつて、13時まで休憩いたしたいと思ひます。休憩。

午後 0時18分 休憩

午後 1時00分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、8番川上淳司君、お願いします。

**○8番（川上淳司君）** 議席8番の川上淳司です。通告により質問いたします。

私は、労働組合連合推薦の議員でありますので、町の皆さんの職員の時間外等についてお尋ねさしていただきたいと思ひます。

まず、質問としましては、町職員の時間外及び休暇取得について質問させていただきます。ひとつとして、職員の時間外についてをどのように管理されているのか。また、上司に無断で作業をしてる職員の把握はされていらっしゃるのか。次に、職員のパソコンのログの状況並びにイベントでの時間管理はどのようにされていますか。最後に、代休並びに有給休暇の取得状況について、どのようになっているか。そして、取得できなかった場合の救済措置はあるのか。総務防災課長にお尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 8番，川上議員さんの町職員の時間外及び休暇取得についての御質問に、お答えをいたします。

御承知のとおり、平成31年4月から、働き方改革関連法の施行に伴い、本町職員においても時間外勤務に時間の上限を設定したり、積極的に年次有給休暇を取得してもらうよう取り組むことで職員の心と体の健康管理に努めているところでございます。

具体的には、所属長及び管理職員が職員の業務進捗状況などを把握した上で、適切に時間外勤務命令を行うこととし、所属長は所属内職員の時間外勤務命令時間数を把握し、ひと月当たり45時間又は年間360時間を超えそうな職員がいる場合は、所属内で勤務調整をするよう通知し、徹底しております。

また、新労働基準法によりまして、年次有給休暇を10日以上付与されている場合は、5日以上確実に取得することにもなっておりまして、地方公務員には適用除外ですが、本町では職員の心身の健康増進、ワークライフバランスの実現のため同様の年次休暇取得を推進いたしております。

御質問の時間外勤務については、職員服務規程に基づき、公務のために臨時の必要がある場合において、休日、週休日又は勤務時間外に勤務を命ぜられたときは、休日、週休日又は勤務時間外においても勤務しなければならないとされております。時間外勤務命令を受けず、定時退庁時刻の午後5時15分を過ぎても残務処理等をしてくださっている職員も多数おりますが、現状では、本町では毎週水曜日をノー残業デーとしまして、午後6時の全員退庁を推進しているところでございます。

次に、御質問にある職員用パソコンのログ——利用状況ですね。通信履歴等については、確認することはできますけれども、現状ではパソコンのログを職員の退庁時間の把握に利用はいたしておりません。

また、職員が休日等のイベント業務に従事した際は、業務開始時及び終了時に、職員自身が役場の当直へ連絡をいたしまして、業務の開始・終了時刻を把握するようにいたしております。

次の、昨年度の職員の休暇の取得状況につきましては、有給休暇については行政職1人当たり平均8.5日。振替休暇については振替時間数の平均約7割を取得しているのが現状です。

また、取得できなかった場合の救済方法については、特に設けてはおりません。しかしながら、引き続き休暇の適切な取得を推進するとともに、職員が心身共に健康で勤務に取り組めるような雰囲気を作り上げてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 8番，川上君。

**○8番（川上淳司君）** とりあえず今のお答えで、有給休暇の取得状況が平均で8.5日。それから、代休の取得が7割というふうなことを御回答いただきました。わかりました。

全然ちょっと話は離れるんですけど、役場では36協定を労働基準監督署に提出しているかどうかというところと、時間外の実態については、パソコンのログを取ることで把握はできると思いますので、実態を把握されて、ライフワークバランスを十分取れるようにしていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

そして、先ほどの代休取得につきましては、多分、出社というか、代休を取れるタイミング。出られたら、大体1か月で消化するようになっておりますので、それを過ぎちゃうとどうしても取れなくなってしまうので、その部分での代休取得についても100パーセント取得できるようには、どのようにされていくのかを御説明いただければと思います。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 再質問いただきました、御質問の36協定につきましては、労働基準法第36条に基づく協定のことでありまして、使用者は労働者の過半数を代表する者と書面によって協定を締結し、行政官庁に届け出た場合は労働時間を延長し又は休日に勤務させることができると定めてあります。

本町では、36協定を締結している施設は、認定こども園、3保育園、矢掛寮、矢掛病院、たかつま荘の7施設がございます。毎年、規定に基づきそれぞれの施設の職員の過半数を代表する者と使用者とで協定を締結いたしまして、労働基準監督署に提出し受理をしていただいております。なお、本庁舎の職員につきましては、労働基準法第33条第3項におきまして、地方公務員は、公務のため臨時の必要

がある場合は、時間外勤務、休日労働をさせることができるとされておりますので、36協定を締結してはおりませんが、本町の規則におきましては、1か月当たりの時間外労働の上限を45時間、年間の上限を360時間と定め、職員に通知し徹底しているところであります。

また、イベントなどで出勤した職員の代休休暇取得につきましても、人事係において個々の取得時間を管理しておりますので、随時取得状況を確認した上で、職員に取得を促す通知をするなど、完全取得の推進に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

出出勤につきまして、先ほどログのことをおっしゃいましたが、現在職員が、このＩＣカードを使つての勤務の時間を確実に打刻いたしておりますので、そちらで管理をしております。

最後に、御質問にもありましたとおり、昨今の働き方改革やワークライフバランスの観点からも、職員の時間外労働や休日労働は、必要最小限にすることが最善と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 8番、川上君。

**○8番（川上淳司君）** 大体、理解させていただきましたし、当然のことで、町職員の方は、労働基準監督署には何も提出資料がないというのも、理解をさせていただきました。

これも余談なんですけど、私の勤務しておる会社では、労働基準監督署にパソコンログを提出させられ、会社は全ての時間外を支払いました。したがって、行政でも、支払い義務は同様にあると思っております。

無駄に時間外をする必要があるとは思いません。過去には、役場は不夜城だというふうなことも町民の方から言われていたと思いますが、こういうふうなことがないように、この際政府が、働き方改革を提示していったわけですから、率先して、行政サイドでその態度を示していくべきだと思っております。

また、今回のコロナ禍の中で、人員の足りていない状況がわかってきたところだと思われるので、必要な人員確保をしていただきたいのと、時間外はしっかり管理され、必要な人員は必ず確保されて活用していただくようお願いして、1つ目の質問終わります。

次、質問に移らしていただきます。次の質問は、皆さん、今日も何人目、3人目になりますか。コロナウイルス対策で、もう、そこに来ております、第二波のコロナ対策。

このところは岡山県が、コロナ感染者が出ていないのが、少し安心しているところではありますが、コロナウイルス発生における矢掛町の対策について。今の状況では、分散業務をされていませんが、分散業務をされないと、要するに今後、町民の生活に支障が出てくるように思われます。

そこで、分散対策を考えられてるかどうか。そのうち、いつやられるのかっていうことも考えながらやっておられるんだと思いますが、その部分を総務防災課長、教えていただきたいと思います。

それから、コロナウイルス感染で、矢掛町でも発生した場合に、病院での受入れ体制はどのようになっているのか。また、受入れ人員等が分かればお教えいただきたいと思いますので、病院事務長、お答えをお願いします。

続いて、ちょっとこれは私もよくわからないんですけど、矢掛町で発生した軽症者の受入れは、どこで行うのか。それとまた、軽症者の搬送については、どうもいろいろなところで聞くと、個人で行っていただきおるような状況だというふうなことも、ちょっと調べた結果そうだったんですが、そこらへんが分かれば、保健福祉課長、お答えいただければと思います。ひとつよろしくお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 第二波のコロナウイルス対策について現状を問う、という内容で、御質問の町民の生活に支障がないように、工夫した分散業務はできるか、という御質問について、お答えを申し上げます。

このたびの新型コロナウイルスの感染予防のため、役場内での現在の対策は、常時マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒に加えて、職員同士が密集・密接した状態にならないよう、対面する机の間にフィルムを張るなど、飛沫による感染防止に努めております。

また、窓口で直接接する機会がある部署では、お互いに感染防止できるようマスクの着用は当然なんですけれども、窓口カウンター上にフィルム等を設置をし、感染防止に努めております。

当然、職員自身は毎朝検温をしてもらっています。咳や鼻水など、体調管理票に記入をして、所属長が毎朝、所属職員の体調を確認しております。

御質問の分散業務については、今後、農村環境改善センターややかげ文化センターの会議室へ職員が分散してパソコン業務等ができるよう、通信設備を整備し、職員間で密になりにくい環境作りに取り組むとともに、庁舎内で既設の通信設備が整備されている会議室などを活用することも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 矢掛病院事務長。

**○矢掛病院事務長（稲田欽也君）** 8番、川上議員さんの質問にお答えします。

現在、矢掛病院では外来等で新型コロナウイルス感染症のPCR検査を行っておりますが、陽性の判定が出たことはありません。

しかし、今後、陽性者が出ることも想像できますので、その対応ということではありますが、新型コロナウイルス感染症は、感染症法で指定感染症となっております。基本的に保健所の指示により、感染症指定医療機関に入院・治療されることとなります。岡山県には倉敷中央病院などの感染症対策設備のある病院がいくつか指定されております。その他にも、岡山県からの発表によると、想定ピーク時の病床数250床を確保したとのことです。

このような手順となるため、万が一、矢掛町で感染者が発生しても、矢掛病院に直接入院ということは、現段階ではございません。

しかし、コロナウイルス感染症は無症状の場合もあり、あらゆる事態を想定しておかなければなりません。その対策のため、今回補正予算にあげさせていただきました、国の緊急包括支援補助金などを活用して、設備や体制を整えたいと思います。

よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 8番、川上議員さんの御質問に保健福祉課からお答えいたします。

御質問は、矢掛町で軽症の患者さんが発生した場合の受入れはどこで行い、搬送方法はどのようなになっているか、ということでございますが、まず、新型コロナウイルス感染症の患者さんにつきましては、発生時の対応は、管轄の保健所、ここと言うと、備中保健所の井笠支所が行います。

また、呼吸に医療機器の必要がないなど、入院の必要がないと医師が判断した場合、軽症者という扱いになります。こうした軽症の方が、どこで受入れ、療養されるのかということにつきましても、保健所の判断、対応ということになります。

岡山県の新型インフルエンザ等対策行動計画では、中重度の方が入院、軽度の方は自宅療養ということになっておりますが、岡山県は、新型コロナウイルス感染症の軽症者のために岡山市内のアパホテルを207室分借上げておりまして、軽症者の方につきましては、こういった宿泊療養施設での対応も考えられます。なお、現在3人の方が入ってらっしゃいます。

こうした宿泊療養施設への移動方法につきましては、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、基本的には御本人の対応となり、事情によりどうしても御本人による移動が困難であると保健所が判断した場合には、保健所が対応いたします。

町といたしましては、こうした保健所の対応につきまして、要請に基づき協力する立場でございますので、保健所からの要請があれば、対応することとなります。

なお、参考ですが、現在までに保健所から町に来ております具体的な協力要請は、軽症者の方の避難に関する事のみでございまして、患者の搬送に関する協力要請はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 8番，川上君。

**○8番（川上淳司君）** すいません，再質問をさせていただきます。

先ほど，総務防災課長がおっしゃられたことで，とりあえずは，いつここに来るかというのはわかっていけませんので，はっきりしたことは言えないと思うんですけど，分散業務はいつまでにできるか。その部分だけ，ちょっとお答えしていただければと思います。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 再質問にお答えします。

分散業務につきましては，8月に予算議決をいただきました通信設備の工事が，今月中には完了予定でございます。それ以降には，分散業務ができる状況にはなろうかと存じますので，よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 8番，川上君。

**○8番（川上淳司君）** なるべく早めに行えるようにお願いしたいと思います。

本当に，今回の新型コロナウイルスでは，さまざまな状況が生まれてきております。

PCR検査を受診できる体制作りを作る以前に，感染したら，まず自分たちがどのようにしていかなければならないかということを，今回は主に質問させていただきました。防御を整えて，不幸にも感染された患者さんに寄り添った体制を作っていくことが先決だと思われます。

また近年，特にありまして，私も聞いた話ではあるんですけど，早島町で第1号が出ましたということで，そちらにお住まいになっている感染された方は，そこの早島町へ住めなくなって，岡山市内のマンションに引越しされたそうです。本当に最近，自粛警察とか，誹謗中傷が酷い世の中になってきておりまして，多くの報道されておりますけど，これからやっぱし皆さんで気にしていくことは，本当にこれを防ぐことはまず無理だと思うんで，とりあえず，注意をして，予防して，一生懸命やってもできないこともありますので，誹謗中傷が多くあることがないようにしていただきたいと思います。

それで，ここでひとつ，通告にはありませんが，町長。町民の方に，誹謗中傷のことについて，一言御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** まずですね。町民の皆様に、約5か月ぐらいになりますかね。コロナの大変な状況が、世界で、日本で、地方で、と。矢掛町ではですね、今のところ感染者が出てないということに関しては、それぞれ、厳しい管理の下にですね、生活を守っていただいております町民の方々に心から感謝申し上げたいというふうに思います。

そこで言われますように、感染者が起きたらどうなるかということでございますが。私も、もし矢掛町から出たら、一番に、いま議員の言われるように誹謗中傷。これを一番にどうにかしたい。ぜひですね、このことのないようにということは、平生の会議でも言っておるんですけど。本当に、そのなられた方というよりか、生活をされています。それから、仕事をされています。それに、家族がおります。クラスターその他ありますけども、ウイルスは見えないウイルス。全国かき混じっておりますので、本当にいづどこで起きても不思議はないというのが認識であります。ぜひですね、私も職員にも十分言っておりますけれども、今後も、しっかりとその啓発活動をやっていきたいというふうに思ってますし、議員の皆さん方もですね、おやりになる機会があれば、当然そういうお気持ちがあると思いますけど、一緒に、そういう町ではない、というふうなかたちをつくっていければというふうに思ってますので、よろしく願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 8番、川上君。

**○8番（川上淳司君）** 町長、急に通告にありませんすみません、急をお願いしまして。

でも、本当に矢掛町の皆さんが、そういう気持ちが広がっていけば、そういうこともないと思いますし、一番は、コロナウイルスに感染されない体を皆さんで保っていただいて、これから十分注意されて生活していただくようお願いして、私の質問を終わります。本日は、ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、9番、浅野 毅君お願いいたします。9番、浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** 9番議員の浅野でございます。どうぞ、よろしくお願いします。

本日は、2点質問させていただきます。一つは権利擁護センターの設置の目的についてと、SDG s 未来都市・自治体SDG s モデル事業についての2点でございます。

まず、第一に、権利擁護センターの設置の目的についてお尋ねいたします。

昨年6月の議会で、地域包括センターについて質問いたしました。その時、権利擁護事業としての市民後見人の育成や活動のサポート、青年後見制度支援事業など行っているというお答えでございました。また、権利擁護センターの当町や近隣の状況などもお聞きしました。当町においては、権利擁護センターは、現在のところ、専門家を交えた会議で、必要性や業務の内容について、検討を進めているところであるとの答弁でございました。

さて、本年の4月に、権利擁護センターが開設されましたが、地域包括支援センターの業務の一部が、権利擁護センターとして独立したと考えられるが、公的な位置づけをお教えください。また、一般にはわかりにくいのですが、地域包括支援センターと権利擁護センターの役割分担も合わせて、お願いいたします。また、地域包括センターより、社協に委託された経過及び理由及び町の直轄にしなかったわけを合わせて、御答弁願います。よろしくお願いします。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 9番、浅野議員さんの御質問にお答えいたします。

地域包括支援センターと権利擁護事業の関係につきましては、介護保険法の規定によりまして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう支援する施策の一環として、地域包括支援センターは、高齢者の方の権利擁護に関する必要な援助を行っております。

御質問の1点目ですが、権利擁護センターの法的な位置づけということでございますが、明確に権利擁護センターという名称を規定した法令はございませんが、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に、“市町村は、成年後見等実施機関の設立等に係る支援に努める”とございます。また、同法第2条には、“成年後見等実施機関とは、みずから成年後見人等となり又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体”とございますので、この実施機関が権利擁護センターに相当するものと考えております。

次に、御質問の2点目ですが、権利擁護センターと地域包括支援センターの役割分担ということでございますが、権利擁護センターは、成年後見制度などの権利擁護の実施機関でありまして、地域包括支援センターは、その実施機関を支援する機関ということでございます。

少し詳しく申しますと、権利擁護センターは成年後見制度及び相談窓口の周知・啓発や、相談受付、町民後見人の活動支援などを主に行います。一方で、地域包括支援センターを含む行政は、支援方針の検討や決定、首長による申立ての判断、実施等の行政としての最終責任を負います。

次に、御質問の3点目ですが、権利擁護センターを地域包括支援センターから社協へ委託した経過と理由、そして町直轄にしなかった理由ということでございますが、少しわかりにくいかもしれませんが、権利擁護センター自体は、地域包括支援センターから社協へ委託したものではございません。今年4月に社協——社会福祉協議会に開設されました権利擁護センターは、社会福祉協議会の定款に位置づけされた社会福祉法人としての事業でございます。

保健福祉課では、権利擁護センターを運営する社会福祉協議会に、町の権利擁護に関する業務の一部を委託しているという状況でございます。

権利擁護センターの設立の経過につきましては、昨年度、権利擁護センター設立準備委員会を設置いたしまして、司法関係者、障害福祉関係団体代表者、町民後見人、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係者の方に委員をお願いして、全部で7回の会議を開いております。会議では、矢掛町での権利擁護センターの設立につきまして、御協議をいただいております。設置主体についても御議論いただいております。

次に、権利擁護センターを社会福祉協議会へ設置した理由及び町直轄にしなかった理由につきましては、主に3つの理由がございます。

1つ目は、認知症高齢者の増加、知的・精神障害者の地域移行が進む中で、こうした方々が地域で安心して自立した生活を送るために、成年後見制度や日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護の枠組みを総合的に整備することが必要であるということ。

日常生活自立支援事業といいますのは、成年後見制度の利用までは至らないけれども、金銭管理が困難な方の支援を現在、社会福祉協議会が行っている事業であります。

2つ目は、社会福祉協議会は、地域の福祉委員による見守りネットワークを既に構築しており、援助が必要な方の把握が比較的容易でありまして、スムーズに事業を進めることができるということ。

そして、3つ目は、従来の制度では、個人で成年後見を受任されている後見人さんが、万一、御病気で入院されときにバックアップする体制が取れませんが、後見人が事実上不在になるということがあります。しかし、社会福祉法人が成年後見を実施することで、法人による後見となりますので、個人に万一のことがあった場合でも、後見を中断することなく継続できるようになります。

このように、権利擁護に関する他の事業や、制度の円滑な運用などの条件を併せて、総合的に支援の

枠組みを作るためには社会福祉協議会に権利擁護センターを設立するのが最も適切であるという判断によるものでございます。

以上でございます。

**○9番（浅野 毅君）** いろいろ御丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。それで、ちょっと一つだけ聞きたいんですが、町民後見という言葉がよく使われておりますが、例えば、笠岡だと市民後見だとかそういう意味ではなくて、一般の方がやるという意味で市民後見というのが、一般的に使われているようなんで。まあ、ややこしいから、当町では町民いうことにされとんだとは思いますが、これが一つと。

あとですね、社会福祉協議会さんのほうで、法人後見をやるということで、その担当者は具体的にどういう方がやられるのか。社会福祉協議会の職員の方がおやりになるのか、町民後見の方を併せてやられるのか、二人体制でやられるのか、そのへんを何かひとつお聞きしたいと思います。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 9番、浅野議員さんの再質問にお答えいたします。当町では、町民後見人という言葉をもう使っておりますので、そのまま私も使いましたが、確かに市民後見人というのが正しい言い方であるかなと認識しています。

それからですね、担当者についてですが、後見人自体は、現在の町民後見人さんがそのまま社会福祉協議会の権利擁護センターの法人後見を行うというふうな引継ぎ形式になります。

**○9番（浅野 毅君）** よくわかりました。町民後見の方も社協さんと一緒にやられると、非常にいろんなことでプラス面が多いかとは思いますが。ありがとうございました。

引き続きまして、2番目のSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業について。ちょっとややこしいんで、恐縮なんですけど、SDGsって何ぞやと。私自身もそう思っておりますんで、そういう意味で、ちょっとSDGsということから、簡単に説明をさせていただきます。

まず、SDGsについて、簡単に説明しますと、SDGsと書きまして、読みはエス・ディー・ジーズ、と言うんだそうです。訳すと、持続可能な開発目標ということになるということでございます。これは、まあ国連が制定したもので、2030年までに達成すべき7つの目標を指しております。

2019年9月の国連サミットで定められましたが、これだけではわかりにくいので、SDGsが使われておる、最近よく新聞へ出て、気になっておったんですが。二、三、ちょっと新聞記事を簡単に紹介させていただきます。

まず、ブルゾンちえみさんという元タレントの方がですね、岡山市長さんとの対談ということで、「環境問題を中心に国連の提唱するSDGsについて、思いを語った」というこれは記事でございます。それからまた、日本経済新聞なんかとかに「日経SDGsフェスティバル。この秋、東京から世界が変わる。大手町、丸の内とかあるいは有楽町。SDGsに染まる6日間、8月31日から9月5日」と。これは副題としまして、「SDGsの実現をあらゆる人々が意識すべき時代へと社会はシフトしています」というようなことの記事をよく見掛けております。まあ、何となくわかるようでわからないようなことなんですけど。また、倉敷市では、SDGs未来都市に選定され、これに伴い、4,200万、人材育成とか防災強化ということで、予算に計上した等々が、これもまた新聞記事で、最近ございました。

ということから、身近な問題として、SDGsを取り上げる時期が来たように、私自身は感じております。

ますますわかりにくくなっただけかもしれませんが、要するに、SDGsは住民、事業者、行政、学者な

どの個別の立場や組織を超え、さらに、産業、環境、教育、医療福祉、防災、まちづくりなどの領域を超えることで、持続可能な地域の未来を実現するための活動として位置づけております。開発目標、先ほど申した目標ですが、17項目ありまして、貧困を無くすとか、健康と福祉とか、教育、持続可能な近代的なエネルギーほか、いろいろあります。また、これを達成するために、169の具体的な項目がありますが、ここではちょっとお話できませんが169あるんだそうです。いずれにしても、SDGsはより良い世界を目指すための国際社会共通のゴールのことと定義されております。

それでは、一番最初に戻りますが、これからの自治体等のSDGsの取組について話をさせていただきます。

SDGs未来都市について説明しますと、内閣府地方創生推進室が、SDGsの達成に取り組んでいる都市を選定する制度であります。が、2018年度から2020年の3年間で、最大30都市を選定すると。毎年10都市を設定するということです。さらに、その中で特に先導的なSDGs未来都市10事業を自治体SDGsモデル事業として選定しております。モデル事業には、最大4,200万円の補助金が交付されるということでございます。

県内に話を戻しますと、県内の選定の状況は、未来都市では2018年に岡山市と真庭市。から、2019年に西粟倉村。その中で、モデル事業としましては、2020年に倉敷市。それから、2018年に真庭市。2019年に西粟倉村が選定されております。そういう、まだ県内では数か所でございますが、当町でも2030年に向けて、少しずつ検討したらと考えております。これは、すぐやるということは、なかなかこれは合意とかいろんな難しい問題もあるんですが、まあ少しずつ、検討をするべき時期ではないかと考えておりますので、担当課長さんの御意見をお聞きしたいと思います。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、9番、浅野議員さんの御質問、SDGs未来都市、自治体SDGsモデル事業について、企画財政課からお答えいたします。

言葉、制度の説明が、議員さんの説明と重なる部分があるかもしれませんが、御了承ください。

SDGs未来都市とは、内閣府地方創生推進室が、SDGsの達成に取り組んでいる都市を選定する制度のことです。

この制度の目的は、日本全体が持続的な経済社会の推進を図るために、その優れた取組を世界中に発信していくことです。

SDGsという言葉についてですが、これは、持続可能な開発目標という意味で、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際的な取組のことです。

SDGsは地球上のみんなで一丸となって持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さないことを大きなテーマとしています。

SDGs未来都市は、内閣府が、原則、年30の都市を選定します。2018年は29、2019年は31、2020年は33の都市が選ばれました。また、その中からSDGsの達成に向けて優れた提案を行った10の自治体を、自治体SDGsモデル事業として選定します。モデル事業には最大4,000万円の補助金を交付することになります。

岡山県内では、2018年に、岡山市と真庭市が未来都市として選定され、そのうち真庭市がモデル事業にも選定されております。2019年は、西粟倉村が未来都市、さらにはモデル事業にも。2020年は、倉敷市が未来都市、さらにモデル事業にも選定されています。

SDGs未来都市では、官民連携、産官学連携や、住民全体のまちづくりが求められ、行政の縦割り

の課題を念頭に置き、全体で最適化していくことが求められています。さらには、地域内外で、多様な利害関係者と、連携していくことも強く求められています。

その中から選ばれる自治体SDG sモデル事業は、SDG s未来都市の中で、より先導的な役割を果たしている自治体で、経済・社会・環境のそれぞれの側面で新しい価値創造を提供しており、SDG sのテーマである持続可能な開発が見込める事業を提唱している自治体が選ばれます。

地方創生という言葉が使われ久しくなりますが、地方創生とは、地域の人口減少や経済縮小による少子高齢化に歯止めをかけることを目的としており、その未来に向かっての成長力の確保が目標です。人口減少、過疎化が進む地域では、この地方創生が急務となっており、人々が将来に向かって安心して暮らせる基盤作りが必要となります。地方創生に特効薬はありません。

SDG s未来都市選定への挑戦も、地方創生へ向けた大きな道しるべとなる可能性も十分にあります。

ただ、この取組には、マンパワーを含め、非常に大きな労力を要するの事実でございますので、SDG s未来都市も一つの選択肢として考えたいとは思いますが、それに限定することなく、地方創生に向けて、それ以外の事業も含め、鋭意取り組んでいきたいと考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

**〇9番（浅野 毅君）** ありがとうございます。いま、課長がおっしゃったように、これをやるには、マンパワーいろんな問題があると思いますが、そういうことで、これをやれば全て解決とかそういうものではないと思います。ただ、SDG sをやることによって、矢掛町が手を付けたとか、まあいろんなことで、マスコミの取材なんか来たりと、そんなことで矢掛のまちおこしの宣伝になるという意味もあるかと思います。そういうことで、これからまだまだ時間はありますが、地方創生の一つとして、もう一度御検討いただければと思います。もうこれで結構でございます。ありがとうございます。

**〇議長（土田正雄君）** 続きまして、5番、石井信行君をお願いします。5番、石井君。

**〇5番（石井信行君）** 5番、日本共産党の石井信行です。発言通告に従いまして、4つの質問をさせていただきます。

1つ目、新型コロナウイルスの感染症対策についてです。矢掛町は町民の自粛努力や、医療機関の従事者、介護施設の従事者、福祉施設の職員の方々の献身的な努力や、行政のたゆまぬ啓発などによって、感染者を出さずにいることは大きな成果だと思います。関係機関への感謝をまず申し上げたいと思います。

私自身もそうなんですが、感染していながら無症状で日常生活に支障がない人が、本人の意思とは全く関係なく、面として、クラスターを起こしていくという感染を広げているということが、大変問題になっておりますし、自分が感染していながら、感染を知らずに他の人に広げていたとしたら、というおそれに、多くの方が不安な日々を送っています。

私もお医者さんに何人かお伺いしました。感染症対策の基本は、検査をすること。そして、感染している人の保護、隔離をすることだと言われました。

新型コロナウイルス感染症から町民の命と健康を守り、安心して暮らしていけるようにするには、全国に先駆けて、世田谷、千代田区、それから県内では美咲町ですか。あたりから、PCR検査、あるいはある施設の職員の検査が、いつでもどこでも誰でも希望すればできる、そういう体制が、いま作られつつあります。矢掛町でもそれが急務ではないかと思います。それで、2つの具体的な中身について町長の認識をお伺いします。

1つ目は、医療崩壊、介護崩壊、福祉崩壊など防ぐためにも、医療従事者、介護従事者、福祉従事者及び入院患者、入所者、福祉施設利用者に定期的なPCR検査のできる体制を作ることは、1つ目に必要ではないか。

2つ目。集団生活で、一番目と同様に感染リスクの高い保育園、幼稚園、小中学校の園児、児童、生徒、教育従事者のPCR検査のできる体制を作ること。この一人の感染者も出していない今だからこそ、秋口からのインフルエンザの流行期に入る前に、この体制を作っておくことは大変重要なことではないかと思いますが、町長の認識をお伺いします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 石井議員の質問にお答えしたいというふうに思います。多くの方が質問されておりますけど、本当に町民の方には、大変今日まで頑張っていただいておりますし、まだまだこれからという感じがいたします。

そういう中で、検査が大事だというのは、もう全国共通の認識だろうというふうに思います。

矢掛町のスタンスをまず申します。体制とすれば、保健福祉課のほうへ対策本部を作っています。ここへ、国の情報、県情報は全部入ってきます。その中で、当然、啓発活動をやる分野と対策会議で決定すること等については、タイムリーに実施してきておるのが現状であります。

いま、質問をされます検査の件であります。矢掛町ではですね、区別をしておりません。町民も従業員の方も、病院も、子どもさんも、全部一緒です。答えは一つ。どういう方法かといえば、矢掛町では、国や県の方針によって実施する。もう、これが答えであります。

現実見ていただきますと、具体的にはどうなっているのか。いま、議員も言われたように、発熱があるとか、体の怠さ。ぜひ病院に来てほしい。ここに行けばですね、通常患者さんとは別にしてですね、そこで、お医者さんが審査して、通常の風邪であります、病院へ行くように。PCR検査が必要な人は、そこで検査を行いますというスタンスができております。私も今まで、矢掛町の方も何人もおられますが、「今日送りました」と言われたら、いま1日で答えが戻ってます。翌日には回答があります。事務長とともにですね、「町長、陰性でした」という回答をもらうたびに「ああ、よかった」ということの繰り返しの展開であります。

そういうことの中で、別に矢掛町でちょっと困るような状態はございません。このスタンスでやればというふうに思ってます。

そこで、今の検査体制は、報道等にみられますが、なかなか国のほうのとか、全国の話がございませうけれども、そういうところはもう規模が違います。1万5,000とかではなくて、何十万、何百万の都市でありますから、どんどんある意味では、県以外に民間の施設で対応できております。

ここへ、たまたま8月25日で新聞を読まれた方がいると思いますが、PCR検査の700件可能にというタイトルが出ております。この内容について読んでみますとですね。県自体は、最初は半分ぐらいの予測をしておったのが、どんどんこう変化してくることによって、約倍の検査件数を可能にしたと。その内容についてはですね、県の環境保健センターで70件。民間検査機関で300件。医療機関、大学などで330件というような数の準備はできておるということでもあります。

それに加えて、昨日は総社市でしたかね。やはり、自分のまちは自分で、というところはですね、検査体制を組めておりますし。県もこれでいいんじゃないかに、今後も一層の体制拡充を図りたいという県の姿勢があります。こういうことを踏まえる中で、矢掛町では、やはり、いま言う国の、そしてまた、

県の指示を受けながらやっていけば、やっていけるのではないかと思いますし、その流れの中で大きく変化が起きればですね、当然、お互いのまちでというのは、この前の予算があったと思いますけど。病院もですね、できる範囲のことは当然病院管理者とともにですね、検討しながら、やれることをやっていくということでございますので、よろしく御理解いただければというふうに思います。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 5番，石井君。

**○5番（石井信行君）** 予算化されて、低圧、この検査をするドライブスルーなどもできるような大きな施設ももう購入済みということで、準備が着々と進んでいるということに一安心させてもらったんですが、8月19日の衆議院の厚生労働委員会で、加藤厚生労働大臣が我が党の質問に対して、国として財政支援を行うようにしてもらいたいということに対しては、公費で財源が確保でき、施設入所者の負担はないとか、とにかく国としても全面的にバックアップしてききたいということが答えとして出ていましたので、今後ともいろんなところと連絡を取りながら町民の健康、命を守っていただきたいと思います。

次の2つ目の問題に移ります。2つ目は、バートの問題です。今年の6月議会では、3月議会と全く同じように、バートの問題は解決済みということで実質的な答弁がありませんでした。

会計検査院が昨年11月に矢掛町にきて、この件についての検査がなされました。会計検査院の講評では、事業が停止したままで、アプリが完成したと書かれておりませんし、今後、資料の提出を求め、これが最終判断ではないということが書かれています。解決済みではありません。

防災アプリを見たとき、町長は3月議会で答弁をされていますので、再度お尋ねします。防災アプリを見たのはいつで、どんなものだったのか。作動をさせたのか。この3点について明確にお答えください。お願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** この件については、何回説明しても理解できない。本当に残念なことだと思います。他の議員さんは、全部理解されております。そういうことの中で、先ほどの議員さんの過程でもありましたが、次は利活用に入っている段階の中でですね、まだ。ぜひですね、町のマイナスにならないような行動をとっていただきたい。

いま言われた質問だけ答えますと、いつかということに関しては、私自身は8月22日。

〔5番石井信行君「年度は」と呼ぶ〕

**○町長（山野通彦君）** 平成29年8月22日。

〔5番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○町長（山野通彦君）** そのあと、総務課の方で完了検査をして職員も見ております。これが8月25日ということでございます。

それから、作動かと、どんなものかということでございますが、アプリはソフトであり、物理的なものではなく、前から言ってますが、これは補助団体であるので町が受け取るようなものではない。この理解がなかなかできない。補助団体の事業です。町の事業じゃありません。それによった事業のものというのは、全部、補助団体のものです。

アプリは、インターネット上におくためにサーバーが必要になり、また、基本的にアプリはアップデートを行わなければ、すぐに使いものにならなくなる。そのため、アプリを経済的に維持するためには、

ランニングコストが掛かり、それを町が受け取って維持することはあり得ない。当然、当時その選択肢もなかったということでございます。あくまでもバートが作り、バートが運用するというものでございます。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 5番，石井君。

**○5番（石井信行君）** いま、平成29年8月22日に町長は見られたと言われました。それで、町の文書を見ますと、平成29年11月27日付けの町からの文書では、防災アプリが計画していたものと違う、スポーツレスキューではなくて、結バートを提出しなさいという文書が出されています。ですから、ここで見られたというのは一体何なのかわかりませんが、それで一部未確定というふうになってるわけですから、その媒体の中身は、町が要求していたものとは明らかに違う、スポーツレスキューということになります。その点についてはいかがですか。

**○議長（土田正雄君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 失礼いたします。アプリについて、町長に御質問ということですが、平成29年8月に町長が確認したアプリ。それからその後、総務企画課が検査したのは変更後のアプリになります。実績報告で変更したということがありましたので、その変更後のアプリを確認いたしました。ただ、今まで何回も説明いたしましたが、変更前のアプリの支払いの関係でトラブルがあるということで、その解決をまずしてくださいということで、保留をしたというのが経緯です。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 5番，石井君。

**○5番（石井信行君）** いま、お答えをいただきましたが、同じ年の8月22日に見て、11月27日付けの町からの文書で、防災アプリが計画していたものと違うと書かれているんですよ。それを変更後のものだなんていうことがなんで言えるんですか。そんなこと言えないでしょう。だから、おかしいって言ってるんですよ。それとね、税金は直接又は間接的に住民の利益につながるものでないと使われてはいけませんし、それが、バートが作ったからバートの持ち物だから、持って帰ってもらって当たり前だなんて、理屈がどうして通るのかわかりません。副町長、もう一遍お答え願います。

**○議長（土田正雄君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい、失礼します。先ほど申しましたように、実績報告で新しい変更後のアプリが報告されました。それで、変更申請が出てませんでしたので、その実績報告の確認は、変更後のアプリです。ただ、変更申請を出してください言うて、出たのが11月ということになります。手続的にはそれを保留をしたということになります。

それからアプリについては町長もお答えしましたが、アプリは本当に全世界たくさんのアプリがあります。アプリというのはWEB上にあって初めて機能しますので、ものとして、町が受け取るというのはありません。あくまでもバートが開発して、バートが運営をした。当然アプリも維持をするためには経費が掛かりますので、それを町がするという選択肢はございません。

それとですね、確かにこの防災アプリというのは、あの東日本大震災、それを契機に以降多く開発されてきたと。ただ、アプリという商業、商業ベースを考えると、なかなか商業的には厳しいジャンルのアプリだと思います。そういう意味では、防災関係アプリ開発に対して補助金が投下されるというようなことは、全国的には珍しくないというふうに考えております。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** アプリは変更されていたけれど、11月27日になってから、手続きが済んだという。手続きは、去年の12月なんですよ。文書が出たということで、解決したというのは去年の12月の議会なんですよ、町長が言われたのは。これは、その2年も前の話ですよ、これ。だから、おかしいと言っているんです。去年の12月に出されたという文書も、実際に私が3月議会で申しましたように、明らかにバートとも、矢掛町とも無関係の書類です。全く関係ありません。金額も整合性はありません。だから、これは明らかにおかしいと、私は言わざるを得ません。

続いて、3つ目の質問に移ります。3つ目は、先の議会からの宿題になっておりました、土地開発公社の定款の問題です。総務のほうで文書開示請求させていただきましたが、土地開発公社の理事の辞令が、2年間の任期を定めて発令されています。その理事は常任理事、常勤ではありませんよ、常任理事と解されると法律関係の方からも聞きましたし、県の総務学事課の法制班の見解も同様でした。

したがって、営利を目的とした団体の理事の兼務を禁止した土地開発公社の定款12条に該当します。

したがって、町長は直ちに土地開発公社もしくはやかげ宿のどちらかを辞めるべきではありませんか。お伺いします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 驚きの質問です。常任理事という言葉が聞かれてるんでしょうけれど、うちの場合には非常勤理事です。常任理事はおりません。それを誰に聞かれたんか、この前の最後の話では弁護士に聞くというお話でしたが。

〔5番石井信行君「はい、弁護士に聞きました」と呼ぶ〕

**○町長（山野通彦君）** 常任理事の話じゃのうて、常任理事は理事長が発令するようになってますので、発令してません。誰もいないんですよ。私は、非常勤理事。公社の理事はみんな非常勤理事ですよ、全員が。ちょっと、そのへんを勘違いされとんじゃないかと思うので、しっかりと基本的なところから勉強していただきたい。誰も、何を辞める辞めんって、いないんですから常任理事は。それはちょっと誤解です。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 2年任期の役職が発令されたら、年に1回の会議でも2回の会議でも、それは常任理事と呼ばれるそうです。これを県の答えでは、先ほど言いましたように、部局で聞きましたら、それから弁護士の方もそういうふうに言われてましたから、12条に該当します。どちらかをやめるべきだということを申して、4つ目の質問にいきます。

ここで質問にも関連するんですが、危険家屋の公費解体ということが災害のときに非常に問題になりましたときに、県下でも一、二を争う早さで、この矢掛町では矢掛小学校の前の家。それから、2件目の家もちょっと、いま対象になりますが、2件目の家も対応が進んでいることに敬意を表して質問に入ります。

水害時に川の水位・氾濫の危険度を直接把握している湛水防除施設の管理者及び小田川、美山川、尾坂川、星田川沿いの、ほかにもまだ川はいくつかあるんですが、水門管理者と災害対策本部とはつながっているのか。双方向で連絡が取れる体制になっているのかをお尋ねします。

同僚議員の質問とダブりますが、もう一つ。警報・避難指示と避難所の開設の関係はどうなっているのか。各避難所と災害対策本部とは双方向で情報のやり取りができる状態になっているかをお尋ねします。

それからもう一つは、各自主防災組織が要望すれば、一時避難所は認められ、緊急避難物資の備蓄は可能になるのかお尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 5番議員、石井議員さんの4番目の御質問、災害対策についての御質問の1点目、湛水防除管理、水門管理等の連絡体制につきましては、担当課が建設課となりますので、建設課のほうよりお答えをさせていただきます。

現在、本町の湛水防除施設は7か所ございます。施設ごとに3名の方に、湛水防除施設管理委託契約を結び、管理をお願いしている状況でございます。災害対策本部と連絡が取れる体制になっているかといった御質問でございますけれども、契約書の内容に基づき、報告をいただいております。また、各施設に、排水機場連絡フロー図を掲げ、連絡体制を明示するとともに、災害対策本部が設置された際には、職員が役場に常駐するというふうになっておりますので、各管理者の連絡先についても把握しており、連絡の取れる体制を整えております。

また、水門管理につきましては、令和2年度は、58か所の水門の管理を委託しております。矢掛町水門等標準管理要領により、委託業務を実施していただいております。水門管理に関しましても、この管理要領に基づき、報告をいただくこととしております。災害対策本部が設置された際には、役場に職員が同じように常駐しておりますので、連絡を取り得る体制となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 総防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 5番、石井議員さんの災害対策についての御質問にお答えを申し上げます。

2点目の警報、避難指示と、避難所の開設の関係はどうなっているのか。各避難所と災害対策本部とは双方向で情報のやり取りができる状態になっているのかについてお答えをいたします。

風水害、地震災害など災害の状況にも関係いたしますけれども、主に水害の場合には、避難所については町長が発令します。避難準備・高齢者等避難開始などの避難情報の発令と同時に、場所を指定して開設をいたします。また、各避難所には町職員が常駐しております。災害対策本部との連絡は常に取れる状態となっておりますので、双方の情報伝達は可能でございます。

3点目の自主防災組織が要望すれば、これ一時——いつとき避難所と読んでいますが、が認められ、緊急避難物資の備蓄は可能かについて御回答いたします。

自主防災組織とは地域・住民が協力をして、自分たちの地域を自分たちで守るために立ち上げる組織でございます。本町の場合、町内会や自治会単位の組織でございます。一時避難所とは、自治会や自主防災組織が運営することを条件に、身近な集会所などを一時的な避難所として活用するものとして、事前に申請をしていただき、立地条件や建物の状況が問題なければ、一時避難所として指定をいたしております。したがって、自主防災組織があれば、自治会や町内会の集会所を一時避難所として申請していただくことは可能です。もし指定された場合には、毛布、食料、水を備蓄品として配備させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 5番，石井君。

**○5番（石井信行君）** 再質問になりますが，2年前の災害のことを思い浮かべながら，それから今年の7月7日の朝5時から12時頃までの川の水位の上昇の様子を思い浮かべながら，あの各地の湛水防除の方々が「どうなっとな。どうなっとな」って言って，私のところにも何件か電話があったんですが，役場の職員の誰かでもいいんですが，湛水防除の所を見て回って，何もできなくてもいいから，なんかできることはないかとか，どんな様子かということを見て回るぐらいのことができないだろうかというのが建設課へのお尋ねです。

それから，総務防災課のほうへは，2年前の災害のときにも，対策本部の方が，私朝5時くらいにここへ役場へ来たんですが，発泡スチロールのお椀を買いに走ったり，お箸を持って走っていったりされたのを見たんですよ。災害対策本部の方ですよ。そこまでせにやいけんのかと思って，役場におれん状態というか，避難所に行かにやいけんって，これはいけんなあって思ったんですけど，2年前のことでいろいろ教訓がおりだと思うので，こういう点に気をつけているというのがあれば教えてもらいたいという二つ。一つずつ各課をお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 再質問ということでございますので，石井議員さんのほうから湛水防除施設を職員が見て回ったらいかがかというふうな御提案があったというふうに思います。

確かに災害前，2年前の災害のときには，職員が見て回る体制が一部あったということは事実でございます。しかし，2年前の災害を受けまして，職員の体制，それから湛水防除施設の方々とも，その2年前の災害後，6回会議を行っております。その会議の際に管理体制を見直す中で，職員が見て回っても，やはり現状の把握ということにはつながらないということで，管理体制の方に連絡体制を整えることで状況を把握するというふうに双方申し合わせをしております。それをもって，管理をよりよくするというので，先ほども申し上げましたように，年2回開催をして，その都度，管理体制について確認をしておるところでございますので，災害時には職員も手薄になるところがございますので，管理者の方に御協力をいただきながら，今後も湛水防除の管理には努めてまいりたいというふうに思いますので，よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 失礼します。再質問にお答えいたします。

2年前の災害の時は，やはり経験のない職員が，手探りで命を懸けてやってきたんです。それを反省して検証して，次の災害に備えるのが我々の宿命だと思っております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 災害のお話をさせていただければと思います。災害というものはですね，方程式はありません。今のお話がありましたが，こんなん，前のおりに災害くることはありませんし，一番大事なのはですね，職員も災害が起きたときに被害者かどうか。熊本の時にいったときにはですね，もう職員が来れなかった，庁舎へ。こういうこともあります。

私も絶えず言っていますけども，形を作ってますけど，この形のままで活動できるかどうかわからないんですよ，現実には。それから夜中でもありますし，いろいろなケースがある。

職員は何でもありきです。住民の命を守るという観点からはですね、あらゆる手法で動きます。それは、今回の指令というのは本部の方へのあらゆるデータがあります。国のデータもある、県のデータもある、気象庁のデータもある。そういうものを見ながら、早く発信するというのはあるんですが、できるだけ、予想があれば動けばいいということじゃないんで、そのへんは適切な、その場その場で判断していくということになります。

町民の方にはどうであろうと、自分の命は守る。このことを訓練の中、そしてまた、今日、花川議員も言われましたが、いろいろなデータの中でですね、ああいう基本方針というのは町民にはわかりません。町民はどう動けばいいか、それが一番だというふうに思います。

その中で、職員は限界がある人数の中で、どこでどれだけの災害か、それも途方もないような形も起きますので、現場の情報を得ながら、即座にその現場へ動いたり、情報の要請をしたり、あらゆる展開をしていくということでございますので、ぜひ御理解いただいて、議員の立場でですね、しっかりとやっていただければというふうに思います。

以上です。

それともう1点ですね、先ほどの件で気になる二つの質問。ぜひですね、町民が聞かれていますから、ほとんどバートの件は問題がありませんし、今の公社の問題等についてもですね、誰に相談されたか、具体的な人があったら教えてもらえれば、話に行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 遡って触れてもいいんですか。

**○議長（土田正雄君）** 質問はだめです。

**○5番（石井信行君）** 私は、役場の方が何もしなかったとかというようなことを言おうとしているんじゃないで、不眠不休で働いた職員、消防団の方や、地域のボランティアの方も含めて、そういう人たちが、職員もなんか3時間かどっかでころっと寝たとか何回も聞きましたし、家に帰っていないとかいう方も聞きましたので、大変だったろうなと思うので、そのあと各地域で、町政懇談会という形で災害に限定しての話がありました、各地域。それをまとめるだけでも、それから何時にどこが越水した、どこが決壊したということ、きちっと時系列を出すだけでも、避難勧告をここでした、避難指示をなぜ出さなかったか、出せなかったかというものも含めて、時系列でどこで何があったかということを出すだけでも、この災害、これからの災害に生きるんじゃないかということと思っていますので、ぜひ総務防災課のほうでは、そうゆうことをまとめていただいて、次にいかしていただきたいということをぜひお願いしたいんです。そうしないと、あんなにしんどい思いを皆がしたのに、それが十分にいかされないというんでは、もったいないということを申し上げて私の質問を終わります。

**○議長（土田正雄君）** 以上で、通告のありました方々からの一般質問は全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日の金曜日午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、次の会議は4日金曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これで散会といたします。皆さん御苦労さまでした。

午後 2時20分 散会

令和2年第6回矢掛町議会第3回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和2年9月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前 9時50分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	稲 田 由 紀 子
保健福祉課長	小 川 公 一	産業観光課長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢掛病院事務長	稲 田 欽 也
会 計 管 理 者	奥 村 栄 治	介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之
総務防災課長代理	立 川 人 士	企画財政課長代理	河 上 昌 弘
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	財 政 管 財 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第61号 令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
議案第62号 令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定について

- 議案第 6 3 号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第 6 4 号 令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 5 号 令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 報告第 4 号 令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 日程第 3 議案第 6 6 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 7 号 矢掛町手話言語条例制定について
- 日程第 4 議案第 6 8 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 5 議案第 6 9 号 町道の路線認定について
- 日程第 6 議案第 7 0 号 令和 2 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 7 1 号 令和 2 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 2 号 令和 2 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 3 号 令和 2 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 7 4 号 工事請負契約の締結について {緊急自然災害防止対策事業 有木谷東ポンプ場整備工事（機械）の請負契約の締結}
- 議案第 7 5 号 公有財産の取得について
- 日程第 8 請願第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願

～～

午前9時30分 開会

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

本日の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第61号 令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第62号 令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第63号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第64号 令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第65号 令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、議案第61号から議案第65号を一括議題といたします。

既に、説明が終わっております。

ここで、監査委員から、決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員、山野豊久君、お願いします。

**○11番（山野豊久君）** それでは、命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第233条第2項及び241条第5項の規定に基づき審査に付されました、令和元年度矢掛町一般会計及び19の特別会計の歳入・歳出決算並びに各種基金の運用状況についての審査を、去る7月6日から16日までの間、高月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。

その結果、一般会計をはじめ、各特別会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従い作成されており、係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きもおおむね適正に処理され、経理は正確、適切に処理されていることを認めたところであります。

令和元年度一般会計決算額につきましては、対前年度比で歳入約7億2,300万円の減、歳出約8億9,500万円の減となっております。歳入では、平成30年7月豪雨災害がおおむね終息したことにより、災害復旧事業の財源として財政調整基金からの繰入れが大幅に減少していることが大きな要因であります。また、歳出では平成30年度に公共下水道事業を公営企業会計に移行したことから、一般会計の土木費で出資金の繰出しを行っているため、前年度に比べ土木費が大幅に減少しています。また、平成30年7月豪雨災害が終息に向かい、対応経費である災害復旧費も減少しています。財源については、過疎債などが効率的に活用される中、将来設計の下で償還財源が措置されており、財政の健全性の維持にも配慮されているものと判断されます。

次に、税及び税外収入については、町民に不公平感が生じないように、引き続き厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。

最後に、一般会計及び各特別会計の効率的な財政運営と健全財政の維持を図り、住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和元年度の矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計

の決算審査は、去る6月25日に高月監査委員と共に、関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行ったところであります。

その結果、4会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従って作成されており、これらに係る関係諸帳簿及び証票書類等は、会計事務手続きに沿って適正に処理され、決算財務諸表は、期末における事業の財政状況と年間の経営成績も適正に表示するものであり、各計数も正確に処理されていることを認めたところであります。

いずれの企業会計においても、積極的な取組が行われ、また、事業運営に必要な資金も留保されていますが、今後においても中長期的シミュレーションに基づき運営にあたるよう、特に要望したところでございます。

なお、詳細につきましては、別添の意見書を御覧いただきたいと思います。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

**○議長（土田正雄君）** 監査委員から決算審査の結果報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本決算案件は所管の予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第61号、令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、議案第62号、令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第63号、令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第64号、令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第65号、令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 報告第4号 令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

○議長（土田正雄君） 日程第2、報告第4号、令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題といたします。

説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はございませんか。7番。

○7番（花川大志君） 健全化判断比率について、確認のため、ただしたいと思います。実質公債費比率が0.3ポイント上がっております。これは過疎債の償還が、一般会計から始まったことが主な要因と推察するわけですが、その他の事由も含め今後こういった傾向は顕著になるかどうか。執行部の御見解を求めます。

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 実質公債費比率が0.3ポイント上がっている要因ですが、議員さんがおっしゃいますように、過疎対策事業債、それに加えて、臨時財政対策債、これの償還金が増加したことが大きな要因となります。今後についても、償還金は増加する見込みでありますので、

その分比率も上昇すると思われますが、あくまでも早期健全化基準内での推移となろうかと思えます。

以上で、説明とさせていただきます。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） 非常に重要な質問でございます。

まずですね、過疎指定が続くかどうか。今年が、いま、勝負になります。過疎がなくなりますと、もうこういうことは起こりません。いま、予算規模もございません。高い、やろうとする事業もほとんど制約されてきます。ということを、まず知っていただきたい。これは、国会で決めることでありまして、私自身は過疎指定を必ず続けてほしいということをおっしゃっている、ということでもあります。

それから、いま、数字的にはですね、内部の戦いでもあります。平生、私も有効的な金の使い方ということになればですね、7割も。国庫補助を5割もらっても、まずその上に、残りの5割の7割をいうと、85パーセントの補助率でやってるんですよ。まあ、担当から言わせば、起債を、総額を抑えるよりか、有効に使いたいという気持ちが非常に強い。財政は。これ、当然のことだというふうに思います。特に、22年からなので、できたばかり。積極的に使ってきたこの10年間だったろうというふうに思います。私はもう、制限をかけております。財政のほうも、ただ有利なからやればいいというわけにはいきませんよ、と。財政の観点から。事業課は要望してきます。それに対しても、健全財政を維持するブレーキ。これは、財政しかないということをおっしゃっていますので。議員さんも十分理解していただきながら、今までこれにやってきたことの財源はですね、非常に財源のないまちであります。昨日の話でもありましたように、ほんとに企業でも要らないようなまちとなってきましたとですね、本当にもう、皆さんの要望にこたえていくのは、非常に難しいというふうに思います。

そういう面で、何が理解してもらいたいかと言え、いま、大事なのはですね、やっぱり財政指標を議会が見てもらおう。この法律自体は、以前はなかなか議会がチェックできないということで、国がですね、法律をもって議会のほうへきちっと報告するようという案件であります。非常に重要な質問でありますので、今後も必ず皆さんもかなり起債が増えてきたらチェックとしてですね。見るところを見ていただきやあ分かるんではありますけども。

数字はですね、私はもうそれを読み込んでおまして、こちらへ、その3割の償還の財源を作っておるんですけど、この数字には、この減債へ積んどる数字は出てきません。よその市町村全国調べてみても、矢掛町みたいにやっておところは少ないと思います。時の首長というのはですね、その任期中にやりたい。それをわざわざ3割分をですね、2割分をこっちへ置いて事業をやるんでなしに、自分の公約を果たそうというのであればですね、必ず使いたい。私は、健全財政いうことをうたってきた町長としてですね、私が借った起債については、多額です。それについて、将来には全く心配はないということを、あえてそこを抑えてでも、減債積んでおくので。今の数値は、頭の中で。必ずこっちの減債に積んどる2割3割分も、こっち入った数字というふうに御理解いただければというふうに思います。

ぜひですね、皆さん方も、ある意味では要請というものもありますけれども、もう一つはやっぱり財政を気にしていただきながら、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（土田正雄君） ほかに、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号、令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終了します。

~~~~~

日程第3 議案第66号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第67号 矢掛町手話言語条例制定について

**○議長（土田正雄君）** 日程第3、議案第66号及び議案第67号を議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第66号及び議案第67号は、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらいいます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第66号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、総務文教常任委員会へ、議案第67号、矢掛町手話言語条例制定については、産業福祉常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第68号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（土田正雄君） 日程第4、議案第68号を議題といたします。

既に、説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第68号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらいいます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第69号 町道の路線認定について

**○議長（土田正雄君）** 日程第5、議案第69号を議題といたします。

これも既に、説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第69号については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第69号、町道の路線認定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第6 議案第70号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

議案第71号 令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第72号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第73号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について

○議長（土田正雄君） 日程第6、議案第70号から議案第73号までの補正予算案を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第70号から議案第73号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、議案第71号、令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第73号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第7 議案第74号 工事請負契約の締結について {緊急自然災害防止対策事業 有木谷東ポンプ場整備工事（機械）の請負契約の締結}

議案第75号 公有財産の取得について

**○議長（土田正雄君）** 日程第7、議案第74号及び議案第75号を議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第74号及び議案第75号については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第74号、工事請負契約の締結について〔緊急自然災害防止対策事業 有木谷東ポンプ場整備工事（機械）の請負契約の締結〕及び議案第75号、公有財産の取得については、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第8 請願第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願

○議長（土田正雄君） 日程第8、請願第3号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号は、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願は、総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** 本日予定しておりました案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は15日火曜日午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、15日火曜日9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため各常任委員会が次の日程で開催されます。7日の月曜日、総務文教常任委員会が午前9時30分から、産業福祉常任委員会が午後1時30分から、それぞれ全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会が、8日の火曜日の午後1時30分から、9日の水曜日の午前9時30分から2階第1会議室で、10日の木曜日、11日の金曜日の午前9時30分から、それぞれ3階大会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは本日はこれにて散会といたします。皆さん、御苦労さまでした。

午前 9時50分 散会

令和2年第6回矢掛町議会第3回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和2年9月15日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（閉会） 午前11時10分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 土 田 正 雄   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	稲 田 由 紀 子
保健福祉課長	小 川 公 一	産業観光課長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	矢掛病院事務長	稲 田 欽 也
会 計 管 理 者	奥 村 栄 治	介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之
総務防災課長代理	立 川 人 士	企画財政課長代理	河 上 昌 弘
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	財 政 管 財 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 委員長報告 議案第61号 令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

- 議案第 6 2 号 令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第 6 3 号 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第 6 4 号 令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第 6 5 号 令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
議案第 6 6 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 7 号 矢掛町手話言語条例制定について
議案第 6 8 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議案第 7 0 号 令和 2 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
議案第 7 1 号 令和 2 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 2 号 令和 2 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 7 3 号 令和 2 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について
請願第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の請願

日程第 3 発議第 2 号 教職員定数の改善に係る意見書の提出について

日程第 4 発議第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第 5 議案第 7 6 号 業務請負契約の締結について（矢掛町内小学校・中学校 高速大容量通信ネットワーク整備等業務の請負契約の締結）

議案第 7 7 号 物品購入契約の締結について（矢掛町内小中学校タブレット端末等導入業務の委託契約の締結）

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。今月4日の本会議に引き続き、御苦労さまです。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（土田正雄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。山野町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。では、3件報告をさせていただきたいと思います。

まず最初に、令和2年度矢掛町ホストタウン事業の実施について、御報告申し上げます。

昨年度、矢掛町は、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、相手国をイタリアとしたホストタウンに登録されました。先般、9月10日。1週間前ですけれども、橋本聖子東京オリンピック・パラリンピック担当大臣とホストタウン自治体首長のオンライン会議が開催されました。約500自治体に参加要請があり、私も出席し、コロナ対策を踏まえたホストタウンの対応について説明を受けました。その後、質問時間がありまして、10数名の発言があり、私もその1名に加わりまして「五輪開催の最終決定はいつですか」というふうに直球を投げましたところ、大臣が一番にそれを取上げて「直球を投げられました」ということでありましたが、回答はずばりはありませんでしたが、やる方向で進めているという力強い回答でありました。

その中で、ホストタウン事業については、お手許に配付しております資料を御覧いただきたいと思います。1つ目は、町内の障害者手帳を有する町民を対象に、町内の課題やニーズを把握するためのアンケート調査。これは、もう行いました。過去形であります。アンケート調査結果は、今年度策定する第6期矢掛町障害福祉計画、第2期の矢掛町障害児福祉計画にも反映させる予定であります。

2つ目は、矢掛中学校の1年生を対象としたユニバーサルデザインや障害者の立場に対する理解を深めるワークショップを令和2年10月30日に矢掛中学校で行います。

3つ目は、元パラリンピック競泳日本代表の伊藤真波さんを講師にお呼びし、11月27日に“あきらめない心”をテーマにした講演会を矢掛中学校の全学年を対象に行います。

4つ目は、イタリア人写真家によるイタリアパラリンピック選手の写真展を文化センターで開催し、迫力のある写真を通じて、共生社会実現への啓もうを図ります。開催時期については、1月を予定しておりますが、現在調整中でございます。

ホストタウンとして、来年のオリンピック・パラリンピック開催に向けて、大会への機運を高め、五輪の成功に寄与するとともに、共生社会の実現を目指す。誰もが住みやすい訪れやすいまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

報告第11号。高梁川水系小田川ブロック河川整備変更計画の決定について（内水対策林田川堀越川排水機能強化事業）について、御報告申し上げます。この事業は、30年7月。災害発生した小田地区の内水対策について、当時から強く国に県に、要望し続けてまいりましたが、岡山県では、令和2年1月に高梁川水系小田川ブロック河川整備計画の変更原案を作成し、変更の手続きを行ってまいりましたが、

このほど、計画が原案どおり認可決定いたしましたので、御報告を申し上げます。つまり、要望事業が実現できる見通しとなったということでございます。

この計画の目的は、洪水による災害の発生防止又は軽減に関し、計画区域の戦後最大洪水である、矢掛町で言えば昭和47年7月洪水及び平成30年7月洪水と同程度の洪水から、人家等浸水被害の解消を目指すとしており、計画期間は矢掛町の事業含めて30年という長さの計画でございます。

本町に関わる計画変更の内容といたしましては、これまでも、内水氾濫被害が頻発しておりました林田川、堀越川周辺の小田地区において、平成30年7月豪雨では、床上浸水96戸、床下浸水20戸の浸水被害が発生したことを踏まえ、整備の実施計画に、内水対策林田川堀越川排水機能強化と初めて明記されました。今後は、この整備計画に基づき、小田地区の内水対策（排水機能強化）が、岡山県において実施されますが、本町といたしましては、施設整備の必要性、治水効果の早期発現に向け、予算確保のため、国・県に強く働きかけてまいりたいと思いますので、町民の皆様の御理解をいただきますとともに、御協力をよろしくお願いいたしたく思います。

なお、この報告は、9月11日。1週間前、県のほうから報告を受けたばかりでございまして、今後の具体的内容については、情報が入った段階で、また、報告したいと思っております。

報告第12号。成人式の開催について、御報告を申し上げます。

新しい人生の門出を祝福いたします、新成人を対象とした成人式の開催につきましては、8月28日に新成人が立ち上げました成人式実行委員会が開催され、その中で、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、ぜひ成人式を開催してほしいという強い要望がありましたので、教育委員会として、令和3年1月10日の日曜日。午前10時から、やかげ文化センターにおきまして、開催することを決定しております。

来年の新成人は、男性60名、女性77名の、計137名でございます。

今後、成人式実行委員会で、式の内容や進行について協議が進められますが、新しい生活様式に基づいた、簡素化された中にも厳粛さを持った式の実施を目指しておりますので、よろしくお願いいたします。今回の報告については、通常ですと12月にしておったんですが、どんどん何もかにも中止という中で、こういう形で決断されたということを皆さん方には早めにお知らせすることに、9月の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 町長からの報告が終わりました。

~~~~~

|      |       |        |                                       |
|------|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第2 | 委員長報告 | 議案第61号 | 令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について           |
|      |       | 議案第62号 | 令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定について                |
|      |       | 議案第63号 | 令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について          |
|      |       | 議案第64号 | 令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定について                |
|      |       | 議案第65号 | 令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定について               |
|      |       | 議案第66号 | 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について |
|      |       | 議案第67号 | 矢掛町手話言語条例制定について                       |

議案第 68 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議案第 70 号 令和 2 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 71 号 令和 2 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 72 号 令和 2 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 73 号 令和 2 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について

請願第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の請願

**○議長（土田正雄君）** 次に、日程第 2、議案第 61 号から議案第 68 号まで、議案第 70 号から議案第 73 号までと、請願第 3 号を一括議題とし、委員長報告を行います。これらは、去る 4 日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了しておりますので、それぞれの常任委員長から、審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず、総務文教常任委員長、高月敏文君、お願いいたします。高月君。

**○2 番（高月敏文君）** それでは、命によりまして総務文教常任委員会、委員長報告を行います。

去る 9 月 4 日の本会議において付託を受けました、議案第 66 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、請願第 3 号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための 2021 年度政府予算に係る意見書採択の請願の 2 件について、9 月 7 日、総務文教常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、条例制定については、副町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

まず、議案第 66 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、「該当者や給付対象者は今までいたか」といった質疑がありましたが、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、請願第 3 号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための 2021 年度政府予算に係る意見書採択の請願について、岡山県教職員組合の小松氏から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の中では、現場の長時間勤務の実態や子どもの状況についてとか、本案件の他市町村の状況についてといった質疑がありました。また、「子どもが減少する中、教員を増やす必要があるのか」といった反対意見や「新型コロナウイルス感染症対策で人員は必要だ」という賛成意見など、いろいろ意見がありました。

審査の結果、請願を不採択とする意見も一部ありましたが、賛成多数で委員会としては採択といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 続いて、産業福祉常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

**○3 番（原田秀史君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る 9 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第 67 号の審査のため、9

月7日、産業福祉常任委員会を全委員出席のもと開催しました。副町長以下関係職員からの説明を聴取しながら慎重に審査をいたしましたので、その審査概要並びに結果について御報告をいたします。

議案第67号、矢掛町手話言語条例制定についての審査では、委員からは、条例制定後の町の取組、また、「条例制定による町民の負担はあるか」などの質疑がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

以上が産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告といたします。

**○議長（土田正雄君）** 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いします。田中君。

**○1番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会、委員長報告を行います。

9月4日の本会議において付託を受けました、議案第61号の令和元年度矢掛町一般会計決算及び各特別会計決算認定並びに議案第62号から議案第65号までの令和元年度病院事業、老人保健施設事業、水道事業、下水道事業の各公営企業会計の決算認定案件4件と、議案第68号の矢掛町過疎地域自立促進計画の一部変更案件1件と、議案第70号から議案第73号までの令和2年度矢掛町一般会計補正予算、介護保険特別会計、病院事業会計、介護老人保健施設事業会計の各令和2年度補正予算案件4件の審査のため、今月8日から11日の4日間にわたり、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長、病院管理者のほか関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

まず、令和元年度公営企業会計決算についてでございますが、病院事業会計につきましては、新型コロナウイルスの影響、単年度損失及び精神科・泌尿器科を新設した状況、病院機能評価、研修生受入れ実績、未収金、委託料、給食材料費の上昇などについて、質疑応答をしたところであります。

老人保健施設事業会計では、投資活動によるキャッシュフロー、通所利用者、入所利用者の待機状況などについて質疑応答を行いました。

水道事業会計では、町の水道ビジョン、漏水調査、有収率、石綿管更新状況などの質疑応答を行いました。

下水道事業会計では、投資活動のキャッシュフロー、留保資金、接続戸数、水洗化率、公共下水区域内の単独浄化槽、合併浄化槽の状況などの質疑応答を行いました。

審査の結果、いずれの公営企業会計につきましても、全会一致で原案を了といたしました。

次に、特別会計決算であります。まず、矢掛町介護保険特別会計では、GPS内蔵靴の経費補助、認定調査費の手数料、日常生活圏域ニーズ調査委託料、要支援者の数、介護予防のさまざまな取組、高額介護サービス費相当事業費、高額医療合算介護予防サービス費相当額等の質疑応答を行いました。

住宅新築資金特別会計では、本会計の設置された背景及び今年度で廃止となる本会計の処理方法について、質疑を行いました。

矢掛町国民健康保健特別会計では、保健指導委託料の執行状況、国保収納率特別対策事業について、質疑応答を行いました。

各財産区特別会計では、人夫賃の表記の適切性について質疑応答が行われました。

後期高齢者医療特別会計並びに地域開発事業特別会計では、特段の質疑はありませんでした。

審査の結果、いずれの特別会計も全会一致で原案を了といたしました。

次に、一般会計の決算では、事業の執行状況、実績や成果、今後に向けての課題や取組方針、未収金、欠損金、繰越金、駐車場有効利用システム設計委託料など、各分野において相当数の質疑応答を行いました。

審査の結果、委員からは一部決算内容に異議が出ましたが、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第68号の過疎地域自立促進計画の一部変更については、観光駐車場有効利用システム整備事業、嵐山の桜の管理、海洋センターの空調工事等について、質疑を行いました。

審査の結果、委員から一部異議が出ましたが、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第70号から議案第73号までの令和2年度補正予算案件についての審査でございますが、まず、議案第70号、令和2年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、農業振興、生産物の販路拡大支援、生産物のブランディング、賑わいのまちづくり基金積立金、相談窓口パソコン、デジタルサイネージ減額の背景、小田球場の修繕・使用状況等についての質疑応答がありました。

審議の結果、委員から一部異議が出ましたが、賛成多数で原案を了といたしました。

議案第71号、令和2年度介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第72号、令和2年度病院事業会計補正予算（第2号）、議案第73号、令和2年度介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）では、特段の質疑はありませんでした。

審査の結果、議案第71号から議案第73号の補正予算案3件は、委員会として全会一致で原案を了とした次第であります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見・要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**〇議長（土田正雄君）** それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。

なお、諸願につきましては、審査報告書がお手許に配付されておりますので、御確認いただきたいと思います。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、石井君。

**〇5番（石井信行君）** 5番、石井です。

議案第61号、令和元年度矢掛町一般会計の歳入歳出決算書について、反対討論を行います。商工費の旧斎藤邸改築に係る外構工事費——外回りですね、1,549万9,000円及びシャントへの負担金3,500万円について、意見を述べます。外部（外構）工事費の主なもの、板塀と漆喰壁の改修ということでしたが、現地を見て回ると、明確なものとして南側の改修工事が進められている部分とを隔てる板塀は確認できましたが、漆喰壁などは、ごく一部を塗った形跡があるだけで、およそ改修工事と呼べるようなものとは思えませんでした。

また、シャンテへの負担金と書かれているんですが、負担金の元になっている工事。これは、施工業者は筒井アーク工業なんですけど、3,500万円の元になる、根拠となる設計書や見積もり明細書が全く開示されないために、2階建て8室の内装リフォーム工事ということになっておりますが、延べ130平方メートルに見合う金額なのか、疑念が残ります。それから、矢掛町とシャンテとの共同事業であるというんだったら、事業負担に係る契約書が必要ですし、地方創生推進事業ですから補助率は2分の1。シャンテへの支出は委託料、工事費3,500万円の半分、1,750万円のはずです。上乗せ補助なら議会の議決が必要ですし、それはありませんでしたし、補助金交付要項の作成が義務付けられておりますが、それもあります。古民家改修に当たっては、なぜか、筒井アーク工業とシャンテの名前が必ずといっていいほど出てくるのは、一体どういうことなのだろうかという疑問も付け加えながら、この決算承認に関する件についての反対討論とします。

つづいて、議案第68号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について述べます。観光駐車場有効利用システム整備事業を変更項目に加えるというふうになっています。これは、財源を確保するために変更するもので、既に、いま予算化されているものです。

現在、商店街の町有駐車場は、中銀前47台、交流館37台、中町13台、備中屋長衛門東側13台、旧矢掛商業高校跡地46台、商工会14台。さらに、道の駅は予定ですが、29台。計199台になります。駐車場が無くて困っているという声は、日常的にはほとんど聞きません。個人のナンバープレートを記録するので、犯罪捜査には役立つかも知れませんが、駐車するたびに個人の行動が記録されているという問題点も残ります。

数年前に、中銀前の駐車場に多額の公費を掛けて料金徴収ゲートを設置し、収入確保を目論んでおりましたが、商店街や観光客の不評を買って無料とした経緯があります。矢掛のようなこの田舎のまちに、そのシステムが本当に必要なのかどうか、疑問が残ります。

つづいて、議案第70号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）に対する意見を述べます。補正予算の12款、諸支出金に、賑わいのまちづくり基金積立金1億円が計上されております。なぜいま、このコロナ禍の中に、賑わいのまちづくり基金への積立なのか。農業振興で、委員会で随分議論になりました。公的医療機関や公的介護施設、公的福祉施設に、これらは利潤を生み出すという部門ではありません。まず、そういうところに手厚い保護が求められる。そういう部門が山とある中で、なぜ、まちづくり基金でなければならないのか。せめて、今は、医療介護福祉部門に備えるべきだというのが、私の見解です。3年ほど前に、この基金に5億円積んだばかりではありませんか。いくら注ぎ込めば、気が済むのでしょうか。

私は、議員になったばかりの最初の全員協議会の場で、まちづくりにどれだけのお金を入れ、どのような波及効果があるのか、尋ねました。町長は気に入らなかったのでしょうか。「5年前にあんたはここにおったんか」と怒鳴られました。こんなことは聞いてはいけないことかとも思いました。ちょっと怖かった、今でも怖いんですが。でも、これだけ予算を入れて、これだけの事業をしたら、町全体の税収がこれだけ上がって来つつあるというふうな説明を聞かない限り納得はできません。

いくらでも税金をつぎ込み、どこかへ消えてしまっているのではないかと。一体誰のためにやっているのかと思います。町民の暮らしはどうなっているのか。全く問題にされていないのではないかと。形だけのまちづくりが目的になっているのではないかと。そういう気がしてなりません。

以上で、反対討論を終わります。

**○議長（土田正雄君）** ただいま反対討論がありました。議案第61号、議案第68号、議案第70号についての賛成の討論はありませんか。7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 私は、議案68号、70号、2件について、賛成の立場から討論を行います。

まず、68号、駐車場現状に対してでございます。現在、商店街の中には駐車場は確かにあります。しかし、これ、駐車というのは常に車の出入りがあるって、定点観測して現状が、駐車場が必要ないから、今後のさまざまな駐車場に関する開発は必要ないという意見でございましたが、これは、今の現状を見てそれを図っているのであって、実は、これから矢掛町が取り組むさまざまなまちづくりの中で、将来予測の中で駐車場システム、あるいは駐車場そのものの開発、これは必ず必要であると。こういうお声は、町民、特に商店街の筋の人、住民あるいは商売をされる方含めて、潜在的にあるわけでございます。そういった中で、この施策については、これは必ず必要なものであろうという観点から、私は賛成いたします。

次に、議案第70号の令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、先ほど、まちづくり基金の積立てに反対討論がありましたので、これに賛成の立場から討論をいたします。矢掛町賑わいのまちづくり基金条例の目的を見ますと“観光の振興を図り、一層の活力と賑わいをもたらすため、本基金は設置された”とあります。観光は産業であり、この産業は、矢掛町に芽生えたばかりであります。水をやり、肥料を与え、しっかりと根を張らさなければなりません。既に、この産業の元には、たくさんの町民が携わっており、資本も投下されております。産業振興から観光を除外するような他の事柄との比較論は無意味であり、これは町民の意思に沿いません。賑わい創出は、議会も承認した、その名の示すとおり、まちづくりの重要なテーマです。よって、本件、矢掛町賑わいのまちづくり基金への1億円積立ては、時宜を得た措置として、賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わります。

**○議長（土田正雄君）** ほかに討論はありませんか。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 私も賛成の立場で、討論させていただきます。

1点目の、令和元年度一般会計決算についての話がありましたが、この案件につきましては、もう既に予算も通っておりまして、それに肅々と進めていった事業だと、私は賛成します。

それから、第68号の過疎地域自立促進計画、先ほどもお話がありましたが、条例の第1条には“観光振興を図り、一層の活力と賑わいのあるまちづくり”というふうなことで、産業振興だけに積立てるという、観光だけのために積立てるというふうなものではなくって、まち全体に活力あるための積立金だというふうに理解しておりまして、それに積立てるのには異論はないというふうに思っております。

それから、第何号だったかな、一般会計補正予算につきましても、駐車場か。自立計画のところが駐車場ですかね。あの矢掛の駐車場につきましても、自分が見ていると、大変駐車場もいっぱいなことが多いです。空いているというふうなことがないので、その駐車場の整備システム。それは、進めていかなければいけないと思います。

それと、先ほど一般会計、回答が逆になりましたが、賑わいのまちづくり基金も、町民全体のことを考えて、積立てていただけたと思っております。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** ほかに、討論はありませんか。はい、7番、花川君。

**〇7番（花川大志君）** はい。総務文教常任委員会に付託されました、請願第3号について、本件に反対の立場から討論を行います。

審査において、供述人として岡山県教職員組合の方が招集され、本件の質疑応答に御答弁、御解説をしていただきました。それによりますと、請願の趣旨は、教員定数の抜本的な改善が、長時間労働の解消につながるということであり、教職員定数の標準に関する法律の改正を目途とした国の関係機関への意見書提出とのことでありました。現行、各自治体の教育委員会さんが、何とか改善の一助として取り組んでおられる、加配措置ではだめであるとのこと。あくまで定数改善の推進が本件の主文でありました。

私は、次の2点から、本件委員会審査において、採択に同意できませんでした。

まず1点目。現在、新型コロナウイルス感染症対策が、教育の現場のみならず、日本全体にさまざまな影響を及ぼしています。定数増は言い換えれば、予算措置の要望でもあり、我が国の経済活動の実相を見れば、次年度以降の国の予算編成は、大変厳しいであろうことは想像に難くありません。このような状況の中、定数増、いわゆる財源の手当てを目途とした意見書提出は、地方議会の一員としては、少なからず違和感を覚えたのであります。優先順位として、矢掛町議会が第一に考慮すべきは、依存財源が65パーセントに及ぶ町の財政構造であり、これの担保への働き掛けが第一だと考えるわけでございます。これは、我がまちのみならず、日本全国の基礎自治体への普遍的な問題だと、一議員として考えるわけでございます。

2点目は、少子化の現状とそれに関連する教育環境の変化との整合です。教育現場を取り巻く環境は大きく変化しており、今は正に過渡期です。文部科学省は、ICTの導入による教科指導を強力に推進していますが、並行して、公務支援システムの導入、運用にも力を注いでいます。本務の授業に加え、多岐にわたる教員事務。また、事務以外の実務もあること。そのことによって、教職員の方に大変な荷重が掛かっていることは理解できますが、公務支援システムが適正に稼働した上で検証してもよいのではと考えるわけでございます。人口減少の社会動態の現状から、少子化はこの先も進むと推測されますが、この状況に対応したICTの導入と校務支援システムによる改善の検証を経て、しかる行為を起こすのも、一つの選択肢ではないかと考えるわけです。この観点からしますと、教員の方々の長時間労働の解消は、定数増よりもそちらのほうが合理的なのではないかと考えるわけです。決して、教育現場の働き方改革をないがしろにするということではなく、どういう選択が、日本の現状あるいは将来予測に整合するかという観点から、私は、本件請願の趣旨に賛同することには、合理性を感じません。よって、私は、請願第3号の採択。これを見送るべきとして反対いたします。

**〇議長（土田正雄君）** 請願第3号に対する賛成討論はありませんか。2番、高月君。

**〇2番（高月敏文君）** はい、請願第3号について賛成の討論を行います。

新型コロナウイルス感染症対策で消毒等、人員が必要ということもあり、また、学校がコロナにより休校になったために、授業が遅れております。それを取り戻すためにも、人員が必要であります。また、コロナウイルス等いろいろな影響により、子どもの心のケアも必要になっております。そのためにも、そういうことを踏まえて、ゆたかな学びの実現を考えると、計画的な教職員の定数改善を推進すること。これを、2021年度政府予算案に関わる意見書として、賛成いたします。

以上です。

**〇議長（土田正雄君）** ほかに討論はありますか。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** はい。私も賛成の立場で発言さしてもらいますと、学年担任を持たない生徒指導担当とか、教育担当、不登校担当というふうな担当を持つ教員がいてもいいのではないかな、と思っております。例えば、小学校での例を見ますと、新教育要領では高学年は年間35単位時間が増えていたというようなことを聞いています。それで、全国ではモデル学校としてから、教科担任制というふうなものが始まっているようで、文部科学省としまして、2022年、令和4年度をめどに教科担任制というふうなものをやっていこうかというふうなことも考えているようです。授業が多くなったからというふうなのではなくて、私が賛成するのは、その教科担任制をやった子どもにアンケートを実施したら、約8割以上の子どもたちが「ほかの、担任以外の先生とお話しする機会ができてよかった」と。それから「担任以外の先生から褒めてもらえることが多かったからよかった」というふうな回答を得ているようです。そういうふうなことも含めて、一人の子どもが複数人と接していくことは、子どもの成長にとっても、良いのではないかなというふうに思っております。もちろん、少子化というふうなことがあります。定数改善でありまして、決して増やすというふうなのではなく、新たに見直すというふうな部分だと思っておりますので、私は賛成と意見を述べさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案の性質上、分離して採決を行います。

お諮りいたします。議案第61号については討論がありましたので、議案第61号と議案第62号から議案第65号までの決算認定案件について、それぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第62号から議案第65号までの決算認定案件については、委員長報告はこれを可とするものであります。それぞれの委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第62号、令和元年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第63号、令和元年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第64号、令和元年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第65号、令和元年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてはそれぞれ原案のとおり認定することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。

先ほど、反対、賛成、それぞれ討論がありましたので、議案第61号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。

議案第61号、令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についての案件を認定することを可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。よって、議案第61号、令和元年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第66号から議案第68号、議案第70号から議案第73号までについて採決を行います。議案第68号及び議案第70号については討論がありましたので、議案第68号、過疎計画の変更案件及び議案第70号、一般会計補正予算案件と、議案第66号及び議案第67号の条例制定案件及び

議案第71号から議案第73号までの補正予算案件とは分離して採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第66号と議案第67号及び議案第71号から議案第73号までの条例制定案件及び補正予算案件については、委員長報告はこれを可とするものでありますので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第66号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第67号、矢掛町手話言語条例制定について、議案第71号、令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第73号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）については、それぞれ原案のとおり可決決定されました。

次に討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対、賛成、それぞれの討論がありました議案第68号について、ただいまから起立により採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従い行います。

議案第68号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第68号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決決定されました。

次に、反対、賛成、それぞれ討論がありました議案第70号について、ただいまから起立により採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従い行います。

議案第70号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第70号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決決定されました。

次に、請願第3号について、採決を行います。請願第3号に対する委員長報告はこれを採択とするものでありますが、本案件に対し、先ほど、反対、賛成、それぞれ討論がありましたので、起立により採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。

請願第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、請願第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願は、採択と決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま、請願第3号については、高月敏文君ほかの皆さんから意見書の提出についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 発議第2号 教職員定数の改善に係る意見書の提出について

○議長（土田正雄君） 日程第3、発議第2号、教職員定数の改善に係る意見書の提出についてを議題といたします。

なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、発議提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、議会事務局長から発議案を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 〔発議第2号意見書朗読記載省略〕

○議長（土田正雄君） 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。発議第2号は、原案のとおり措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号、教職員定数の改善に係る意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、山野豊久君ほかの皆さんから、意見書の提出についての発議案が提出されました。また、町長より業務請負契約の締結について及び物品購入契約の締結についての契約の締結案件2件の追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため、暫時休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせいたします。このあと、10時30分から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆さんは、委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、山野豊久君ほかの皆さんから、新型コロナウイルス感染症の影響に伴

う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての発議案が提出されました。

また、町長より、議案第76号、業務請負契約の締結について（矢掛町内小学校・中学校 高速大容量通信ネットワーク整備等業務の請負契約の締結）及び議案第77号、物品購入契約の締結について（矢掛町内小中学校タブレット端末等導入業務の委託契約の締結）についての追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。直ちに議題とすることに決しました。

ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

日程第4 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

**○議長（土田正雄君）** 日程第4、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。この際、議会事務局長から発議案を朗読させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 〔発議第3号意見書朗読記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。発議第3号は原案のとおり措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第76号 業務請負契約の締結について（矢掛町内小学校・中学校 高速大容量通信

ネットワーク整備等業務の請負契約の締結)

議案第77号 物品購入契約の締結について(矢掛町内小中学校タブレット端末等導入業務の委託契約の締結)

○議長(土田正雄君) 次に、日程第5、議案第76号、業務請負契約の締結について(矢掛町内小学校・中学校 高速大容量通信ネットワーク整備等業務の請負契約の締結)及び議案第77号、物品購入契約の締結について(矢掛町内小中学校タブレット端末等導入業務の委託契約の締結)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山野彦彦君) それでは、議案第76号及び議案第77号の契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第76号、業務請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。こちらは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、矢掛町内小学校・中学校高速大容量通信ネットワーク整備等業務の請負契約の締結について、同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第77号、物品購入契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。こちらは、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、矢掛町内の小中学校タブレット端末等導入業務の請負契約の締結について、同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(土田正雄君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(松嶋良治君) [議案第76号・議案第77号について説明記載省略]

○議長(土田正雄君) 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。5番、石井君。

○5番(石井信行君) はい。76号、77号の指名競争入札の指名業者を、5社と、6社を教えてください。それから、このセキュリティは大丈夫だというふうな説明で、いろんなブロックがあって大丈夫だという説明があったんですが、その外部との関係の安全性についてもう少し説明を、安全性について教えてください。

○議長(土田正雄君) 副町長。

○副町長(山縣幸洋君) はい、失礼いたします。

指名の業者名なのですが、ちょっと資料がありませんので、後ほど提示したいと思います。よろしくお願いいたします。

[5番石井信行君「すみません、なんと言われました」と呼ぶ]

○副町長(山縣幸洋君) すみません、いまちょっと手許に資料がありませんので、後ほど取り寄せます。

○議長(土田正雄君) はい。教育課長。

○教育課長(藤原徳忠君) ただいまから、外部との安全性、セキュリティということで、教育課の

方からお答えします。

今回導入しますのは、Chrombook という OS のものでございます。OS には 3 種類ございまして、Windows 型。それから、iPad 型がございまして。県内の市町村の状況で言いますと、18 市町村が Chrombook になります。今回、矢掛町と同じものになります。ちなみに申し上げますと、iPad が 4 市町。それから、5 市町村が Windows 型ということになります。

それで、この中で一番脆弱性の弱いものが、Windows 型と呼ばれるものです。これは、セキュリティが、はっきり申し上げていいのか。ほかのものと比べると、ちょっとセキュリティに問題があると。

iPad につきましては、これは、アプリ自体が Apple の審査を通ったものしかできませんので、こちらはセキュリティが高い。

じゃあ、なぜ Chrom 型かと言いますと、Chrom 型につきましては、当然 Windows 型よりもセキュリティが多く、それから先ほど企画財政課長から説明がありました、これの有害サイトの閲覧を制限するネットフィルタリングのソフトを導入しますに、そもそも OS 自体が非常に簡単で、外部との接触も簡単に接触を断つことができるというふうな設定ができます。この設定も、教育委員会のほうで設定をして、学校に配付するということになりますので、まず、学校側さんのほうでその端末自体をつつくことはできない。当然、有害ネットを遮断するものしか学校現場にお渡しすることはしませんので、そういう面からもセキュリティに優れて、非常に利便性の高いソフトであるということで、Chrom 型を入れたということでございます。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 5 番、石井君。

○5 番（石井信行君） 再質問で申し訳ありませんが、私、現職の教員の時に、セキュリティをクリアする子どもが何人かいたんです。どの教師のパソコンも必ずブロックをクリアする、そういう子がいます、きっと何人かいるんじゃないかと思って、そのへんの対策はありますか。

○議長（土田正雄君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） 児童生徒によっては、非常にパソコンに長けた子どもさんがいるというのは、十分承知しております。ハッキングというまではいかないと思いますが、そういう子どもさんのためにですね、私どもでは、いま学校現場に一人、スクールサポーター的な ICT の関係で、人を一人、一週間に 1 回、派遣しております。もし、そういうふうなことが発覚すれば、すぐ対応できるようには、いま現状でもしております。しておりますし、そのへんのことも十分参考にしていきながら、対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（土田正雄君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） 今の 5 番、石井議員さんからお尋ねになった件なんですけれども。私はですね、パソコンも含めてですね、そういう教育機器を堪能に使える。そういうことも大事ですけれども、その使い方ですがね。マナーであるとか、そういうものも指導することが、やっぱり学校教育の非常に重要な部分だろうと。だから、幼い頃のほうがですね、非常にこう受入れ態勢できますので、それを小学校のほうからですね、やっていきたいと。そういう気持ちもございまして、ちょっとあえて申し上げさせていただきました。

○議長（土田正雄君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） はい、申し訳ありません。それでは、入札の指名の業者を説明をさせてい

いただきます。

まずですね、ネットワーク整備事業。請負事業業務のほうですが、落札されました、株式会社中電工さん。それから、株式会社中国電業舎さん。株式会社報国電設さん。株式会社でんでんさん。それから、株式会社日本電気工業所さんの5社でございます。よろしいでしょうか。はい。それでは、その次がタブレットの端末導入ですが、これ、県内のChrombookの取り扱い店ということで、落札いたしました株式会社ライズオカヤマさん。それから、株式会社アイアットOECさん。株式会社オービスさん。株式会社トスコさん。Gateシステムズ株式会社さん。株式会社両備システムズさんの6社でございます。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） ほかに質疑はございませんか。7番，花川君。

○7番（花川大志君） はい。議案第77号について、2点お聞きしたいと思います。

まず、メンテナンスは今後どういうかたちになるのか。それと、台数を見ますとタブレットは865台。教職員用も含めて、900台を超えるわけです。この備品の管理、今後棚卸しをどのようにするのか。学校単位なのか。学校単位だけでも、町全域で管理をするのか。

これは、購入と同時にランニングコストが発生してくるわけでございます。その辺りの御見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（土田正雄君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） はい、それでは、教育課からお答えをいたします。

まず、メンテナンスの問題でございます。当然、機械ですから壊れるということを想定して、運用してまいりたいと思っております。まずそのためには、それに専用の専門家が必要だと思えます。先ほど議員さんの質問にもお答えしましたが、いま現状でも一人、学校現場のほうに派遣をしております。これ、もちろんSEでございます。で、いま、だいたい3件ぐらい相談事がございます。内容は、まずパソコンが起動できない。アプリの使い方がわからない、といった面がございますので、そういうふうなものに、いま現場は対応していますが、そのメンテにつきましても、そういうものを含めて対応できるようにしております。当然、人数の多分上限がありますので、もし壊れた場合、すぐ修繕には取り掛かりますが、その場合、予備として何台かございますので、それを活用しながら現場の運用をしていくということでございます。

それから、管理でございますね。入れた後の管理。これには、先ほどの議案の企画財政課長の説明がありましたように、各教室に電源キャビネットというものを導入いたします。これは、パソコンをそこへ、こう箱のもので、そこへ1台入れるんですけども、そこに保管していく。ただ、この保管には、電源用の充電の設備もございますので、そこに入れて必ず管理するということになります。ですので、この管理につきましては、学校の現場の先生というふうなことになるかと思えます。

このへんも含めまして、いま教育委員会ではもう既に8月の末に、ICTの導入に係る研修会を県教委から専門家を招いて、1回しております。各学校二人、ICTのリーダー、それからサブリーダーを選出していただきまして、導入に向けて、いま1回目をして、これから2回目、3回目と、いま管理とかメンテとか。それから、先のセキュリティも含めまして研修を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） ほかに御質疑はありませんか。はい、2番，高月君。

○2番（高月敏文君） はい。初歩的な質問ですいませんけど、アクセスポイントが各1年生とかあると思うんですけど、職員室にはないのですが、指導者はどのようにして、どう言ったらいいのか。事前に勉強するとかそういう必要はないのか。その職員室に必要がないのかどうかをお聞かせください。

○議長（土田正雄君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） では、教育課からお答えをいたします。先ほどの図面を見ていただいているとおり、アクセスポイントは基本的に授業を行う所に設けております。で、ない所というのは職員室、校長室、保健室。それから、授業を行わない普通の教室というんですか。してない所もあるんですけど、そういう所にはしてない。じゃあ、先生はどこですのかというと、いわゆるアクセスポイントがある教室で、もうしていただくというふうなことがあります。職員室ではすることができない。これは、学校現場にも説明して、それで了承を得ているということでございますので、基本はこの補助事業の対象も、授業を行う所に設置するというふうなものがございますので、その点も含めて、基本的に授業をする教室だけということですので、先生方もそこでしていただくというふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） ほかに御質疑はございませんか。

〔なし〕

質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第76号及び議案第77号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号、業務請負契約の締結について（矢掛町内小学校・中学校 高速大容量通信ネットワーク整備等業務の請負契約の締結）及び議案第77号、物品購入契約の締結について（矢掛町内小中学校タブレット端末等導入業務の委託契約の締結）については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動並びに各常任委員会及び特別委員会の所管部分の調査・研究については、議会の継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期・日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期・日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって第6回矢掛町議会第3回定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、第6回矢掛町議会第3回定例会は閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。町長。

**○町長（山野通彦君）** 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和2年第6回矢掛町議会第3回定例会につきましては、14日間の会期でありましたが、上程いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関連事業を含みます一般会計補正予算(第5号)、病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計補正予算など、本日上程いたしました追加議案を含め、計20議案につきまして、慎重な審議を賜り、それぞれ原案のとおり決定いただき、誠にありがとうございました。議案審議並びに一般質問などで賜りました御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、先般、九州西岸を北上した大型で強い台風10号ですが、各地に暴風や猛烈な雨をもたらし、土砂崩れや大規模停電が発生し、鉄道等交通機関にも大きな影響を与えました。被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げたいと思います。矢掛町におきましては、被害報告がなく安堵したところでございます。

異常気象と言われる現象が頻繁に見られるようになった昨今では、いつ、どのような災害が起こるかわかりません。そのような中で、引き続き、自助・共助・公助を中心とした、災害に強いまちづくりをしてまいりたいと存じます。

また、国政におきましては、昨日、自民党の総裁選挙が行われ、菅義偉氏が選出されました。明日16日に召集される臨時国会において、新内閣総理大臣の指名選挙が行われますが、新型コロナウイルス感染症に対処しつつ、今後の経済活動を回復させていくことが最重要課題であり、そのために必要な施策に対しまして、国の動向を十分注視しなければならないと考えているところでございます。

さらに、密接なところといたしまして、岡山県知事選挙が来月8日告示、25日投開票という日程で行われます。こちら、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら、選挙の推進に取り組む必要があると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、本年度事業におきましては、引き続き円滑に進めていく所存でございますので、どうか議員の皆様には、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

本日は、大変ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 以上をもちまして閉会といたします。11時20分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん、関係職員には、全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。

午前11時10分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和      年      月      日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員